

平成 20 年度

廃棄物の不法投棄問題に関する実情 調査（アンケート）

報 告 書

平成 21(2009)年 3 月
衆議院調査局環境調査室

「衆議院ホームページ」の「調査局作成資料」にて本資料の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

<電子ファイルへのアクセス方法>

「衆議院ホームページ（<http://www.shugiin.go.jp/>）」 「調査局作成資料」をクリック 「各調査室作成資料（http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/kakushitsu.htm）」をクリック 資料名を選択してクリック 電子ファイルが開きます。

本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。

Tel 03-3581-5111 内線 3453、3458、3455、3456

03-3581-6733（直通）

Fax 03-3581-7700

担当：那須、深井、加瀬、後藤、原

はじめに

本アンケート調査は、今回、当室で取りまとめを行った廃棄物の不法投棄問題に関する実情調査の一環として実施したものです。

調査の実施に当たっては、不法投棄問題についての有識者の方々及び一部自治体から、設問項目の選定などの際に必要な応じ、御助言を頂きました。

また、調査を依頼した自治体からは、公務多忙中にもかかわらず御回答をいただくなど、それぞれより多大な御協力を賜りました。

本資料が、議員の立法調査活動の上での一助となれば誠に幸いです。

未筆ながら、本資料の作成に当たり、関係地方自治体等から大変貴重な御意見等を賜りました。上梓に際し、改めまして関係各位の御協力・御鞭撻等に感謝申し上げます。

なお、本資料に関するご意見等がございましたらお気軽に当室までお問い合わせ下さい。

平成 21 年 3 月

衆議院調査局環境調査室長

専門員 吉澤 秀明

調査担当者

衆議院調査局環境調査室

室長	吉澤秀明
首席調査員	春日
調査員	那須茂子
調査員	深井明子
調査員	加瀬武之
調査員	後藤一平
調査員	原拓史

目 次

第 1 章 調査の概要	1
1 調査の目的.....	1
2 調査実施主体.....	1
3 調査の方法.....	1
4 調査内容.....	1
5 回答数.....	1
第 2 章 調査結果	3
1 一般廃棄物関係.....	4
(1) 不法投棄の現状について	4
(2) 不法投棄の防止対策について	18
(3) 不法投棄の監視・防止体制について	33
(4) 行政指導、措置命令、行政代執行等の状況について	50
(5) その他.....	60
2 産業廃棄物関係.....	61
(1) 不法投棄の現状について	61
(2) 不法投棄の防止対策について	70
(3) 不法投棄の監視・防止体制について	90
(4) 区域外で発生した廃棄物の区域内への流入に対する抑制について	108
(5) 行政指導、措置命令、行政代執行の状況について	115
(6) その他.....	131
3 産業廃棄物に係る法定外目的税関係	132
(1) 現状について.....	132
(2) 課題について.....	146
4 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法関係	147
(1) 現状について.....	147
(2) 課題について.....	150
5 家電リサイクル法関係.....	155
(1) 現状について.....	155
(2) 課題について.....	158
6 その他.....	161
(1) 廃棄物処理法等について	161
(2) 一般廃棄物の不法投棄問題について	166

第1章 調査の概要

1 調査の目的

廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の不法投棄及びその対策についての自治体における取組等の実情を把握し、今後の本院環境委員会における廃棄物の不法投棄問題に関する審査等の参考の用に供しようとするものである。

2 調査実施主体

衆議院調査局環境調査室

3 調査の方法

（1）調査対象

都道府県、廃棄物処理法施行令第27条政令市、その他の県庁所在地の市、
東京23区 合計144地方公共団体（次頁参照）

（2）調査期間

平成20年12月5日（火）～平成21年1月15日（木）

特別な記載がない他は、平成20年12月1日現在の状況について調査を行った。

（3）調査方法

郵送及び電子メールによるアンケート調査方式

4 調査内容

自治体が行っている不法投棄対策に関し、一般廃棄物関係、産業廃棄物関係、産業廃棄物に係る法定外目的税関係、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法関係、家電リサイクル法関係、その他について調査を行った。

5 回答数

発送数：144地方公共団体

回収数：144地方公共団体（回収率100%）

[調査対象地方公共団体]

- 1 全47都道府県
- 2 全17政令指定都市（地方自治法第252条の19及び指定政令）
大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、
福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市
- 3 全39中核市（地方自治法第252条の22及び指定政令）
宇都宮市、金沢市、岐阜市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市、秋田市、
郡山市、和歌山市、長崎市、大分市、豊田市、福山市、高知市、宮崎市、いわき市、
長野市、豊橋市、高松市、旭川市、松山市、横須賀市、奈良市、倉敷市、川越市、
船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市、東大阪市、富山市、函館市、下関市、青森市、
盛岡市、柏市、西宮市、久留米市
- 4 廃棄物処理法施行令第27条において特に定められている4市〔廃掃法政令市〕
尼崎市、呉市、大牟田市、佐世保市
- 5 上記に含まれていない県庁所在地の14市〔県庁所在市〕
山形市、福島市、水戸市、前橋市、福井市、甲府市、津市、大津市、鳥取市、
松江市、山口市、徳島市、佐賀市、那覇市
一般廃棄物の不法投棄状況等に関し、各都道府県下の少なくとも1自治体における
当該実情を把握するため。
- 6 東京23区

[留意事項]

本調査における記述回答の内容は、各自治体における廃棄物対策担当部局における意見を取りまとめたものであり、各自治体としての公式見解ではない。

集計結果は、注記のない限り、小数第1位までを百分率（%）で表示している。

本調査における「市」とは、廃棄物処理法施行令第27条政令市及びその他の県庁所在地の市を合わせたものである。

記述回答については、主なものを掲載することとし、また、記述内容の整理及び要約等をして掲載している場合もある。

本調査は、原則として平成20（2008）年12月1日現在での状況の取りまとめを依頼した。

「NA」が多く、統計として不十分なものと認められた項目については、本報告書には掲載していない。

第2章 調査結果

【回答対象：市及び東京23区】

1 一般廃棄物関係

(1) 不法投棄の現状について

Q1	不法投棄の現状を把握するための調査(次のQ3及びQ4に該当するもの)を実施していますか。
----	--

調査結果の概要

不法投棄の現状を把握するための調査については、特別に不法投棄について把握するための調査の実施の有無を聞いたものであるが、全体で約6割の自治体が調査を実施していた。政令指定都市よりも、その他の市区において実施している割合が比較的高い傾向がみられた。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.実施している	41.2% (7)	61.5% (24)	75.0% (3)	64.3% (9)
2.実施していない	58.8% (10)	38.5% (15)	25.0% (1)	35.7% (5)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)

	東京23区	合計
対象数	(23)	(97)
1.実施している	52.2% (12)	56.7% (55)
2.実施していない	47.8% (11)	43.3% (42)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)

Q 2	実施している場合には、その調査頻度及び調査方法を教えてください。
-----	----------------------------------

調査結果の概要

調査頻度については、半年未満に1回以上が約2割であり、一番多い割合となった。
 方法としては、日常的なパトロール時とするもののほか、ヘリコプターによる調査や不法投棄台帳を作成して、区域内全域を調査するなど大規模な調査を行っている自治体もあった。

< 回 答 >

A 頻度

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.半年未満に1回以上	11.8% (2)	28.2% (11)	25.0% (1)	42.9% (6)
2.半年以上～1年未満に1回	0.0% (0)	10.3% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)
3.1年以上～2年未満に1回	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
4.2年以上～3年未満に1回	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0%
5.3年以上～4年未満に1回	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0%
6.4年以上～5年に1回	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.1% (1)
7.その他	29.4% (5)	23.1% (9)	50.0% (2)	7.1% (1)
無回答	52.9% (9)	38.5% (15)	25.0% (1)	42.9% (6)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.半年未満に1回以上	17.4% (4)	24.7% (24)
2.半年以上～1年未満に1回	4.3% (1)	5.2% (5)
3.1年以上～2年未満に1回	4.3% (1)	2.1% (2)
4.2年以上～3年未満に1回	0.0% (0)	0.0% (0)
5.3年以上～4年未満に1回	0.0% (0)	0.0% (0)
6.4年以上～5年に1回	0.0% (0)	1.0% (1)
7.その他	26.1% (6)	23.7% (23)
無回答	47.8% (11)	43.3% (42)

(「その他」の主な内容)

- ・ 平日の日中及び夜間のパトロールを実施している。年に2回、ヘリコプターによる上空からの監視パトロールを実施している。
- ・ 日常的なパトロール活動。
- ・ 不法投棄発生の都度集計。
- ・ 日曜日を除く毎日。
- ・ ごみ収集時。
- ・ 毎月。
- ・ 通報により現場対応した報告書を基にデータを作成。

B 方法

(主な方法)

- ・ 郊外地区及び不法投棄が多発する箇所の巡回パトロールを随時実施している。また、春と秋の年2回、重点的に郊外地区のパトロールを行っている。
- ・ 平日の日中は、警察OBの臨時職員で2班にて監視パトロールを行い、5月から11月の期間は、業務委託で夜間のパトロールを行っている。
- ・ 毎年、春、秋の同時期に市内の観光地、商用地、公園周辺、河川敷、交差点、中央分離帯、農道、駐車帯等20地区、141地点を調査。
- ・ 職員によるパトロール及び調査、委託パトロールによるパトロール及び調査、警察等との合同調査(実況見分立会い)、不法投棄監視員によるパトロール。
- ・ 不法投棄監視員(25名)月2回以上、指定された区域を監視する。
衛生監視員(8名4班体制)日常的に担当する区域をパトロールする。
- ・ 不法投棄台帳を作成し、清掃指導員が4~5年間隔で市内全域を一斉調査している。
- ・ 自治体で構築している粗大ごみ処理システムの中で、投棄品目、数量などを入力し、現状把握している。
- ・ 委託業者による夜間パトロール(年間156回)実施報告書、清掃事業職員によるごみ収集作業時のごみ集積所の巡回(常時)、道路管理事業職員による不法投棄多発箇所の巡回(随時)。
- ・ 道路監理月報作成。
- ・ 不法投棄監視パトロールによる監視を行っているが、残存分の確認ではなく新たな不法投棄の未然防止、投棄物の確認及び回収を行っている。
- ・ 「発見 投棄物確認・警察の立会い・回収 経過観察及び不法投棄禁止看板設置」のプロセスを毎日行っている。

Q 3	不法投棄の現状（残存分）について、件数、投棄総量と、投棄量の多い順に上位 5 品目及び各投棄量について教えてください。
-----	---

調査結果の概要

一般廃棄物の不法投棄の現状（残存分）については、全体で約 5 万件となっており、そのうち、政令指定都市が全体の約半数を占めている。本項目については、全体の半分以上の自治体が無回答であり、実態としては本調査結果以上の不法投棄がなされているものとも推定される。

なお、投棄総量については、量としての把握が困難であり、一部の不法投棄しか把握できなかったため、参考値として掲載した。

< 回 答 >

A 件数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
件数	52.5% 26,724 件	23.0% 11,679 件	0.7% 337 件	0.6% 298 件
無回答	58.8% (10)	59.0% (23)	50.0% (2)	64.3% (9)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
件数	23.2% 11,821 件	50,859 件
無回答	65.2% (15)	60.8% (59)

B 投棄総量

参考値

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
重量(トン)	10,217	898	5	49	0	11,169
容積(m ³)	0	0	64	0	0	64
個数	0	0	0	0	7,886	7,886

Q4	主たる投棄場所、推定される投棄時間帯及び不法投棄者（の種別）を教えてください。
----	---

A 主たる投棄場所

調査結果の概要

不法投棄された一般廃棄物の主たる投棄場所は、道路及びその周辺部がもっとも多く、次いで山林、河川敷の順番であった。なお、廃掃法政令市及び東京23区については、公園・広場を挙げた自治体が比較的多くみられた。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
主たる投棄場所	(17)	(39)	(4)	(14)
1. 山林	2.0% (0)	11.6% (5)	15.0% (1)	16.7% (2)
2. 道路(山林以外)及びその周辺部	13.7% (2)	12.8% (5)	21.7% (1)	18.1% (3)
3. 河川敷	2.0% (0)	5.5% (2)	16.7% (1)	11.4% (2)
4. 海岸	2.0% (0)	1.9% (1)	3.3% (0)	1.4% (0)
5. 農地・採草放牧地	0.0% (0)	1.2% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
6. 宅地	0.4% (0)	2.4% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)
7. 公園・広場	5.9% (1)	1.5% (1)	11.7% (0)	0.0% (0)
8. その他	4.3% (1)	2.7% (1)	6.7% (0)	0.0% (0)
無回答	69.8% (12)	60.3% (24)	25.0% (1)	52.4% (7)

	東京23区	合計
主たる投棄場所	(23)	(97)
1. 山林	0.0% (0)	8.0% (8)
2. 道路(山林以外)及びその周辺部	6.1% (1)	12.5% (12)
3. 河川敷	0.0% (0)	4.9% (5)
4. 海岸	0.6% (0)	1.6% (2)
5. 農地・採草放牧地	0.0% (0)	0.5% (0)
6. 宅地	1.7% (0)	1.4% (1)
7. 公園・広場	4.3% (1)	3.2% (3)
8. その他	4.9% (1)	3.3% (3)
無回答	82.3% (19)	64.6% (63)

自治体数は、投棄量の順位ごとに集計し、平均値を算出したため、小数点以下の場合には0と表示している。

(「その他」の内容)

- ・ ごみ集積所
- ・ 用水路
- ・ 空き地
- ・ 新幹線高架下
- ・ 原野
- ・ 民有地
- ・ 公共用地
- ・ 緑道
- ・ 学校周辺
- ・ 駅等の公共施設に設置された駐輪場周辺

B 推定される投棄時間帯

調査結果の概要

推定される投棄時間帯は、夜間、昼夜問わず、不明などが約10～20%台となっている。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
時間帯	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
1.日中	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	1.0% (1)
2.夜間	17.6% (3)	20.5% (8)	0.0% (0)	14.3% (2)	8.7% (2)	15.5% (15)
3.昼夜問わず	11.8% (2)	17.9% (7)	25.0% (1)	0.0% (0)	8.7% (2)	12.4% (12)
4.不明	11.8% (2)	7.7% (3)	25.0% (1)	14.3% (2)	13.0% (3)	11.3% (11)
無回答	58.8% (10)	53.8% (21)	50.0% (2)	64.3% (9)	69.6% (16)	59.8% (58)

C 推定される不法投棄者の種別

調査結果の概要

推定される不法投棄者については、不明が14.4%でもっとも多く、住民や事業者がそれぞれ10%程度となっている。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
1.住民	5.9% (1)	12.0% (5)	25.0% (1)	14.3% (2)	2.9% (1)	9.6% (9)
2.事業者	27.5% (5)	2.6% (1)	50.0% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.9% (8)
3.住民+事業者	11.8% (2)	5.1% (2)	0.0% (0)	21.4% (3)	8.7% (2)	9.3% (9)
4.不明	17.6% (3)	16.2% (6)	25.0% (1)	0.0% (0)	15.9% (4)	14.4% (14)
無回答・その他	37.3% (6)	64.1% (25)	0.0% (0)	64.3% (9)	72.5% (17)	58.8% (57)

(「その他」の内容)

- ・ 住民又は事業者
- ・ ホームレス

Q 5	Q 1 の調査及び Q 1 以外の現状把握の手法(住民からの通報等)も含め、特定の土地もしくは建物・家屋において、不法投棄等(占有者が所有の意思を持って廃棄物をためている状態も含む。)が増大し、生活環境、自然環境あるいは景観が著しく損なわれている事案(いわゆるゴミ屋敷、ゴミ林、ゴミロード等)の有無を把握していますか。
-----	---

調査結果の概要

いわゆるゴミ屋敷、ゴミ林、ゴミロード等について、把握していると回答した自治体はいずれの区分でも過半数を占めており、全体で約 60%となっている。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
1.把握している	47.1% (8)	66.7% (26)	50.0% (2)	57.1% (8)	52.2% (12)	57.7% (56)
2.把握していない	35.3% (6)	30.8% (12)	25.0% (1)	21.4% (3)	34.8% (8)	30.9% (30)
無回答	17.6% (3)	2.6% (1)	25.0% (1)	21.4% (3)	13.0% (3)	11.3% (11)

Q 6	Q 5でお聞きした事案について、主たる投棄場所、推定される投棄時間帯及び不法投棄者（の種別）並びにその支障除去に向けた取組状況を教えてください。
-----	--

調査結果の概要

主たる投棄場所は道路（山林内以外）及びその周辺部が多く、次いで山林、宅地、河川敷となっている。

推定される投棄時間については、日中のみが1%で低く、その他の時間帯が概ね20%前後となっている。

推定される投棄者としては、居住者やホームレスを挙げる自治体があった。

これらの不法投棄について、支障の除去に向けた取組として、土地所有者に対する指導等が行われている。

< 回 答 >

A 主たる投棄場所

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
投棄場所	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
1.山林	11.8% (2)	14.5% (6)	16.7% (1)	23.8% (3)	0.0% (0)	12.0% (12)
2.道路（山林内以外） 及びその周辺部	15.7% (3)	14.5% (6)	16.7% (1)	26.2% (4)	17.4% (4)	17.2% (17)
3.河川敷	2.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	4.8% (1)	0.0% (0)	4.1% (4)
4.海岸	2.0% (0)	0.9% (0)	0.0% (0)	2.4% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
5.農地・採草放牧地	3.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	2.4% (0)	0.0% (0)	2.1% (2)
6.宅地	5.9% (1)	10.3% (4)	0.0% (0)	7.1% (1)	14.5% (3)	9.6% (9)
7.公園・広場	2.0% (0)	1.7% (1)	8.3% (0)	4.8% (1)	5.8% (1)	3.4% (3)
8.その他	2.0% (0)	1.7% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	10.1% (2)	3.4% (3)
無回答	54.9% (9)	46.2% (18)	58.3% (2)	28.6% (4)	52.2% (12)	47.1% (46)

自治体数は、投棄量の順位ごとに集計し、平均値を算出したため、小数点以下の場合には0と表示している。

B 推定される投棄時間帯

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
時間帯	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
1.日中	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	1.0% (1)
2.夜間	5.9% (1)	23.1% (9)	0.0% (0)	28.6% (4)	8.7% (2)	16.5% (16)
3.昼夜問わず	11.8% (2)	23.1% (9)	25.0% (1)	21.4% (3)	26.1% (6)	21.6% (21)
4.不明	35.3% (6)	23.1% (9)	25.0% (1)	21.4% (3)	34.8% (8)	27.8% (27)
無回答	47.1% (8)	30.8% (12)	50.0% (2)	21.4% (3)	30.4% (7)	33.0% (32)

C 推定される不法投棄者の種別

- ・ 他市町村の居住者。
- ・ 区外から夜間にトラック等で持ち込む悪質な業者もいる。
- ・ 当該家屋の居住者。
- ・ リサイクル無料回収業者。
- ・ 当該土地占有者。
- ・ ホームレス。
- ・ ごみ屋敷の場合は、居住者が持ち込む場合等が多い。

D 支障の除去に向けた取組状況

- ・ 清掃指導員が土地及び建物の所有者等へ適正な管理方法の指導を行っている。
- ・ 定期的に訪問し、適正処理を指導するほか廃棄物の増減の状況を監視する。
- ・ 投棄者（原因者）の特定と、原因者及び土地管理者による早期撤去を図る。
- ・ 投棄者が特定できない場合は土地所有者に、所有者の撤去が困難な場合は地域のボランティア等で回収可能な場所まで搬出してもらう。
- ・ 不法投棄者が特定できる場合は、不法投棄者に原状回復を命じるか、その者に費用負担させ自治体で処分する。
- ・ 不法投棄者が特定できない場合は、民有地であればその所有者の、道路であれば道路管理者の管理責任のもとで処分してもらう。
- ・ 不法投棄者や管理責任者が任意で支障の除去を行わない場合は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、法的手段による解決を待てないことが多いため、自治体で除去せざるをえないことが多い。
- ・ 関係部署及び地元住民と連携を図り、当該者宅へ訪問指導に行く。
- ・ 公園等については、不法投棄が続くようであれば、ごみ箱を撤去している。
- ・ 道路上に、占有者が所有の意思をもって廃棄物を置いている現場において、適宜状況を把握し、通行の支障の程度により占有者に対して自主撤去するよう指導している。また過去には、本人立合いのもと所轄警察と合同でこれらの撤去にあたったこともある。
- ・ いわゆるごみ屋敷住人に対しては、関係所管と連携し、地元の町会・自治会の協力を得ながら、ごみの撤去、建物の改善を働きかけている。
- ・ 占有者が廃棄物ではないと主張しているため、手が出せない。
- ・ 廃棄物処理法第5条の清潔の保持を根拠に、土地の所有者又は管理者に対し指導を行っているが、強制力を持たないため、解決するまで長期間を要する。
- ・ 土地管理者を調査し、除去後に管理者が防護柵、啓発看板等を設置することを条件に撤去している。（国、県の管理地は除く）
- ・ 有価物として購入した地金類（金属くず）を保管しており不法投棄とは言えないが、景観上問題があるため処理するよう指導している。

Q7	Q5の事案に特に対処するための条例または対策要綱等を定めていますか。
----	------------------------------------

調査結果の概要

いわゆるゴミ屋敷、ゴミ林、ゴミロード等の事案に対処するための条例または対策要綱等を定めている自治体は約2割であり、多くの自治体で定めていない現状にある。

条例等の内容としては、土地所有者の管理責任を明記した内容が多く見受けられた。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.定めている	11.8% (2)	25.6% (10)	0.0% (0)	7.1% (1)
2.定めていない	70.6% (12)	71.8% (28)	75.0% (3)	71.4% (10)
無回答	17.6% (3)	2.6% (1)	25.0% (1)	21.4% (3)

	東京23区	合計
対象数	(23)	(97)
1.定めている	13.0% (3)	16.5% (16)
2.定めていない	73.9% (17)	72.2% (70)
無回答	13.0% (3)	11.3% (11)

(当該条例・対策要綱等の名称及び内容の概要)

条例・対策要綱等の名称	内容の概要
清潔で美しい大田区をつくる条例	民有地内に堆積されたゴミを撤去できる。
世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例	清潔できれいなまちづくりを推進し区民の生活環境の向上を図ることを目的とした条例で、不法投棄防止対策としては、空き地の所有(管理)者による適正管理義務について規定している。
世田谷区清掃・リサイクル条例	上記条例同様、空き地の所有者(管理者)による適正管理義務を規定しているほか、不法投棄ごみの処分については土地所有者(管理者)の義務とする規定を設け、その規定に違反し生活環境を著しく害すると認められる場合、区が違反者に改善命令を行うことができる旨規定している。

川崎市廃棄物の処理及び再生等に関する条例	(空き地の管理) 第41条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地のみだりに廃棄物が捨てられないようその周囲に囲いを設けること等必要な措置を講じなければならない。 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。
相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の適正処理及び生活環境を清潔にすることについて定めた条例。
相模原市ごみの散乱防止による町の美化の推進に関する条例	空き缶、吸い殻、粗大ごみ等の散乱防止について定めた条例。
相模原市不法投棄物緊急撤去事業負担金交付要綱	廃棄物の不法投棄の防止を推進し、もって自然環境の保全を図るため、津久井地区環境美化推進連絡協議会が実施する不法投棄物緊急撤去事業に対する負担金の交付について必要な事項を定めるもの。
相模原市一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法第6条に基づく一般廃棄物処理計画。
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	・土地所有者等の管理責任の明確化。 ・土地所有者等に対する指導、勧告及び違反者の公表。
姫路のまちを美しく安全で快適にする条例	空き缶やタバコの投げ捨てを禁止するとともに、路上喫煙を禁止している。
久留米市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	放置自動車は、街の美観を損なうばかりでなく、生活環境の維持や公共の場所の機能障害となり、さらに事故を誘発するなど、良好な都市環境の形成を脅かす存在となっているため、放置自動車の適正な処理を確保するとともに、放置行為の未然防止を図るための対策を講じるもの。
大分市環境の美化に関する条例	「不法投棄の禁止」 市民及び事業者は公共の場所等及び空き地に不法に廃棄物を投棄して生活環境を悪化させてはならない。
那覇市不法投棄防止手順書	ISO9001取得に向けた、住民陳情受付から、指導、回収、データベース化、不法投棄防止要望受付処理までの手順書。

Q 8	不法投棄の現状把握についての課題があれば教えてください。
-----	------------------------------

調査結果の概要

不法投棄の現状把握についての課題としては、現状把握を行うための人員やコストの観点から十分に把握できないとの意見が多くあった。また、ゴミ屋敷や私有財産関係に関しては、廃棄物について財産の所有権を主張された場合の対処の困難性や、民有地への立入自体が困難であるとの意見があった。

< 回 答 >

(不法投棄の現状把握についての課題)

1 現状把握関係

- ・ 夜間に投棄されることが多いため、通常の昼間パトロールでは原因者を見つけられない。
- ・ 河川の中などに放棄される場合については、ヘドロに埋まっているときや水位が高いときは発見できない。また、回収が困難である。
- ・ 市民の通報以外は現状把握できない。
- ・ 山間部では特に不法投棄物の現状把握及び回収が非常に困難であるため未発見の不法投棄がある可能性はある。
- ・ 民間委託や直営により、不法投棄防止パトロールを行っているが、市内が広範囲のため限界がある。
- ・ 本自治体は、山間部から海岸部にかけて琵琶湖の面積と同程度の広大な市域を有するため、市内全域での現状把握には多大なコストがかかると考えられる。
- ・ ごみ置き場にテレビ等の粗大ごみを捨てられているケースが多く、故意に不法投棄しているのか、ごみ置き場であるため分別方法を知らずに捨てているのか、判断が難しい。
- ・ 山間部に不法投棄が多く見られ地理的にも把握することが困難な場所が多い。また、少量で広範囲にわたり不法投棄されているため現状把握には困難を要する。
- ・ 不法投棄場所については、山間部で夜間に行われることが多いことから、山間部や夜間の監視体制を強化する必要があるが、事故防止の観点や連絡体制について難しい面もある。

2 ゴミ屋敷・私有財産関係

- ・ いわゆるごみ屋敷等の問題については、財産の所有権を主張された場合に、現行では自治体側のみで対処（全面的に解決）することができず、改善要請するに留まっている。
- ・ 私有地について第三者から通報があった場合、その対応に苦慮している。

- ・ 民地と官地をまたいで放棄されており、判別できない場合がある。
- ・ 民地に不法投棄されている場合の対応。
- ・ 私有地等の場合、廃棄物の基準が不明確な場合がある。
- ・ 投棄場所が民地である場合の敷地内への侵入方法について。
- ・ 土地占有者の意識（不法投棄対策意識）の向上が図れない。

3 人員関係

- ・ 対応する職員、機材が経常的に不足している。
- ・ 件数増加、事案の悪質化・複雑化などの傾向があるが、職員削減及び予算削減等により、十分な対応が困難となっている。
- ・ 民間委託によるパトロールを実施している自治体もあるが、報告された事案を処理するためのマンパワーが不足している。
- ・ 投棄が予想される場所が広範囲に点在しており、時間帯、投棄者の特定なども困難であり、また、現状把握に係る人員、財源等も不足している。
- ・ 仮に現状把握のための人員を確保（実際には予算的な問題もあり難しいが）できたとしても、その後の対応（不法投棄物の撤去及び処理等）が出来なければ意味がない。

(2) 不法投棄の防止対策について

Q1	不法投棄防止のための啓発普及活動を行っていただければ、その概要を教えてください。
----	--

調査結果の概要

不法投棄防止のための啓発普及活動を行っているとは回答した自治体は全体の8割を超えており、多くの自治体で啓発普及活動を行っている実態が明らかとなった。主な活動の概要としては、不法投棄防止看板の貸与や広報等のPR活動などとなっている。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	88.2% (15)	94.9% (37)	75.0% (3)	78.6% (11)
2.行っていない	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)
無回答	11.8% (2)	2.6% (1)	25.0% (1)	21.4% (3)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	69.6% (16)	84.5% (82)
2.行っていない	17.4% (4)	5.2% (5)
無回答	13.0% (3)	10.3% (10)

(不法投棄防止のための啓発普及活動の概要)

- ・ 不法投棄防止看板の貸与。
- ・ 環境省と連動してのキャンペーン。
- ・ 駅等の大型ビジョンを活用しての広報。
- ・ 地域住民、関連団体、行政が協力し投棄物の撤去を行う不法投棄撲滅キャンペーンを実施し、不法投棄撲滅に対する市民意識の向上と普及啓発を行っている。
- ・ 自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄対策事業を実施している。
- ・ 防止看板、警報装置の設置及び夜間監視パトロール。
- ・ 市内巡回パネル展の実施。
- ・ 啓発グッズの配布、広報誌によるPR。
- ・ 不法投棄監視ウイーク(5月30日～6月5日)に街頭キャンペーン。
- ・ 巡回車による街宣パトロール。

- ・ 広報誌及びホームページに掲載。
- ・ 出前講座など住民説明会での啓発。
- ・ 公用車への啓発用ステッカーの貼付。
- ・ 山間部等では、早期調査、回収と、捨てられにくい環境づくりを地域と協力して行う。
(地主・管理者の土地の適正管理のお願い、看板設置、不法投棄防止ネットの提供)
- ・ 不法投棄パトロール隊(登録制度)を設置し、自治体が活動を支援(物品の支給・ごみの回収等)する。(市内のパトロールとごみ拾い等)
- ・ 不法投棄多発地域については、不法投棄監視カメラ及び不法投棄防止看板を設置し、抑止に努める。
- ・ FMラジオでのCM、地元ケーブルテレビでのCM。
- ・ 警察、保健所、地域住民などと連携した不法投棄の合同監視パトロール、防護ロープの設置。
- ・ 住民と連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施している。不法投棄ごみの回収により、地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。また、自治体の広報誌や公式ホームページで協力を呼びかけ、啓発を行っている。
- ・ 警察、産業廃棄物協会等と合同で実施する「不法投棄合同パトロール(啓発パレード等)」で周知啓発。
- ・ 山間地支所の自治会長の私用車に不法投棄防止ステッカーを貼付して、日常的に啓発活動を実施している。
- ・ 不法投棄巡視員制度。
- ・ 親子ボランティアごみ撤去奉仕作業及び処理施設見学会の開催、不法投棄防止等リーフレットの配布。

Q2	住民等からの通報窓口を設けていますか。設けていればその形態（常設窓口、電子メール窓口等）についてお書きください。
----	--

調査結果の概要

住民等からの通報窓口を設けている自治体は全体の約7割にのぼった。窓口の形態としては、不法投棄110番等の受付専用電話を設けている自治体やFAX、メールにおいても受け付ける自治体などがあつた。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.設けている	76.5% (13)	84.6% (33)	75.0% (3)	50.0% (7)
2.設けていない	11.8% (2)	12.8% (5)	0.0% (0)	28.6% (4)
無回答	11.8% (2)	2.6% (1)	25.0% (1)	21.4% (3)

	東京23区	合計
対象数	(23)	(97)
1.設けている	43.5% (10)	68.0% (66)
2.設けていない	43.5% (10)	21.6% (21)
無回答	13.0% (3)	10.3% (10)

(住民等からの通報窓口の形態)

- ・ 「不法投棄110番」として環境事業課内にフリーダイヤルの専用回線を設けている。
- ・ 各地区の清掃指導員や市民からの通報用に専用電話を設置し、対応している。
- ・ 専用窓口は設けていないが、担当課の電話や電子メール、窓口で随時受け付けている。
- ・ 電話、メール等で受付を行い、現地確認後に回収している。
- ・ 24時間対応の不法投棄専用電話を設置している。
- ・ 不法投棄総合窓口の設置。
- ・ 特段設けているものではないが、当課への来庁、電話及び電子メール等を窓口としている。また、市内郵便局と連携し業務中投棄物等を発見した場合は情報提供を受けるようにしている。
- ・ 窓口、電話、FAX、電子メール。
- ・ 一般廃棄物不法投棄専用の通報体制はないが、産廃の不法投棄と合同で不法投棄通報直通電話（ダイヤルイン）の設置を行っている。
- ・ 課内に対策グループ（クリーン推進グループ）を設置し、不法投棄をはじめ、住民からのごみに対する要望や陳情等を電話や電子メールにて受付し、データベース化してその都度対応している。

Q 3	不法投棄事案発見時の対処方法、国、他の自治体及び警察等捜査機関との主な連絡体制について教えてください。
-----	---

調査結果の概要

不法投棄事案が発見されたときの対処方法としては、投棄者が判明しない場合には、投棄物に注意書や警告書を貼付するほか、悪質なものについては警察への通報を行うとする自治体も多数見受けられた。

< 回 答 >

(不法投棄事案発見時の対処方法、国、他の自治体及び警察等捜査機関との主な連絡体制)

- ・ 通行の支障の程度により異なるが、原則として投棄物に注意書・警告書を貼付し、自主撤去を促した上で一定期間経過し、変化がなければ強制撤去する。
- ・ 投棄された土地・道路・河川等の管理者が対処する。ただし、投棄者が判明した場合は、所轄警察署に通報し、警察から警告・自主撤去をさせる。
- ・ 投棄者が判明したものの、悪質な不法投棄については直接、警察に通報することとしている。(警察と協議済み)
- ・ 投棄物から行為者の手がかりが発見された場合は、警察に立会いを要請し、警察による証拠品の押収、検挙への協力体制をとる。
- ・ 基本的に土地の所有者及び管理者に処理を依頼する。
- ・ 年に数回、国、警察等の関係部署に協力を得て不法投棄防止連絡会議を開催し、不法投棄への対処方法とそれに伴う問題等を協議し、処理体制の強化を図っている。
- ・ 個人を特定できるような証拠物があれば、その人物の所在を確かめ、何らかの方法で連絡をとる試みをする。他の自治体の住民であれば、本人の所在を問い合わせる。
- ・ 不法投棄連絡協議会の設置(警察・国・県・市で構成)。
- ・ 主に自治会等からの回収依頼により、不法投棄物の回収を行っている。個々の事案により、道路等の管理者と共同でごみの撤去を行い、悪質で本人の特定に繋がるものが出てきた場合、警察への通報を行っている。

Q4	不法投棄防止を目的とした条例または対策要綱等を定めていますか。 (1の(1)Q7の回答分を除く。)
----	--

調査結果の概要

一般廃棄物の不法投棄防止を目的とした条例または対策要綱等を定めている自治体は全体の約3割であり、多くの自治体で定めていない現状にある。内容としては、都市の美化を定めたものや、土地の管理責任を問うものが多くあった。また、不法投棄を通報した者に報償金として5,000円を交付すると定める要綱もあった。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.定めている	41.2% (7)	28.2% (11)	25.0% (1)	21.4% (3)
2.定めていない	58.8% (10)	69.2% (27)	75.0% (3)	71.4% (10)
無回答・その他	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	7.1% (1)

	東京23区	合計
対象数	(23)	(97)
1.定めている	21.7% (5)	27.8% (27)
2.定めていない	78.3% (18)	70.1% (68)
無回答・その他	0.0% (0)	2.1% (2)

(主な当該条例・対策要綱等の名称及び内容の概要)

条例・対策要綱等の名称	内容の概要
函館市ごみの散乱防止に関する条例	市民、事業者、土地または建物の占有者および市の責務 自動販売機による販売等の届出
船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地若しくは、建築物の所有者または占有者等が、当該土地又は建築物を適正に管理すること等について定めている。
目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例	(公共の場所の管理者の責務) 第69条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に必要と認める場合は、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。 (空き地の管理) 第70条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを

	<p>設ける等適正に管理しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。</p>
京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するため、飲料容器及び吸い殻等の産卵の防止並びに飲料容器の再生利用の促進に関し必要な事項を定め、もって、美しく、かつ、快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。
姫路のまちを美しく安全で快適にする条例	空き缶やタバコの投げ捨てを禁止するとともに、路上喫煙を禁止している。
松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	この条例は、松江市における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
山口市の生活環境の保全に関する条例	<p>公共の場所の汚損禁止</p> <p>自ら所有又は占有する土地及び建物の清潔保持</p> <p>公共の場所の所有者及び占有者への必要な措置の要請</p>
松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により廃棄物の計量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
宮崎市不法投棄防止対策事業報償金交付要綱	不法投棄の防止及び早期発見に資するため(宮崎市佐土原地区のみ)、不法投棄物を発見したものに5,000円の報償金を交付する。
宮崎市ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例	ごみのばい捨ての防止などに関して必要な事項を定めており、命令に違反した場合は2万円以下の過料規定がある。

Q5	不法投棄の監視方法と監視活動等の頻度・規模等（看板・カメラの設置箇所数、巡視パトロールの回数・時間帯、巡視用車両の保有台数）並びにその効果及びそれに関する課題があれば教えてください。
----	---

調査結果の概要

不法投棄防止を目的とした看板の設置箇所数は、合計で 34,750 箇所であった。このうち、101～500 箇所と回答した自治体が 17.5% ともっとも多く、11～100 箇所の 16.5% が続いた。なお、1 箇所もない自治体もあった一方、1 万箇所以上もある自治体（東京 23 区）もあり、ばらつきがみられた。

不法投棄の防止や監視活動に使用するカメラの設置箇所は、合計で 493 台であった。このうち、0 台と回答した自治体が 38.1% ともっとも多く、6～10 台の 19.6% が続いた。一方、50 台近くも設置している自治体もあり、ばらつきがみられた。

看板やカメラの設置については一定の効果が概ね認められるようである。

課題としては、予算や人員の制約から、看板やカメラの設置にも限界があること等が挙げられた。

< 回 答 >

A 看板の設置箇所数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
看板の箇所数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0 箇所	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	8.7% (2)	4.1% (4)
～10 箇所	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	3.1% (3)
～100 箇所	17.6% (3)	25.6% (10)	25.0% (1)	7.1% (1)	4.3% (1)	16.5% (16)
～500 箇所	5.9% (1)	17.9% (7)	25.0% (1)	21.4% (3)	21.7% (5)	17.5% (17)
～1000 箇所	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	14.3% (2)	8.7% (2)	7.2% (7)
1000 箇所～	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	8.7% (2)	3.1% (3)
無回答	64.7% (11)	41.0% (16)	50.0% (2)	50.0% (7)	47.8% (11)	48.5% (47)

B カメラの設置箇所数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
カメラの台数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0 台	29.4% (5)	23.1% (9)	25.0% (1)	64.3% (9)	56.5% (13)	38.1% (37)
1～5 台	17.6% (3)	23.1% (9)	0.0% (0)	14.3% (2)	4.3% (1)	15.5% (15)
6～10 台	17.6% (3)	30.8% (12)	50.0% (2)	14.3% (2)	0.0% (0)	19.6% (19)
11～20 台	11.8% (2)	5.1% (2)	25.0% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	5.2% (5)
21 台～	17.6% (3)	7.7% (3)	0.0% (0)	0.0% (0)	4.3% (1)	7.2% (7)
無回答	5.9% (1)	10.3% (4)	0.0% (0)	7.1% (1)	34.8% (8)	14.4% (14)

調査結果の概要

巡視パトロールの回数は1日に1回がもっとも多く、45.4%にのぼった。巡視パトロールの時間帯は昼間が約半数を占めたが、昼夜を問わず実施している自治体も13.4%あった。

巡視専用の車両の保有台数は、1～5台と回答した自治体が54.6%と最も多かった。次に多かったのは0台で、13.4%であった。最大数は25台で、政令指定都市からの回答であった。

巡視パトロールによって、不法投棄の一定の抑制効果があったが、予算・人員面での制約があり、人通りの少ない時間帯・場所に多く行われる不法投棄の現場を押さえることは困難であることから、パトロールにも限界がある等の課題が挙げられていた。

C 巡視パトロールの回数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
時間帯	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
1.1日に1回	64.7% (11)	48.7% (19)	75.0% (3)	28.6% (4)	30.4% (7)	45.4% (44)
2.1週間に1回	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	7.1% (1)	4.3% (1)	5.2% (5)
3.1月に1回	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	3.1% (3)
4.実施していない	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	0.0% (0)	13.0% (3)	6.2% (6)
無回答	35.3% (6)	30.8% (12)	25.0% (1)	57.1% (8)	52.2% (12)	40.2% (39)

D 巡視パトロールの時間帯

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.24時間体制	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
2.昼夜を問わず実施	23.5% (4)	15.4% (6)	25.0% (1)	7.1% (1)
3.昼間のみ	29.4% (5)	59.0% (23)	50.0% (2)	78.6% (11)
4.夜間のみ	23.5% (4)	2.6% (1)	0.0% (0)	7.1% (1)
無回答・その他	23.5% (4)	23.1% (9)	25.0% (1)	7.1% (1)

	東京23区	合計
時間帯	(23)	(97)
1.24時間体制	0.0% (0)	0.0% (0)
2.昼夜を問わず実施	4.3% (1)	13.4% (13)
3.昼間のみ	34.8% (8)	50.5% (49)
4.夜間のみ	4.3% (1)	7.2% (7)
無回答・その他	56.5% (13)	28.9% (28)

E 巡視用車両の保有台数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
車両の台数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0 台	5.9% (1)	15.4% (6)	0.0% (0)	7.1% (1)	21.7% (5)	13.4% (13)
1～5 台	52.9% (9)	61.5% (24)	100.0% (4)	50.0% (7)	39.1% (9)	54.6% (53)
6～10 台	17.6% (3)	15.4% (6)	0.0% (0)	14.3% (2)	4.3% (1)	12.4% (12)
11～20 台	11.8% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	4.3% (1)	3.1% (3)
21 台～	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
無回答	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	28.6% (4)	30.4% (7)	15.5% (15)

F 効果

- ・ カメラ・看板等の設置箇所については、不法投棄が減少した。
- ・ 不法投棄を発見し、速やかに対応することで抑止力になっていると考えられる。
- ・ 監視カメラ及びダミーカメラによる投棄の抑制効果。
- ・ 巡視パトロールにより不法投棄に至る前に不適正な状態の是正を指導できた。
- ・ 監視カメラ設置区域内での不法投棄はほとんど発生していない。
- ・ 不法投棄物の発見及び投棄者検挙に繋がる通報、告発。
- ・ 現在、パトロールは通報を受けてから行っており防止効果は低い、通報者の感情を緩和する効果があると考えている。
- ・ 本年度から担当職員が増員されたこともあり、不法投棄発見件数が昨年と比較して著しく増えている。また、直接指導により速やかな原状回復がみられる。
- ・ ほぼ毎日パトロールや回収を行っていることや、住民等からの通報に即時対応していることから、住民の信頼度は上がっており、住民の厳しい目が抑止効果となっていると考える。
- ・ 順調に微減してきた不法投棄発見件数はここ数年横這いを続けている。しかし、悪質な多量投棄が減少、小規模化していることに防止対策の効果が表れている。
- ・ 平成 12 年度より、シルバー人材センターへ不法投棄監視パトロール業務を委託しており、年々不法投棄物の取扱件数は減少している。ただし、監視よりも回収に重点を置いている。
- ・ 看板及びカメラについては山間部では効果があまりみられない。街中では不法投棄が減ったところもあるが効果は少ない。
- ・ 巡視パトロールについては不法投棄を抑止できているか不明であるが、不法投棄物を早期に発見撤去することにより新たな不法投棄を未然に防ぐ効果はあると考えられる。
- ・ 不法投棄が常習的に行われる地域に設置している監視カメラについては、非常に効果を発揮している。
- ・ 禁止看板については、設置後も継続的に投棄されたり、場所によっては看板の側に投棄されたりするなど、看板の効果は薄れてきているように思われる。

G 課題

- ・ パトロールの時間及び頻度が限られるため、現場を押さえることが難しい。
- ・ 特定した箇所に何度も不法投棄されるため、停留監視等も行っているが実行場面には遭遇したことはなく、監視カメラでも発見できていない。
- ・ 不法投棄の総件数を減少させるまでには至っておらず、更なる工夫が必要と考える。
- ・ 看板、カメラの維持管理に係る作業に時間及び人員を取られる。
- ・ 専任の監視員を設けていないため、常時の監視パトロールができない。
- ・ 巡視人員が少ない。
- ・ 私有地に不法投棄された投棄物の撤去は、投棄者が不明の場合には土地所有者等に撤去を指導しているが、被害者意識があり自主撤去について理解を得られないケースがある。
- ・ 若者や外国人の居住者が多く、定住化せず、転入・転出が激しいため、年度当初の3～5月の不法投棄件数が多い。
- ・ 回収しても後をたたず、イタチごっこである。
- ・ 夜間の不法投棄を抑制するためには警察との協力体制を築く必要がある。
- ・ 投棄者を特定する証拠品を探すことが困難である。品目、量ともに悪質化しており、撤去等の対応に苦慮している。
- ・ 夜間監視パトロールは、不法投棄場所を中心に行っており直接的な効果が高いと思われるが、警備会社への委託により実施しており財政的に拡大することができない。
- ・ ごみ収集現業職員が巡視にあっているが、法的対応（告発・指導）などは一般行政職員が担当することとなるため、巡視を強化しても、その後の指導・取締り業務に関してマンパワーが不足している。
- ・ 夜間の不法投棄防止対策が難しい。
- ・ 市町村の権限に限度がある。
- ・ 市内が広範囲のため限界がある。他人の敷地への侵入について調査が難航することがある。
- ・ 山間部の崖下等人目に付かない場所に不法投棄物が多くあり、回収作業に時間がかかることがある。不法投棄は、休日や夜間に発生することが多く、効果的な巡視パトロールが難しい。
- ・ 広大な市域をカバーしきれない。
- ・ 不法投棄防止に向けた地域住民及び事業者による自主多岐な取組及び行政との連携。
- ・ 結果的には、不法投棄された後の投棄物の発見となっており、不法投棄撲滅に向けた取組につなげていく必要がある。
- ・ 効果は見られるが、特に山間部、埋立地海岸周辺及び工業地帯等において、夜間の人通りが少ない場所については、不法投棄が後をたたない。
- ・ 発見後の原状回復の負担について課題がある。
- ・ 2011年7月のアナログ放送停止に伴い、大量のブラウン管式テレビからの買い換えにより排出されるため、不法投棄が増加する恐れがある。

- ・ 投棄者が判明しない場合は、原則的に一定期間をおいて撤去しているが、撤去後、同じ場所に再度不法投棄されることがあり、不法投棄防止の抑止につながっていない場合がある。
- ・ 不法投棄場所については、山間部で夜間に行われることが多いことから、山間部や夜間の監視体制を強化する必要があるが、事故防止の観点や連絡体制について難しい面もある。

Q 6	その他に実施している不法投棄の未然防止対策があれば教えてください。
-----	-----------------------------------

調査結果の概要

その他の対策としては、不法投棄多発地帯にある道路の閉鎖、市民・事業者・市が一体となった撤去作業やボランティアなど市民や市民団体等と連携したパトロールの実施などの対策がとられている。

< 回 答 >

(その他に実施している不法投棄の未然防止対策)

- ・ 不法投棄が多発する箇所には、看板を設置し、パトロールの頻度を増やすようにしている。
- ・ 多発地帯にある道路及び通路の閉鎖を行っている。
- ・ 不法投棄未然防止対策連絡会を開催し、関係機関との情報交換と連携強化を図っている。
- ・ 草刈りなどにより周囲をきれいにしておく。
- ・ 環境衛生パトロール員による監視(市より40名委嘱)を行っている。
- ・ 市民・事業者・市が一体となった撤去作業を実施している。
- ・ 投棄された物品等は、すぐに撤去せず、警告文を貼付し、数日様子を見る。
- ・ 不法投棄物発見後は、なるべく迅速に処理を行い、不法投棄の温床とならないよう取り組んでいる。
- ・ 市内タクシー業者(3団体、約2,200台)と協定を結び、「不法投棄通報ステッカー」を貼付し、不法投棄抑止対策を図っている。
- ・ 不法投棄物への警告文の貼付と、不法投棄がされやすい場所にバリケード及び専用テープを設けての警告と意識啓発により未然防止を行っている。
- ・ 環境省地方環境事務所の「不法投棄監視通報システム(監視カメラ)」の借用による防止対策。
- ・ ヘリコプターによる山間地等の高所監視を実施している。
- ・ 青色回転灯装備車両を利用し、職員による夜間パトロールを月2回程度実施している。環境部局以外に道路・河川・公園等の部局も協力している。
- ・ 地域住民の美化活動を支援するための「まちの美化推進住民協定」の制度を設け、自主的な清掃活動や不法投棄防止のための地域ぐるみでのパトロール等、地域独自の特色ある取組に対する支援を行っている。
- ・ ごみの排出の簡素化を図っている。
- ・ 多発場所にフェンスを設置することも行っている。また、不法投棄された場合、迅速に対応し、ごみのごみを呼ぶことのないよう、「不法投棄されにくい環境」を作るよう努めている。

- ・ 不法投棄警告センサーの設置。
- ・ ボランティアによる巡回パトロールを実施。
- ・ 住民の中から公募により「不法投棄等通報員」を任命し、散歩や通勤などの日常生活の中で発見した不法投棄等について、自治体への通報を求めている。
- ・ 山間部のパトロール業務については、森林組合へ委託している。
- ・ 前回、不法投棄された場所については定期的に除草作業等を実施し、監視の目が届いていることを周知させる。
- ・ 土地所有者、管理者等への管理の徹底指導、防護柵の設置、不法投棄物（少量）の早期撤去の実施。（ごみのごみを呼び、大規模又は常習的不法投棄場所になるため）
- ・ ポイ捨て又は不法投棄が頻繁に発生する場所・地域に、住民の協力（灌水・清掃）を得てプランターや花壇を設置している。

Q 7	不法投棄の未然防止対策についての課題があれば教えてください。
-----	--------------------------------

調査結果の概要

不法投棄の未然防止策については、様々な問題があるものの、概して自治体の負担が大きく、不法投棄の監視が困難であって防止が難しく、有効な防止手段もなかなか見つからない実態が明らかとなった。

< 回 答 >

(不法投棄の未然防止対策についての課題)

- ・ 人員の不足。
- ・ 排出者の理解不足が見受けられる場面が多く、PR 不足を痛感しているものの、有効な周知・指導方法を模索している状態。
- ・ これといった決め手がないこと。
- ・ 投棄者の特定が困難なこと。
- ・ 住民のモラル向上が必要。
- ・ 予算の確保が困難なこと。
- ・ 現場を捉えることは大変困難で、投棄者が不明なことが多い。
- ・ 人目につかない不法投棄多発地点に不法投棄監視カメラや看板を設置したり、不法投棄監視パトロールを実施することにより、不法投棄をさせない抑止効果があるが、人目につかない山林等が多数あり、全てを監視することは困難である。
- ・ 監視カメラの設置は有効であるが、維持管理費面で自治体の負担が大きい。ゲリラ的に行われるため、防止が難しい。
- ・ 民有地の不法投棄物の取扱いが困難である。
- ・ 土地所有者の意識の向上が必要である。
- ・ 目立つ看板を設置しても関心のない住民は見ない。指導しても再度不法投棄する住民は多い。
- ・ 投棄された物品等の適正処理にかかる経費・人的負担などが必要である。
- ・ 不法投棄される時間帯が、多くは夜間であり、住宅地の目立たず、狭い路地裏などで発生するため、監視・発見のしにくい面がある。
- ・ 改善するためには街路灯の新設や夜間パトロールの強化があげられるが、費用や職員増が必要になる。
- ・ 看板等で注意喚起をしているが、防止効果は低い。
- ・ 近隣の自治体住民からの不法投棄があるので、周辺自治体の防止対策も必要である。
- ・ リサイクル意識を高め、ごみを減少させることが必要である。
- ・ 全ての資源でリサイクル可能なシステム作りが必要である。

- ・ 警察に通報し、事件化する場合、不法投棄物を証拠品として保管するよう指示を受け
るが、捜査が長期に渡る場合が多く、保管場所の確保に苦慮している。
- ・ 土地の所有者、管理者の理解と協力が不可欠である。
- ・ 廃棄物の処理費用を出し惜しむがための不法投棄が大半であると推測される。処理費
用を購入時に負担させて、廃棄物処理時の負担を軽減するシステム作りが必要である。
- ・ 限られた人員での広域パトロールには物理的な限界があり、パトロール等ではなかな
か不法投棄を防止することはできないので、不法投棄させない住民の意識づくり（ま
ちづくり）に重点をおいた政策が必要である。
- ・ 不法投棄防止には、検挙者の氏名公表等が有効であると思われるが、警察機関及び検
察庁は軽微な事案についての氏名公表には消極的である。
- ・ 未然防止対策には、実際に不法投棄が行われていなくても、不法投棄防止看板の設置
やパトロール等のコストがかかる。
- ・ 不法投棄防止のための看板は原則として自治体の所有地に設置することとしているた
め、効率的な設置が困難である。
- ・ 家庭ごみの不法投棄については、警察によって検挙されうる犯罪行為であるという認
識が低いように感じられる。
- ・ 地域住民の監視の目を光らせることが一番効果がある。行政と地域住民との連携がよ
り必要である。
- ・ 不法投棄されやすい場所の監視や巡視パトロール、土地所有者が不法投棄されないよ
うに土地を管理することが大事であるが、費用対効果の面から、24 時間体制の監視等
や山間部等の広大な土地の管理が難しい。
- ・ いくら看板や監視カメラを設置しても、場所を変えたり、中には看板の前に不法投棄
を行うなど悪質なケースも見受けられたりする。モラルの低下による不法投棄への対
応が課題である。
- ・ センサー設置に当たっては、電柱が側にあること、土地所有者の承諾がいること、近
くに民家がないこと等、問題が多い。
- ・ 効果をあげるためには多額の費用と人員を必要とする。
- ・ 不法投棄が悪質な犯罪であるという認識や「ばれなければよい」というモラルの欠如
を是正しない限り、この問題は解決しない。従って、人のモラルが形成される期間に
おける家庭や学校での道徳教育の充実がこの問題解決には不可欠と思われる。
- ・ ダミーカメラや本物のカメラの価格が高すぎる。
- ・ 早期回収については捨て得になっている可能性が否定できない。
- ・ 管理が行き届いていない墓地や空き地などに多量に投棄されるケースが多く、それら
の防止対策が今後の課題となる。プランターや花壇の設置については、防止効果はあ
るが、協力してくれる市民の負担が大きく、今後はそれに代わる防止対策を検討する
必要がある。

(3) 不法投棄の監視・防止体制について

Q1	不法投棄の監視活動に従事している貴自治体職員(巡視パトロール等に従事している職員)は何名ですか。専任・兼任職員別にお答えください。
----	---

調査結果の概要

不法投棄の監視活動に従事している自治体職員のうち、専任職員数については、0名と回答した自治体が51.5%と過半数であった。次に多かったのは10名以下で、34.0%であった。全体の平均は2.3名で、うち廃掃法政令市の平均が最大で、5.0名であった。

兼任職員については、1～10名と回答した自治体が42.3%であった。次に多かったのは0名で、29.9%であった。全体の平均は8.7名で、このうち政令指定都市の平均が最大で、14.8名であった。

< 回 答 >

(専任職員)

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
専任職員数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0名	52.9% (9)	51.3% (20)	0.0% (0)	42.9% (6)	65.2% (15)	51.5% (50)
1～10名	35.3% (6)	30.8% (12)	100.0% (4)	35.7% (5)	26.1% (6)	34.0% (33)
11～20名	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	2.1% (2)
21名～	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
平均	1.7名	3.2名	5.0名	2.2名	1.0名	2.3名
無回答	11.8% (2)	12.8% (5)	0.0% (0)	14.3% (2)	8.7% (2)	11.3% (11)

(兼任職員)

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
兼任職員数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0名	29.4% (5)	12.8% (5)	25.0% (1)	35.7% (5)	56.5% (13)	29.9% (29)
1～10名	35.3% (6)	56.4% (22)	50.0% (2)	42.9% (6)	21.7% (5)	42.3% (41)
11～30名	23.5% (4)	25.6% (10)	0.0% (0)	7.1% (1)	4.3% (1)	16.5% (16)
31～50名	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	4.3% (1)	2.1% (2)
51名～	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	8.7% (2)	3.1% (3)
平均	14.8名	7.6名	3.3名	4.8名	8.6名	8.7名
無回答	0.0% (0)	5.1% (2)	25.0% (1)	14.3% (2)	4.3% (1)	6.2% (6)

Q2	不法投棄対策に従事させるために警察関係者等（OBを含む）の出向受入れ等を行っていますか。行っている場合には、その人数及び具体的職務内容について教えてください。
----	---

調査結果の概要

不法投棄対策に従事させるための警察関係者等の出向受入れ等については、行っている自治体が全体の約3割であった。産業廃棄物行政も行っている政令指定都市、中核市、廃掃法政令市でその割合が高くなっている。このうち、人数としては出向が17名（回答のあった自治体のうちの平均0.6名）、派遣が29名（同1.3名）などとなっている。職務内容としては、巡視パトロールや警察との情報交換を主に行っていることが明らかとなった。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	47.1% (8)	43.6% (17)	75.0% (3)	7.1% (1)
2.行っていない	52.9% (9)	53.8% (21)	25.0% (1)	92.9% (13)
無回答	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)

	東京23区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	0.0% (0)	29.9% (29)
2.行っていない	95.7% (22)	68.0% (66)
無回答	4.3% (1)	2.1% (2)

（人数〔出向受入れ、派遣受入れの別〕）

（出向受入れ）

（出向受入れ等を「1.行っている」と回答した自治体のみ回答）

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	合計
出向者数	(8)	(17)	(3)	(1)	(29)
0名	50.0% (4)	52.9% (9)	0.0% (0)	0.0% (0)	44.8% (13)
1～5名	50.0% (4)	41.2% (7)	0.0% (0)	0.0% (0)	37.9% (11)
平均	1.1名	0.5名	0名	0名	0.6名
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	100.0% (3)	100.0% (1)	13.8% (4)

(派遣受入れ)

(出向受入れ等を「1.行っている」と回答した自治体のみ回答)

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	合計
出向者数	(8)	(17)	(3)	(1)	(29)
0名	37.5% (3)	35.3% (6)	0.0% (0)	0.0% (0)	31.0% (9)
1～5名	37.5% (3)	41.2% (7)	33.3% (1)	0.0% (0)	37.9% (11)
6名～	25.0% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	6.9% (2)
平均	2.1名	0.8名	2.0名	0名	1.3名
無回答	0.0% (0)	23.5% (4)	66.7% (2)	100.0% (1)	24.1% (7)

(具体的職務内容)

- ・ 警察OB 2名が嘱託職員として勤務しており、巡視パトロール、指導、警察との情報交換等の業務を行っている。
- ・ 臨時職員で受け入れ、平日の日中の巡視パトロール業務を行っている。
- ・ 警察OB 4名を嘱託職員として採用し、不法投棄監視パトロールに従事させている。通常の監視活動に加えて、立件可能性等の刑事上の助言、事業者等からの圧力予防に係る助言、警察当局との協議に係る連絡調整。
- ・ 不法投棄の発見指導。
- ・ 主として不法投棄監視パトロール員（所轄警察署との連絡調整）及び廃棄物の適正処理の指導に関する業務に従事。
- ・ 投棄物から証拠品が発見された際の警察との連携。
- ・ 暴力団等が関与している案件における警察との情報交換。
- ・ 警察OB 2名を嘱託採用し、通報受付、現地調査、警察との連携時の窓口等の業務に従事している。
- ・ 産業廃棄物処理に関する指導、監督。不法投棄の防止に係る監視及び不法投棄対策に関すること。
- ・ 不法投棄監視活動（パトロール）。
- ・ 巡視パトロール、住民からの不法投棄通報に対する調査、警察との連携。
- ・ 廃棄物関係の苦情処理に係る指導・助言 廃棄物関係者の指導、監視 不適正な廃棄物業者の処罰、事件化のための警察との連絡調整 不当行為等対策庁内連絡会における指導・助言 不当行為等事案発生に係る指導・助言。
- ・ 専任職員、出向受入れについては、産業廃棄物担当課が行っており、一般廃棄物不法投棄対策従事者ではない（産廃と合同での監視体制であり明確に分けてはいない）。

Q3	不法投棄対策のための警察等捜査機関、他自治体や国との連携状況について教えてください。また、市民団体や関係団体・民間企業等との協力体制があれば教えてください。
----	--

調査結果の概要

不法投棄対策のための自治体と他の団体等との連携状況について、警察等捜査機関とは約7割、地方自治体とは約5割、国とは約3割、市民団体とは約3割、関係団体・民間企業等とは約4割の自治体で連携を行っていることが明らかとなった。

< 回 答 >

A 警察等捜査機関

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	88.2% (15)	82.1% (32)	100.0% (4)	71.4% (10)
2.行っていない	11.8% (2)	17.9% (7)	0.0% (0)	28.6% (4)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	47.8% (11)	74.2% (72)
2.行っていない	52.2% (12)	25.8% (25)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)

(連携先及び連携内容)

1 政令指定都市

警察本部

- ・ ヘリコプターによる上空パトロールでの不法投棄と疑われる発見事案についての情報提供、それに伴う現地調査結果の報告。
- ・ 警察本部、市内所管警察署、及び市の施設管理者で構成する連絡協議会を設置し、定期的な情報交換を行っている。

警察署

- ・ 排出指導時にトラブルが生じた際の緊急通報及び安全確保の要請。
- ・ 不法投棄等の情報の共有。
- ・ 投棄者が判明できそうな場合は、連携し捜査に協力する。年1回程度、廃棄物不適正処理防止連絡協議会を開催し警察関係者と情報交換をしている。
- ・ 投棄物から投棄者が特定できる証拠物が発見された場合における捜査協力。

2 中核市

警察本部

- ・ 廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会での情報交換。
- ・ いわゆる「なんでも屋」対策相談。
- ・ チラシ等の掲載内容相談。
- ・ 行為者の人定情報の提供。
- ・ 不法投棄に関する情報提供、不法処理防止連絡協議会の開催、事件処理及び刑事告発に関する相談。

警察署

- ・ 不法投棄の通報、情報の交換。
- ・ 合同パトロールの実施や、不法投棄情報の提供、調査等を連携して実施。
- ・ ヘリコプターによる空中監視パトロール、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の開催時に警察官を派遣。
- ・ 特定できる投棄者の捜査、検挙。
- ・ 悪質な不法投棄の場合に調査を依頼する。
- ・ 行為者の人定情報の提供、合同立ち入り調査・捜査・事件送致。

海上保安庁

- ・ 共同パトロール等。
- ・ 巡視艇による海岸線および島嶼部監視パトロール。

3 廃掃法政令市

警察署

- ・ 連絡調整会議・合同パトロール。
- ・ 情報交換。

4 県庁所在市

警察署

- ・ 排出者を特定できた場合の情報提供など。
- ・ 投棄者の特定などの捜査を依頼。
- ・ 不法投棄パトロール。
- ・ 不法投棄事案における合同調査。

保健所

- ・ 合同監視パトロール。

B その他の自治体

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	41.2% (7)	56.4% (22)	100.0% (4)	64.3% (9)
2.行っていない	58.8% (10)	43.6% (17)	0.0% (0)	28.6% (4)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.1% (1)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	21.7% (5)	48.5% (47)
2.行っていない	73.9% (17)	49.5% (48)
無回答	4.3% (1)	2.1% (2)

(連携先及び連携内容)

1 政令指定都市

近隣自治体

- ・ 情報交換。
- ・ 合同パトロール等の実施。

2 中核市

県

- ・ 事業者及び廃棄物処理業者に対する適正処理等説明会の共催。
- ・ 適宜、情報共有・意見交換。
- ・ 市境をまたがる事案の場合に、県の担当課に協力を要請。

全国都市清掃会議に加盟する自治体

- ・ 定期的な会議によって、廃棄物処理に関する情報交換・意見交換を行っている。

産廃スクラム 28 に参加する自治体

- ・ 事案発表、合同検問など。

近隣市町村

- ・ 相互の情報提供等。

3 廃掃法政令市

県

- ・ 連絡調整会議・合同パトロール。

- ・ 情報交換。

4 県庁所在市

県

- ・ 合同パトロール。
- ・ 一般廃棄物が産業廃棄物かの判断が困難な場合や、それらが混在して投棄されている場合に、連携し投棄者の調査や、投棄者への指導を行っている。
- ・ 年に1回の不法投棄防止ネットワーク会議（管内警察署、市町村を含む）における情報交換等と、市民からの要望・陳情に対し、その都度連絡を取り合い対応している。

5 東京 23 区

東京都

- ・ 立ち合い、法的指導。
- ・ 都道に投棄された場合の対応。

近隣市区町村

- ・ 他自治体との境界域にあたる場合、共同で対応する。

C 国

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	35.3% (6)	43.6% (17)	75.0% (3)	21.4% (3)
2.行っていない	64.7% (11)	56.4% (22)	25.0% (1)	71.4% (10)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.1% (1)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	17.4% (4)	34.0% (33)
2.行っていない	78.3% (18)	63.9% (62)
無回答	4.3% (1)	2.1% (2)

(連携先及び連携内容)

1 政令指定都市

環境省（地方環境事務所）

- ・ 事案についての、疑議照会、環境省の不法投棄ホットラインへの市民等からの通報についての照会、それに伴う現地調査結果の報告。

- ・ 情報交換。
- ・ 省主催の不法投棄セミナー等への参加。

市内の土地を管轄する国の各機関

- ・ 不法投棄の連絡、撤去要請。

海上保安庁（海上保安部）

- ・ 連絡協議会を定期的に開催し、意見・情報交換を行っている。

2 中核市

環境省（地方環境事務所）

- ・ 不法投棄対策連絡会の設置。
- ・ 不法投棄防止看板等の提供。
- ・ 市が実施する啓発キャンペーン、パトロールなどへの参加。
- ・ キャンペーンの実施や看板の提供などを受けている。

国土交通省（国道事務所、河川事務所、河川国道事務所）

- ・ 河川敷等における清掃活動や不法投棄の情報の共有。
- ・ 不法投棄未然防止対策連絡会での情報交換。
- ・ 不法投棄等で必要と判断した場合は、電話等の連絡によって、廃棄物の撤去を依頼している。

林野庁（森林管理署）

- ・ 不法投棄未然防止対策連絡会での情報交換。

郵便局

- ・ 「ポストネット」を使った不法投棄情報の収集。

海上保安庁（海上保安部）

- ・ 情報及び意見交換（年1回）。
- ・ 廃棄物の不法投棄防止対策及び不法投棄事案の処理推進。

3 廃掃法政令市

環境省（地方環境事務所）

- ・ 指導、助言。

国土交通省（河川事務所）

- ・ 連絡調整会議や合同パトロール。

海上保安庁（海上保安部）

- ・ 情報及び処理。
- ・ 不適正処理防止地域連絡協議会。

4 東京 23 区

国土交通省（国道管理事務所、河川管理事務所）

- ・ 立ち合い、法的指導。
- ・ 投棄場所が国道や河川の各区域に及ぶ場合、各管理事務所へ引き継ぐ。

入国管理事務所

- ・ 外国人に対しての啓発依頼。

D 市民団体

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	35.3% (6)	41.0% (16)	50.0% (2)	28.6% (4)
2.行っていない	64.7% (11)	56.4% (22)	50.0% (2)	57.1% (8)
無回答	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	14.3% (2)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	13.0% (3)	32.0% (31)
2.行っていない	78.3% (18)	62.9% (61)
無回答	8.7% (2)	5.2% (5)

（協力先及び協力内容）

1 政令指定都市

自治会、地域住民団体等

- ・ 散乱ごみや不法投棄対策等の連携。
- ・ 不法投棄の現場を発見した際、通報してもらえるよう依頼している。
- ・ 不法投棄常習地を抱える地元自治会に監視パトロール、不法投棄物の発見等をお願いし報奨金を支払うなどの支援を行っている。

山登りの会

- ・ 不法投棄の現場を発見した際、通報してもらえるよう依頼している。

2 中核市

市民団体

- ・ 清掃活動や河川パトロールの共催。不法投棄防止啓発等の支援。
- ・ 投棄物の回収手配、回収袋の提供。
- ・ 自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄対策事業を実施している。
- ・ 不法投棄物撤去奉仕作業。

自治会

- ・ 「不法投棄等通報表」を各地区の清掃指導員に配布し、不法投棄を発見した時、専用の窓口まで通報してもらう。
- ・ 各自治会の美化活動。
- ・ 「不法投棄防止看板」及び「防止ネット」の設置。

ごみ減量等推進員

- ・ 各地域美化活動を推進してもらうとともに、不法投棄の通報をお願いしている。

市内各地区のまちづくり組織の環境部会等

- ・ 地域住民による組織的な不法投棄監視活動の実施。
- ・ 地区内の不法投棄物の回収。
- ・ 不法投棄未然防止連絡協議会のメンバーとして協議会に参画しており、情報の共有化を図っている。

3 廃掃法政令市

社会福祉協議会

- ・ 連絡調整会議。

ごみ散乱防止協議会

- ・ 市民団体等参加による一斉清掃。

4 県庁所在市

市民団体

- ・ 「不法投棄監視通報協定」を締結し、監視通報体制を強化している。
- ・ 地区廃棄物不法投棄処理防止連絡協議会を設置し、情報の共有や合同パトロールを行っている。
- ・ 回収活動。

環境保健推進協議会

- ・ 情報提供、不法投棄原状回復作業、巡回パトロール等。

地区衛生委員会

- ・ 不法投棄物の回収及び処理。

温泉観光まちづくり協議会

- ・ 不法投棄物の回収及び処理。

不法投棄監視員

- ・ パトロール報告。

5 東京 23 区

町会等

- ・ 合同パトロールを行っている。
- ・ 自治町会から「不法投棄防止協力員」を選任。不法投棄物発見時の通報等。

公園管理協力団体

- ・ 樹林内のパトロール。

E 関係団体・民間企業

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	47.1% (8)	59.0% (23)	75.0% (3)	35.7% (5)
2.行っていない	52.9% (9)	38.5% (15)	25.0% (1)	57.1% (8)
無回答	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	7.1% (1)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	4.3% (1)	41.2% (40)
2.行っていない	87.0% (20)	54.6% (53)
無回答	8.7% (2)	4.1% (4)

(協力先及び協力内容)

1 政令指定都市

タクシー団体

- ・ 協定を結び、「不法投棄通報ステッカー」を貼付し、不法投棄抑止対策を図っている。

県産業廃棄物協会

- ・ 不法投棄監視パトロールに参加。不法投棄物の合同回収。

電気・ガス・電話・運送・タクシー会社

- ・ 不法投棄の現場を発見した際、通報してもらえるよう依頼している。

2 中核市

町会、自治会

- ・ 不法投棄の通報、情報の交換。

市内郵便局、建設業協同組合、環境保全センター、県産業廃棄物協会 地域協議会、東北電力株式会社 営業所及び電力所、県測量業設計協会支部及び市測量業設計協会

- ・ 廃棄物の不法投棄等についての情報提供。

環境美化協賛企業

- ・ 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦。

建造物解体業連合会

- ・ 不法投棄物撤去奉仕作業。

産業廃棄物協会支部

- ・ 会員との不法投棄防止合同パトロール、不法投棄対策検討会の実施。

3 廃掃法政令市

郵便局

- ・ 監視・通報。

タクシー協会

- ・ 監視・通報。

ごみ散乱防止協議会

- ・ 企業、関連団体等参加による一斉清掃。

県トラック協会

- ・ 情報提供。

4 県庁所在市

地区不法投棄防止対策協議会

- ・ 情報提供、処理費用の負担、啓発費用の負担、巡回パトロール等。

消防団、県測量設計業協会、森林組合、新聞公正取引協議会、飛行協会

- ・ 市内の道路等へ不法投棄された廃棄物及び不審車両並びに不法投棄を発見又は目撃した場合は情報提供をして迅速に対応することにより不法投棄の未然防止を図る。

自治会

- ・ 不法投棄の情報提供。
- ・ 町内の美化活動。
- ・ 不法投棄禁止看板の設置。

郵便局

- ・ 不法投棄を発見した際に市へ通報。

建設業協会、商工会議所、産業廃棄物協会、郵便事業株式会社

- ・ 情報交換。

5 東京 23 区

東日本旅客鉄道・京成電鉄・北総開発鉄道

- ・ 区不法投棄対策連絡協議会委員。
- ・ 不法投棄に関する情報提供。

F その他の関係者

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	11.8% (2)	17.9% (7)	0.0% (0)	21.4% (3)
2.行っていない	88.2% (15)	74.4% (29)	50.0% (2)	78.6% (11)
無回答	0.0% (0)	7.7% (3)	50.0% (2)	0.0% (0)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	8.7% (2)	14.4% (14)
2.行っていない	78.3% (18)	77.3% (75)
無回答	13.0% (3)	8.2% (8)

(協力先及び協力内容)

1 政令指定都市

市不法投棄ボランティア監視員

- ・ 市が公募等を行い、監視員を委嘱して居住地近隣の不法投棄場所の通報をしてもらう制度を実施している。

民間不法投棄監視員

- ・ 不法投棄の現場を発見した際、通報してもらえるよう依頼している。

2 中核市

市民(地区代表者)

- ・ 「環境事業推進員」として委嘱し、地区毎の定期的パトロールを依頼している。

美化サポーター制度

- ・ 認定証の交付、回収袋の提供、ゼッケン、火ばさみ等の貸与。

市民委嘱による「不法投棄防止対策員」

- ・ 不法投棄の監視、軽易な案件についての投棄物回収。
- ・ 不法投棄防止に関する意見・情報の提供。
- ・ 地域住民に対する啓発活動。

ライオンズクラブなど

- ・ 合同での投棄物回収。
- ・ 不法投棄防止看板の寄附。

大学

- ・ 生活環境の保全に関する協定の締結。
- ・ 不法投棄の監視、軽易な案件についての投棄物回収。

各公共の管理者

- ・ 適正な管理の要請。

市職員

- ・ 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦。

郵便関係企業

- ・ 不法投棄の情報提供に関する協定書の締結。

森林関係の組合

- ・ 不法投棄の情報提供に関する協定書の締結。

3 廃掃法政令市

なし

4 県庁所在市

不法投棄防止監視員

- ・ 市民約 130 人を無償のボランティアで委嘱し、日常生活の中で不法投棄を発見した場合に市に通報するよう協力をいただいている。

市の委嘱する地域の不法投棄監視員

- ・ 不法投棄多発箇所のパトロール及び不法投棄情報の提供。

生活環境保全推進員

- ・ 合同監視パトロール。

5 東京 23 区

リサイクル清掃地域推進委員（区で委嘱した者）

- ・ リサイクルの推進、ごみの減量化及び不法投棄の発生防止等。

商店街

- ・ 合同パトロールを行っている。

Q 4	不法投棄対策のための現行体制に関し課題があれば教えてください。
-----	---------------------------------

調査結果の概要

不法投棄対策のための現行体制の課題としては、人員や予算の不足を挙げる自治体が多数あった。

< 回 答 >

(不法投棄対策のための現行体制に関する課題)

1 政令指定都市

- ・ 対応する職員、機材が経常的に不足している。
- ・ 市内9区のうち、山間部を抱える2つの区に嘱託職員各2名と車両各1台を配置しているが、他の7区について、共用車を活用して対応しているため、緊急出動が生じた場合に車両不足、人員不足が生じることがある。

2 中核市

- ・ 人員不足、予算不足。
- ・ 市内周辺部において、地域住民による組織的な不法投棄監視活動が実施されており、この活動を市内全域で実施できるよう働きかけしている。
- ・ 行政のみの不法投棄の防止には限界があり、今後は市民との連携を拡充していく必要がある。
- ・ 行為者には指導を聞き入れない者やアウトローなどが多く、対応する職員の肉体的・精神的負担が重いうえ、私生活や家族などへの危険も伴う。
- ・ 不法投棄現場は山間部・河川・海岸などが多く、地理的に危険を伴う上、クマ・マムシ・ハチなどの危険もある。
- ・ 不特定多数が進入でき、不法投棄の多い河川敷については、草刈や河川敷整備等不法投棄されにくい環境づくりが必要である。
- ・ 警察・住民などと連携をとり、ごみではなく犯罪と思わせる啓発が必要である。
- ・ 不法投棄場所の管理者が不法投棄の処理を行っているため、処理日数にバラツキがあり、今後平準化に努める必要がある。
- ・ いかにモラル向上を図っていくか。
- ・ 現在は、県、国及び他の自治体の管轄地に不法投棄があれば撤去依頼のみがほとんどであるため、今後は不法投棄の対策等についても意見交換等の連携をしていく必要がある。
- ・ 協定書を締結している協力先からの不法投棄に関する情報提供が減少していることから、再度連携を強める必要がある。

3 廃掃法政令市

- ・ 行政だけでなく、市民や排出事業者、その他関係機関との連携が必要であると考える。
なお、地域清掃活動ボランティアを行っている市民団体と、活動中に発見した投棄物について情報提供をしてもらうような体制づくりを検討している。
- ・ 市町村合併でエリア拡大に伴う人員配置がなされていない。

4 県庁所在市

- ・ 地区との連携強化。
- ・ 環境衛生パトロール員と清掃指導員（市職員）が日常的に監視パトロールを行い不法投棄未然防止等に努めているが、早朝・夜間等に投棄されるケースが多く、なかなか監視しきれないのが現状である。今後は早朝・夜間に対応できる監視体制をつくることが考えられる。
- ・ 不法投棄が行われうる場所が多くあるため、監視しきれない。
- ・ 専任職員の配置。
- ・ 職員だけでは市全域のパトロールは限界があるため、地域住民と連携した監視体制が必要と思われる。
- ・ 大規模不法投棄ではなく、家庭ごみや小規模の投棄が大多数のため、どうしても市での独自対応となってしまう。

5 東京 23 区

- ・ 関係部署が複数に亘る場合、処理が煩雑になる。
- ・ 具体的な防止対策の構築が難しい。
- ・ 不法投棄を防止するための専門組織がない。
- ・ 不法投棄があった場合のみ対応している。
- ・ 現状では、不法投棄対策の力点が、事後の撤去・回収に置かれている。通行の安全確保や放火等の治安対策のために、直ちに撤去・回収すべきか、不法投棄者への警告のため警告シールを貼付し、数日間おいて撤去・回収すべきか苦慮しているところである。
- ・ 区全体の面積に比して、パトロール車両の台数が少ない。
- ・ 通報内容により、不法投棄場所が分かりづらいことがあり、正しい所管へ引き継げないことがある。
- ・ 道路パトロールの車で、不法投棄物の発見及び回収依頼する処理に追われ、監視活動に至っていない。
- ・ 不法投棄監視要員の確保。

(4) 行政指導、措置命令、行政代執行等の状況について

平成15年度以降について、次の諸点にお答えください。

Q1	不法投棄事案発見後、排出者等に対して文書による行政指導を行った件数（発出相手方数及び総発出件数）及びその主な指導内容
----	--

調査結果の概要

排出者等に対して文書による行政指導を行った相手方数は合計132者（平均2.1者）（自然人と法人の合計数）であり、その大多数が10者以下であったが、100者超の自治体も1市あった。発出件数は254件（平均3.7件）であり、相手方数と同様に大多数が10件以下であったが、11件以上の自治体も3市あった。

主な指導内容は、廃棄物処理法に則った廃棄物の適正処理についての通知や注意などとなっている。

< 回 答 >

A 文書による行政指導を行った件数〔発出相手方数及び総発出件数〕

（発出相手方数） 自然人と法人の合計数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
発出相手方数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0者	47.1% (8)	59.0% (23)	50.0% (2)	57.1% (8)	65.2% (15)	57.7% (56)
1～10者	11.8% (2)	5.1% (2)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	5.2% (5)
11～100者	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
101者～	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	1.0% (1)
平均	1.7者	0.1者	0者	11.1者	0者	2.1者
無回答	35.3% (6)	35.9% (14)	50.0% (2)	28.6% (4)	34.8% (8)	35.1% (34)

（発出件数）

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
発出件数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0件	47.1% (8)	66.7% (26)	50.0% (2)	57.1% (8)	73.9% (17)	62.9% (61)
1～10件	11.8% (2)	5.1% (2)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	5.2% (5)
11～100件	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.1% (2)
101件～	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	7.1% (1)	0.0% (0)	1.0% (1)
平均	6.6件	2.4件	0件	11.1件	0件	3.7件
無回答	35.3% (6)	25.6% (10)	50.0% (2)	28.6% (4)	26.1% (6)	28.9% (28)

B 主な指導内容

- ・ 一般廃棄物及び産業廃棄物と判断されるタイヤの不適正保管の状況に対して生活環境上の支障があるため、撤去する旨の措置命令を出した。
- ・ 文書（改善等指示票）により、原因者に対し経緯等を顛末書として提出させ、速やかな改善措置及び原状回復を指示。
- ・ 原因者不明の場合は、土地所有者等に対し撤去及び適正処理を要請。
- ・ 排出事業者等に対する、事業者責任に基づいた投棄物の撤去等に関する行政指導。
- ・ 統計データはないが、年間に数件、不適正に一般廃棄物を排出した者へ文書による指導を行っている。
- ・ 管理者責任による処理依頼。
- ・ 投棄物の撤去依頼。
- ・ 許可業者の作業員が個人的に行った不法投棄ではあるが、その代表者に許可業者としての法令遵守及び廃棄物の適正処理を遂行するよう勧告。
- ・ 廃棄物の不法投棄、野外焼却等に対して廃棄物処理法に基づく適正な処理を指導している。
- ・ 不法投棄物の撤去及び今後適正処理を行うことの誓約。
- ・ 排出者を特定するための確認通知と、特定した後の行政指導。
- ・ 廃棄物の適正処理についての通知、厳重注意等。
- ・ 相手方が確認できた場合は、口頭・啓発チラシで指導し、概ね指導に従っている。

Q 2	一般廃棄物の処分者等に対する措置命令（廃棄物処理法第19条の4）の発出件数及び行政代執行の件数
-----	---

調査結果の概要

措置命令の発出件数は合計3件、行政代執行の件数は2件となっており、いずれも政令指定都市からの回答であった。多くの自治体においては、一般廃棄物の処分者等に対して措置命令や行政代執行を行って処理するような事案が限られているとも推測される。

< 回 答 >

A 措置命令の発出件数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
発出件数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0件	70.6% (12)	92.3% (36)	50.0% (2)	71.4% (10)	73.9% (17)	79.4% (77)
1～10件	11.8% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.1% (2)
無回答	17.6% (3)	7.7% (3)	50.0% (2)	28.6% (4)	26.1% (6)	18.6% (18)

B 行政代執行の件数

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京23区	合計
代執行件数	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0件	76.5% (13)	92.3% (36)	50.0% (2)	71.4% (10)	73.9% (17)	80.4% (78)
1～10件	11.8% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.1% (2)
無回答	11.8% (2)	7.7% (3)	50.0% (2)	28.6% (4)	26.1% (6)	17.5% (17)

Q 3	行政代執行に要した費用の総額、現在までに求償できていない金額及び求償先（種別）
-----	---

調査結果の概要

行政代執行に要した費用の総額は 5,319 万円となっており、いずれも政令指定都市からの回答であった。このうち、求償できていない件数・額は同額の 5,319 万円となっており、行政代執行に要した費用の全額が求償できていないことがわかった。

< 回 答 >

A 行政代執行に要した費用の総額

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
代執行費用総額	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0 万円	52.9% (9)	66.7% (26)	25.0% (1)	64.3% (9)	65.2% (15)	61.9% (60)
1～1,000 万円	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
1,001 万円～	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
無回答	35.3% (6)	33.3% (13)	75.0% (3)	35.7% (5)	39.1% (9)	36.1% (35)

B 現在までに求償できていない金額

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市	東京 23 区	合計
未求償金額	(17)	(39)	(4)	(14)	(23)	(97)
0 万円	47.1% (8)	61.5% (24)	25.0% (1)	57.1% (8)	60.9% (14)	56.7% (55)
1～1,000 万円	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
1,001 万円～	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (1)
無回答	41.2% (7)	38.5% (15)	75.0% (3)	42.9% (6)	39.1% (9)	41.2% (40)

C 求償先

- ・ 1 . 排出者 1 件（政令指定都市）
 - ・ 4 . その他 1 件（政令指定都市）
- 計 2 件

（「その他」の内容）

- ・ 中間処理業者。

Q 4	行政代執行の件数のうち、独自の積立金制度等（都道府県、市区及び民間の資金を使用した独自の取組等）を活用した件数並びにその制度等の名称及び概要
-----	--

調査結果の概要

不法投棄の行政代執行に係る独自の積立金制度等がある自治体は回答した自治体の中にはなかった。

< 回 答 >

（独自の積立金制度等の有無）

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
2.行っていない	82.4% (14)	76.9% (30)	25.0% (1)	78.6% (11)
無回答	17.6% (3)	23.1% (9)	75.0% (3)	21.4% (3)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	0.0% (0)	0.0% (0)
2.行っていない	87.0% (20)	78.4% (76)
無回答	13.0% (3)	21.6% (21)

Q 5	認定業者に対し、廃棄物処理法第 19 条の 4 の 2 による措置命令を発出するに当たって、どのような課題がありますか。
-----	--

調査結果の概要

措置命令を発出するに当たっての課題としては、事例がほとんどないため、経験の蓄積がないことなどが判明した。

< 回 答 >

(課 題)

- ・ どの程度の処分を行った者に対して認定し、また措置命令を発出すべきか、経験の蓄積が不足している。
- ・ 国や他県市町村と連絡調整を行い実効性のある措置命令をすること。
- ・ 措置命令を発出する際の課題ではないが、国によって認定された認定業者に対して、自治体が措置命令を発出することに疑問を感じる。
- ・ 認定を行ったところが措置命令も発出するべきと考える。
- ・ 支障の除去等に係る資力。
- ・ 認定業者の情報把握。(施設等の設置場所)
- ・ 措置命令の発出は認定者である環境省により行うことが妥当だと考える。(法 19 条の 4 の 2 の改正が必要)
- ・ 一般廃棄物の不法投棄については、単発的な事案が殆どであり、量的にも少なく、投棄場所も山間部等に分散して投棄してあるため処分者を特定するのが困難である。一般廃棄物の不法投棄については、1 トン未満のものがほとんどであり、生活環境上支障のあるものは撤去奉仕作業において撤去している。
- ・ 事例がないため分からない。

Q 6	措置命令の発出を検討するに当たり、最終的には行政代執行に移行する可能性や、行政代執行を行った場合の費用回収の可能性などについて勘案しているかお答えください。
-----	--

調査結果の概要

措置命令の発出の検討にあたって、行政代執行や費用の回収可能性について、勘案する傾向が全体的に強いことが判明した。

< 回 答 >

(行政代執行に移行する可能性)

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
行政代執行の可能性	(17)	(39)	(4)	(14)
1.勘案する	29.4% (5)	25.6% (10)	25.0% (1)	14.3% (2)
2.どちらかといえば勘案する	5.9% (1)	10.3% (4)	25.0% (1)	7.1% (1)
3.どちらともいえない	35.3% (6)	17.9% (7)	0.0% (0)	28.6% (4)
4.どちらかといえば勘案しない	0.0% (0)	10.3% (4)	0.0% (0)	7.1% (1)
5.勘案しない	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
無回答	23.5% (4)	46.2% (18)	50.0% (2)	50.0% (7)

	東京 23 区	合計
行政代執行の可能性	(23)	(97)
1.勘案する	4.3% (1)	19.6% (19)
2.どちらかといえば勘案する	4.3% (1)	8.2% (8)
3.どちらともいえない	39.1% (9)	26.8% (26)
4.どちらかといえば勘案しない	0.0% (0)	5.2% (5)
5.勘案しない	17.4% (4)	5.2% (5)
無回答	34.8% (8)	40.2% (39)

(費用回収の可能性)

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
費用回収の可能性	(17)	(39)	(4)	(14)
1. 勘案する	29.4% (5)	28.2% (11)	25.0% (1)	14.3% (2)
2. どちらかといえば勘案する	5.9% (1)	12.8% (5)	25.0% (1)	14.3% (2)
3. どちらともいえない	35.3% (6)	17.9% (7)	0.0% (0)	28.6% (4)
4. どちらかといえば勘案しない	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)
5. 勘案しない	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
無回答	23.5% (4)	41.0% (16)	50.0% (2)	42.9% (6)

	東京 23 区	合計
費用回収の可能性	(23)	(97)
1. 勘案する	17.4% (4)	23.7% (23)
2. どちらかといえば勘案する	4.3% (1)	10.3% (10)
3. どちらともいえない	30.4% (7)	24.7% (24)
4. どちらかといえば勘案しない	0.0% (0)	2.1% (2)
5. 勘案しない	13.0% (3)	4.1% (4)
無回答	34.8% (8)	37.1% (36)

(その他の勘案事項等)

- ・ 生活環境保全上支障が生じているか、あるいは生ずるおそれがあるかの検討。
- ・ 周辺環境への影響。
- ・ 行為者以外に、措置命令を発出する対象者を広範囲に検討。
- ・ 行為者以外に、代執行費用を求償する対象者を広範囲に検討。
- ・ 刑事告発及び氏名公表。
- ・ 環境保全上の支障が生じる場合、行政代執行を勘案しなければならないが、措置命令に従わない業者なので、その費用回収の可能性が低く、結局、自治体の負担となるおそれを懸念する。
- ・ 措置命令の取消訴訟を起こされる可能性を踏まえ、不適正事案における関係者の関与度合い等を的確に把握した上で、命令対象者及び命令の内容を確定させる。
- ・ 現行法では、措置命令書に行政代執行を行うことがある旨を記載することとなっており、自治体にとって措置命令を出しにくくしている。省令改正を望む。

Q7	刑事告発の件数と刑事告発を行うか否かの判断基準
----	-------------------------

調査結果の概要

刑事告発の件数は全体で61件あった。告発を行うか否かの判断基準は、違反行為の悪質性や常習性、規模などを勘案して行っている自治体が多くあった。

< 回 答 >

(刑事告発の件数)

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
回答率・件数	64.7% (52)	79.5% (0)	50.0% (0)	64.3% (7)
無回答	35.3% (6)	20.5% (8)	50.0% (2)	35.7% (5)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
回答率・件数	60.9% (2)	69.1% (61)
無回答	39.1% (9)	30.9% (30)

(刑事告発を行うか否かの判断基準)

- ・ 事業者の不法投棄や措置命令違反については、基本的には全て告発が前提で事務を行っている。ただし警察の独自捜査が行われている場合など、告発をしない場合もある。
- ・ 行政処分の指針による許可取消相当の事案は原則刑事告発を行う。
- ・ 違反を行った者及び行為の詳細が明確な場合。
- ・ 違反行為の悪質性（支障の有無、常習性等）。
- ・ 当該行為や生活環境の保全上の支障の有無を踏まえ判断する。
- ・ 行政処分により法の目的を達成することが困難であると認められる場合。
- ・ 許可業者が立入検査を拒否、妨害及び忌避した場合。
- ・ 行政処分の内容に違反する行為を行った場合。
- ・ 行政指導による改善等の有無。
- ・ 広域性環境影響等悪質なもの。
- ・ 暴力団介在事業者等。
- ・ 規模の大きさと証拠物の有無。
- ・ 悪質性及び犯罪性等に基づき個々に判断する。
- ・ 明確な基準はないが、他自治体の過去の事例に準じる。
- ・ 「法」に抵触し悪質な場合に、行うことを検討する。
- ・ 警告書を貼付したにもかかわらず、何度も捨てて改善がみられず悪質なもの。

- ・ 明確な判断基準はないが、対象事案の悪質性、再犯性等を加味して告発の是非を判断する。
- ・ 一般廃棄物の不法投棄事案については、警察との合同捜査を基本としているため、告発を行うための基準は設けていない。
- ・ 警察との連携により、刑事告発は警察（検察）が行っている。
- ・ 判断基準として明文化したものはない。無許可業者が指導票による業務停止指導に従わず環境保全上の支障が生じている場合、刑事告発を行う。
- ・ 平成 17 年環廃産発第 050812003 号環境省産業廃棄物対策課長通知「行政処分の方針について（通知）」に基づいて判断する。
- ・ 原因者が特定でき、再発・指導の回数が多く悪質であると判断される場合や新規事案であっても非常に悪質であると判断される場合。
- ・ 不法投棄者への撤去等の指導を行った上、指導に従わない場合や再犯の場合などは刑事告発も視野に入れている。
- ・ 不法投棄物から所有者と思われるものが発見されたとき。
- ・ 各施設の管理所管課で刑事告発等の判断を行っており、必ずしも統一された基準はない。
- ・ 再三の改善命令に従わない場合。
- ・ 事案の大きさや影響を勘案して判断している。
- ・ 違反行為の内容、違反行為に対する改善結果及び違反事実の認定（証拠）内容等を勘案して判断する。
- ・ 不法投棄者につながる情報があれば、基本的に警察へ告発することとしているが、不法投棄の内容が軽微なものである場合、告発せずに指導で対処することもある。
- ・ 行政指導を行い、なおかつ措置命令、改善命令等に従わない場合。
- ・ 調査を行ったうえで、規模や悪質性など警察と協議を行い判断する。
- ・ 違反行為をしたとき、若しくは他人に対して違反行為をすることを要求、依頼、教唆、幫助したときで特に悪質で情状が重いと認める事案。違反行為をし、行政指導を繰り返すも、指導に従わず改善が見られない場合。周辺環境、住民への悪影響が大きい事案。

(5) その他

Q	以上の(1)から(4)までの設問でご回答いただいたほかに、貴自治体が行っている一般廃棄物の不法投棄に係る先進的又は特徴的な取組等があれば教えてください。
---	--

調査結果の概要

その他の不法投棄に係る先進的又は特徴的な取組等としては、CMの作成や、夏休み親子監視パトロールなどの取組があった。

< 回 答 >

(先進的又は特徴的な取組等)

- ・ 「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」を制定し、土地所有者等に、所有地等の状態により周辺的生活環境を害しているときは、その原因等の除去等措置命令を発出できるようにした。〔宇都宮市〕
- ・ 独自に不法投棄防止CMを制作し、テレビ及びラジオで放送した。〔松山市〕
- ・ 各自治会ごとに原則2名の「分別大使」を選任し、ごみの分別指導や不法投棄等に関する情報提供を依頼している。〔宮崎市〕
- ・ 関係団体（産業廃棄物協会支部）との不法投棄パトロール、夏休み親子監視パトロール（啓発事業）、3R探検隊（啓発事業）〔鹿児島市〕

【回答対象：都道府県及び廃棄物処理法施行令第27条政令市】

2 産業廃棄物関係

都道府県においては、廃棄物処理法施行令第27条政令市（以下「廃掃法政令市」という。）の分を除くものとする。

(1) 不法投棄の現状について

Q1	不法投棄の現状を把握するための調査（次のQ3に該当するもの）を実施していますか。（実施していない場合にはQ4へ）
----	--

調査結果の概要

不法投棄の現状を把握するための調査については、都道府県は93.6%が実施していると回答し、ほとんどの都道府県では調査を実施していることがわかった。一方、その他の自治体で実施していると回答した割合は、廃掃法政令市については75.0%、中核市については64.1%、政令指定都市については47.1%となっている。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.実施している	93.6% (44)	47.1% (8)	64.1% (25)	75.0% (3)	74.8% (80)
2.実施していない	6.4% (3)	47.1% (8)	28.2% (11)	25.0% (1)	21.5% (23)
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	3.7% (4)

Q 2	実施している場合には、その調査頻度及び調査方法を教えてください。
-----	----------------------------------

A 頻度

調査結果の概要

不法投棄の現状を把握するための調査の頻度については、約3割の自治体が半年未満に1回以上行っており、半年以上～1年未満に1回及び1年以上～2年未満に1回行っている自治体数と合わせると、約6割の自治体が2年未満に1回行っている結果となった。その他の回答として、期間を定めてではなく立ち入り検査に合わせ必要に応じて行う、監視パトロールを兼ねて随時調査を行う等があった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
調査頻度	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.半年未満に1回以上	31.9% (15)	11.8% (2)	28.2% (11)	25.0% (1)	27.1% (29)
2.半年以上～1年未満に1回	21.3% (10)	5.9% (1)	10.3% (4)	0.0% (0)	14.0% (15)
3.1年以上～2年未満に1回	29.8% (14)	11.8% (2)	2.6% (1)	0.0% (0)	15.9% (17)
4.2年以上～3年未満に1回	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
5.3年以上～4年未満に1回	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
6.4年以上～5年に1回	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
7.その他	10.6% (5)	17.6% (3)	23.1% (9)	25.0% (1)	16.8% (18)
無回答	6.4% (3)	52.9% (9)	35.9% (14)	50.0% (2)	26.2% (28)

(「その他」の主な内容)

- ・ 残存分は県警OB、県職員等が必要に応じて調査を行っていたが、平成20年度からは半年に1回以上行うこととした。新規分は、ほぼ毎日行っている。
- ・ 新規に発見された場合には、速やかに現地確認。既存の事案については、随時。なお、案件により頻度は異なる。
- ・ 県下全域(8保健所管内)で年間752回。
- ・ 期間を定めての調査ではない。前回調査はH14、H15年度に実施した。次回はH21、H22を予定している。
- ・ 平日の日中及び夜間のパトロールを実施している。年に2回、ヘリコプターによる上空からの監視パトロールを実施している。
- ・ 処理業者等への立入検査にあわせ随時(年1～6回)。
- ・ 不法投棄パトロールを兼ねて、月25回。

B 方法

調査結果の概要

不法投棄の現状を把握するための調査の方法としては、多くの都道府県から、国が実施する不法投棄等実態調査に合わせ、出先機関（保健所等）で実態調査を行い、本庁で集計作業を実施するとの回答があった。また、都道府県から市町村へ不法投棄実態調査として、不法投棄の発見状況について毎月報告を求めているとの回答もあった。

政令指定都市、中核市、廃掃法政令市からは、調査方法として、職員等によるパトロール等継続的な監視活動等を実施し不法投棄の状況を把握する、個別に発覚の都度行っている、公図・航空写真等を参考にして現地で巻尺等により現地調査し不法投棄の状況を把握している等との回答があった。

< 回 答 >

- ・ 各保健所で把握している不法投棄発見箇所数等の調査を実施。
- ・ 各出先機関が実態調査を行い、本庁で集計作業を実施する。
- ・ 環境省が毎年度実施している「産業廃棄物不法投棄等実態調査」の際に把握している。
- ・ 市町村へ不法投棄実態調査として、不法投棄の発見状況について毎月報告を依頼。
- ・ 立入調査やヘリコプターによる航空撮影により投棄量を推定する。
- ・ 監視員や一般からの通報、不法投棄が行われやすい地域を中心にしたパトロール、現場立入。また、継続的な監視、指導を実施し把握している。
- ・ 委託事業により、受託者従業員が専従で県下全域を巡回し、目視、写真等により廃棄物の種類、数量、放置場所等を、概ね大字単位で集約する。
- ・ 個別に発覚の都度、行っている。
- ・ 立入調査やヘリコプターによる航空撮影により投棄量を推定する。
- ・ 不法投棄パトロール車両が、不法投棄物件を発見した際に一廃、産廃を問わず廃棄物対策課に通報し把握する。
- ・ 公図、航空写真等を参考にし、現地で巻尺等により調査。

Q3	不法投棄の現状（残存分）について、主たる投棄場所、推定される投棄時間帯及び不法投棄者（の種別）を教えてください。
----	--

A 主たる投棄場所

調査結果の概要

産業廃棄物が不法投棄された主たる場所は、山林がもっとも多く、次いで農地・採草放牧地、宅地との回答であった。その他として、事業者が自己所有地内での不法投棄・不適正処理を行うケースが多いことから、工業用地及び事業用地、自社解体物保管場所等の回答があったほか、最終処分場（隣接地、跡地等を含む）、中間処理施設（隣接地、跡地等を含む）、積替保管施設（隣接地等を含む）等の回答があり、廃棄物処理施設における不法投棄も発生していることも判明した。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
主たる投棄場所	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1. 山林	36.2% (17)	18.8% (3)	17.4% (7)	25.0% (1)	26.2% (28)
2. 道路(山林以外) 及びその周辺部	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
3. 河川敷	4.3% (2)	1.2% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.1% (2)
4. 海岸	0.0% (0)	0.0% (0)	1.0% (0)	0.0% (0)	0.4% (0)
5. 農地・採草放牧地	17.4% (8)	10.6% (2)	2.1% (1)	0.0% (0)	10.1% (11)
6. 宅地	4.3% (2)	1.2% (0)	0.5% (0)	0.0% (0)	2.2% (2)
7. 公園・広場	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
8. その他	23.8% (11)	1.2% (0)	11.8% (5)	5.0% (0)	15.1% (16)
無回答	11.9% (6)	67.1% (11)	67.2% (26)	70.0% (3)	43.0% (46)

自治体数は、投棄量の順位ごとに集計し、平均値を算出したため、小数点以下の場合は0と表示している。

（「その他」の内容）

- ・ 工業用地、事業用地
- ・ 自社解体物保管場所
- ・ 原野
- 最終処分場（隣接地、跡地等を含む）
- 中間処理施設（隣接地、跡地等を含む）
- 積替保管施設（隣接地等を含む）
- ・ 市街化調整区域
- ・ 農地に囲まれた空地

B 推定される投棄時間帯

調査結果の概要

不法投棄された産業廃棄物の推定される投棄時間帯は、不明との回答が全体では38.7%、都道府県では66.8%にもものぼる結果となった。多くの自治体が、パトロール等の監視活動を日常的に行っている一方でこのような結果が出たことから、不法投棄の現場をリアルタイムで把握するのは困難であることがうかがえる。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
時間帯	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1. 日中	6.8% (3)	3.5% (1)	6.7% (3)	0.0% (0)	6.0% (6)
2. 夜間	4.3% (2)	2.4% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	3.2% (3)
3. 昼夜問わず	10.2% (5)	12.9% (2)	6.7% (3)	0.0% (0)	9.0% (10)
4. 不明	66.8% (31)	14.1% (2)	16.9% (7)	25.0% (1)	38.7% (41)
無回答	11.9% (6)	67.1% (11)	67.2% (26)	75.0% (3)	43.2% (46)

自治体数は、投棄量の順位ごとに集計し、平均値を算出したため、小数点以下の場合は0と表示している。

C 推定される不法投棄者の種別

調査結果の概要

推定される不法投棄者の種別は多岐にわたるが、排出事業者が全体で 30.8% (複数回答) ともっとも多く、次いで中間処理業者が全体で 18.7% (同) であった。その他の事例としては、無許可業者や過去に産廃処理業の許可を受けていたが何らかの理由で許可を取り消された者、暴力団、運び屋等の例もあった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
不法投棄者	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.排出事業者	42.6% (20)	17.6% (3)	25.6% (10)	0.0% (0)	30.8% (33)
2.収集・運搬事業者	23.4% (11)	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	13.1% (14)
3.中間処理業者	23.4% (11)	0.0% (0)	17.9% (7)	50.0% (2)	18.7% (20)
4.最終処分業者	17.0% (8)	0.0% (0)	0.0% (0)	25.0% (1)	8.4% (9)
5.不明	19.1% (9)	11.8% (2)	15.4% (6)	25.0% (1)	16.8% (18)
6.その他	31.9% (15)	17.6% (3)	7.7% (3)	0.0% (0)	19.6% (21)
無回答	8.5% (4)	58.8% (10)	46.2% (18)	50.0% (2)	31.8% (34)

複数回答のため、合計は 100%を超えている。

(「その他」の内容)

- ・ 無許可業者
- ・ 暴力団
- ・ ブローカー・運び屋
- ・ 古物営業者
- ・ 既に許可を取り消された産廃処理業者
- ・ 元自動車販売業者

Q 4	不法投棄の現状把握についての課題があれば教えてください。
-----	------------------------------

調査結果の概要

産業廃棄物の不法投棄の現状把握についての課題については、大きく、調査・統計等に係るもの、発見・現状把握に係るもの、不法投棄であるかどうかの判断に係るもの、予算・人員不足に係るものについて、回答があった。

調査・統計等に係る課題としては、集計、分析等に多大な時間がかかる、事案によって態様が様々であり一概に統計できるものではない等との回答があった。

発見・現状把握等に係る課題として、埋め立てられた場合や、崖地等に不法投棄された場合には正確な投棄量が把握できない、山中、島しょ部などに人目を避けて不法投棄された場合には発見が困難である、との回答が多く、その他に、土地所有者が放置しているため草木が多量に繁茂し現状把握が困難である、自治体の区域を越えた廃棄物の移動事案の捕捉と対応の難しさ、行為者特定のための根拠条文が廃棄物処理法上にないため民間企業の協力を得ることが困難である等の回答があった。

不法投棄であるかどうかの判断に係る課題としては、偽装有価物であることが疑われる場合の廃棄物との区別が困難である、自社敷地内等に保管している事案と不法投棄との区別の判断が困難である、との回答が多かった。

予算・人員不足に係る課題としては、限られた人員・予算での調査が困難である旨の回答があった。

以上のことから、限られた人員・予算の中で、人目につかない場所で行われる原因者不明の不法投棄の把握が困難であり、また、方法も巧妙化しており不法投棄かどうかの判断に各自治体が苦慮している実態が明確となった。

< 回 答 >

(不法投棄の現状把握についての課題)

1 調査・統計等に係る課題

- ・ 調査を実施することに問題はないが、集計、分析等に多大な時間がかかることが多い。
- ・ 新規発見時の投棄量については、推定量で集計しているが、その後、撤去を進めていくと、推定量より投棄量が増えて、大幅に変更しなければならないことがある。
- ・ 不法投棄は日々いたるところで起こっており、事案によって態様が様々であるため、事案を個別具体的に把握していく必要がある。統計的に現状把握ができるわけではないという認識が必要。
- ・ 不法投棄物の監視パトロールを陸路から行うのは限度があるので、監視衛星を利用した空からの監視パトロールが実用化される必要がある。

2 発見・現状把握等に係る課題

- ・ 埋め立てられたものについては、投棄量（重量）の把握が困難である。
- ・ 崖に廃棄物が投棄されている場合など、投棄量の測定が困難な場合がある。このように正確な投棄量の把握が困難な場合には、目測でおおよその投棄量を把握する方法しかなく、正確な投棄量は把握できない。
- ・ 山中などでは一定規模にならないと通報・発見されにくい。事業所内の不適正堆積も一定量にならないと不法投棄との判断が難しい。
- ・ 人目を避け、また、痕跡を消して投棄されるため、現行犯としての発見や投棄者の特定が極めて困難である。
- ・ 行為者の確定が困難な場合もあり、また、島しょ部や山間地における不法投棄等は発見が難しい。違反行為開始時から、現状把握認知時まで年数を要している。
- ・ 投棄場所は民地であり、土地所有者が放置している状況がほとんどであることから、季節の変化により草木が多量に繁茂し、現状の把握が困難となっている。
- ・ 自治体の区域を越えた廃棄物の移動事案の捕捉と対応。
- ・ 投棄者等を把握する際、投棄されている廃棄物（例 検針票等）により行為者を特定するが、民間企業に照会を行う際に根拠となる条文が廃棄物処理法上ないため、協力を得られないことがあり行為者等の特定に至らない場合がある。
- ・ 不法投棄事案に対する対応を、警察、河川管理者又は道路管理者となっている国、県、市町村等がそれぞれ行っているため、小規模な事案を含めた網羅的な実態の把握が不十分である。
- ・ 広域のため全地区を日常的に監視することは困難である。
- ・ 小規模なゲリラ的不法投棄の対策は難しい。

3 不法投棄であるかどうかの判断に係る課題

- ・ 偽装有価物であることが疑われる場合の廃棄物該当性の判断（廃棄物と有価物との区別が困難）。
- ・ 保管なのか、不法投棄なのか判断に迷う事例がある。
- ・ 多量保管から不法投棄に変わる場合があり、いつから不法投棄と判断するかが難しい。
- ・ 廃棄物処理法第12条第1項もしくは第12条の2第1項の処理基準に違反して不適正に廃棄物を保管している事案についての不法投棄事案としての認定の仕方。
- ・ 家畜ふん尿の農地還元における適正な施肥と不法投棄の区分。

4 予算・人員不足に係る課題

- ・ 人員の不足により迅速な調査が困難。
- ・ 限られた人員での広域パトロールには物理的な限界があり、パトロール等ではなかなか不法投棄を防止することはできないので、不法投棄させない住民の意識づくり（まちづくり）に重点をおいた政策が必要だと考える。土を廃棄物の上にかぶせる等の方法により運搬、それを穴掘り、覆土する等の巧妙な手口のため、行政の任意手段によ

る調査には限界がある。

- ・ タイムリーに把握して、現場に応じた速やかな対応が必要となることから、年 365 日 24 時間体制での監視が重要であり、「行政における監視体制の確立・多発場所への監視カメラ（録画機能付）・警備会社に一部委託（夜間・休日等）」することが望ましい。しかし、予算等の問題できめ細かな監視体制を取ることが困難である。

(2) 不法投棄の防止対策について

Q1	不法投棄防止のための啓発普及活動を行っていただければ、その概要を教えてください。
----	--

調査結果の概要

産業廃棄物の不法投棄防止のための啓発普及活動は、全体で 86.0%の自治体が行っていると回答しており、各自治体の啓発普及活動への関心の高さとともに、抑止効果に果たす役割は大きいことがうかがえる。

普及啓発活動の概要は、マスメディアを通じた広報啓発活動、ボランティア等の参加による不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施、コンビニやスーパーと協働での広報啓発活動、チラシの全戸配布等のほか、職員が業界団体の会合に参加し、産業廃棄物の適正処理についての説明を行っているとの回答もあった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	93.6% (44)	76.5% (13)	79.5% (31)	100.0% (4)	86.0% (92)
2.行っていない	6.4% (3)	17.6% (3)	12.8% (5)	0.0% (0)	10.3% (11)
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	3.7% (4)

(不法投棄防止のための啓発普及活動の概要)

- ・ マスメディアを通じた広報啓発活動。
- ・ ボランティア等の参加による不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施。
- ・ 毎年5月と10月を不法投棄パトロール強化月間とし、報道機関を通じて県民に広報するとともに、パトロール出発式、各市町村広報誌への不法投棄防止記事の掲載、コンビニやスーパーと協働での広報啓発活動、各出先機関によるチラシの全戸配布、巡回パトロールの際は車上看板を掲げ広報テープを流すなどの啓発活動を実施。
- ・ 県内全域においてボランティア啓発・監視員を登録し、その協力を得て啓発普及活動を行っている。また、(社)産業廃棄物処理協会に委託し、許可業者及び排出事業者を対象とした「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会」を実施しているほか、県職員が医師会、建設業協会等の各種業界団体の会合に参加し、産業廃棄物の適正処理についての説明を行っている。
- ・ 山間地等廃棄物不法投棄監視員制度を設け、監視員に地域の監視パトロールの実施や不法投棄防止の啓発活動等をしてもらっている。また、不法投棄禁止の看板を地域に配布し、常習箇所には看板を設置するとともに、不法投棄調査中のシールの設置及び配布をし、抑止効果を高めている。

Q 2	住民等からの通報窓口を設けていますか。設けていればその形態（常設窓口、電子メール窓口等）についてお書きください。
-----	--

調査結果の概要

産業廃棄物の不法投棄に関する住民等からの通報窓口については、設けていると回答した自治体が 81.3%であり、大多数の自治体が設けている。特に都道府県は、設けていると回答した割合が 91.5%にものぼり、不法投棄の発見に貢献している実態が判明した。

住民等からの通報窓口の形態については、産廃 110 番等の通報専用電話や FAX の設置のほか、電子メールの通報を呼びかけたり、GIS 不法投棄通報システム（インターネットによる地理情報システム）による通報を受け付けている自治体もあった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.設けている	91.5% (43)	70.6% (12)	76.9% (30)	50.0% (2)	81.3% (87)
2.設けていない	8.5% (4)	23.5% (4)	15.4% (6)	50.0% (2)	15.0% (16)
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	3.7% (4)

（住民等からの通報窓口の形態）

- ・ 産廃 110 番の設置（フリーダイヤル。夜間休日は留守電対応。）
- ・ 県内の保健所 8 箇所に通報窓口を設け、電話による通報を受け付けている。
- ・ 電子メール窓口、不法投棄ホットライン（電話、FAX）を常設している。
- ・ フリーダイヤルでの専用電話・専用 FAX を常設している。公開 E メールでの通報も呼びかけている。
- ・ ホームページに通報フォームを開設。
- ・ GIS 不法投棄通報システム（インターネットによる地理情報システム）による通報。

Q3	不法投棄事案発見時の対処方法、国、他の自治体及び警察等捜査機関との主な連絡体制について教えてください。
----	---

調査結果の概要

不法投棄事案発見時の対処方法については、不法投棄者の特定等所要の調査を行い、不法投棄行為者や廃棄物排出者等への指導を行う、また、県の現地機関や他の関係自治体、警察等捜査機関と緊密に連携をとりながら対応しているとの回答が多くあった。また、事案の対応の際には、行為者の情報等について、必要に応じ自治体間で情報交換を行っているとの回答もあり、不法投棄事案の対応において各機関との連携体制が大きい役割を果たしているといえる。

< 回 答 >

(不法投棄事案発見時の対処方法、国、他の自治体及び警察等捜査機関との主な連絡体制)

- ・ 悪質で指導に従わない場合等は現場から警察へ通報し協力を求める。
- ・ 不法投棄事案発見時は投棄者及び土地所有者調査を実施し、投棄者が判明すれば撤去指導を行う。また、警察への情報提供を行っている。投棄者不明の場合は、地区住民の協力を得て、不法投棄防止対策協議会により原状回復を実施する。
- ・ 対処方法として、行為者等の調査を行う。
- ・ 不法投棄を発見した場合には、関係自治体・警察等と連携し、不法投棄者の特定等所要の調査を行う。
- ・ 行為者や排出者等が特定できる物を探し、当該者に対し行為の中止や撤去等是正指導を行う。また、市町村と協力し地主へ撤去を要請する。投棄者が不明、悪質な不法投棄等については捜査機関に通報する。
- ・ 警察からの出向者が窓口となり、捜査機関と連携した体制をとっている。
- ・ 隣接県同士で県境における不法投棄防止連絡体制を整備している。
- ・ 不法投棄ホットライン等により通報があった場合は、県の現地機関に連絡し、直ちに現地機関職員等による現地調査を行う。情報は当該場所が所在する市町村に通報するとともに、内容に応じ警察、道路管理者、河川管理者等関係機関に連絡する。
- ・ 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム28）による情報連携。
- ・ 環境省、警察本部、海上保安庁、県内各市町村等で連携を密にするための連絡協議会を設置。
- ・ 各地域の健康福祉センターにパトロール業務を委任。各地域で、それぞれの市町および関係機関で構成する不法投棄に関する連絡協議会を設置し、不法投棄発見時には速やかに管轄機関に連絡される仕組みとなっている。
- ・ 警察本部から警視以下5名の出向者を配置するとともに、直通電話の整備など連携・連絡体制を確立している。また、休日夜間の連絡体制表を関係機関へ配布し連絡に齟齬のないよう配慮している。

- ・ 「廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会」を年 2 回開催し、関係機関（構成：市町村、国の機関、警察）と対応策を協議・検討を実施している。
- ・ 警察、市町村と相互に連絡しあっている。
- ・ 公物管理に関係がある場合は、管理者と情報交換等をしている。
- ・ 代執行を要するような規模、種類の場合は、環境省と情報交換する場合がある。
- ・ 警察関係機関との間で連絡協議会を設置しており、投棄事実の確認後、所轄警察署等に情報提供を行い対応方針を協議する場合がある。
- ・ 他の自治体等に対しては、行政処分を行った際に電子メールにより通知することとしている。
- ・ 国、他の自治体及び警察等から照会があった場合は、求めに応じ文書又は電子メールにより回答することとしている。
- ・ 連絡体制として、行為者等の特定がなされた場合、各関係機関と情報交換等を行い撤去させる。
- ・ 広域かつ大量の事案であれば、隣接自治体、管轄警察署に照会（情報提供）して、同様な事案の有無について確認する必要がある。また、産廃スクラム 28 のメールリンク等を活用して各自治体に連絡することも必要である。
- ・ 悪質な事案であり、原因者の特定が可能であると判断された場合、可能な限りの情報収集の後、所轄警察等捜査機関へ通報し事件化を要請している。
- ・ 現地調査を行い、投棄場所から実行者につながる証拠品が見つかった場合、警察と連携して実行者の究明、指導等を行っている。
- ・ 警察との連絡、情報交換等は、嘱託職員（警察 OB）が行っている。

Q 4	不法投棄防止を目的とした条例または対策要綱等を定めていますか。
-----	---------------------------------

調査結果の概要

不法投棄防止を目的とした条例または対策要綱等については、定めていると回答した自治体が全体で40.2%と、半分をやや下回った。

条例または対策要綱の概要については、都道府県では、産業廃棄物の適正化等に関する条例を定め、産業廃棄物処理に係る事業者に対する規制や県外から搬入される廃棄物の規制を行っているとの回答が多くあったほか、不法投棄防止対策を図るため実施要領、要綱を定めているとの回答もあった。政令指定都市及び中核市、廃掃法政令市でも、産業廃棄物の適正化等に関する条例を定め事業者に対する規制や土地所有者等の責務を定めているとの回答があったほか、不法投棄防止対策及び監視パトロールの実施についての要領・要綱等を定めているとの回答もあった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.定めている	40.4% (19)	41.2% (7)	43.6% (17)	0.0% (0)	40.2% (43)
2.定めていない	59.6% (28)	52.9% (9)	48.7% (19)	100.0% (4)	56.1% (60)
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	3.7% (4)

(当該条例・対策要綱等の名称及び内容の概要)

条例・対策要綱等の名称	内容の概要
岩手県循環型地域社会の形成に関する条例	「屋外保管を行う排出事業者の記録の義務付け」及び「準多量排出事業者制度の導入及び公表」等
宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例	排出事業者責任の徹底(委託先の現地確認、不適正処理が行われた場合の措置)、建設工事等の発注者の義務(処理費用の適正な負担、適正処理の事前確認、不適正処理が行われた場合の措置)、中間処理後の産業廃棄物の保管の制限など
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	不法投棄防止のみを目的とした条例ではないが、当該条例の中で、不法投棄の未然防止対策の推進等のために、関係機関との連携についてや、土地所有者等の講ずべき措置等について規定されている。
群馬県不法投棄等対策マニュアル	不法投棄等の不適正処理事案に対し、県、警察、市町村等が一体となって迅速・的確に対応するための役割分担や手順等を定めたもの

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	<p>土地所有者へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の適正な管理と原状回復の努力 <p>自社処分を行う事業者へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理票の作成・携行を義務付け ・自社処分場所への夜間の出入制限 ・小型焼却炉・破碎施設・積替保管場の許可制 <p>収集運搬業者へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録車両への標章の添付を義務付け
神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	<p>廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負担の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とする。内容は県民、県、事業者、廃棄物処理業者及び土地所有者等の責務を定めるとともに、事業者の産業廃棄物の保管場所の届出等を定めたもの。</p>
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	<p>(条例のうち産業廃棄物の適正処理等に関することについて)</p> <p>産業廃棄物の不適正処理の未然防止や初期出勤を迅速に行うために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補完する制度として、排出事業者や土地所有者等の責務の履行を盛り込んだ条例。平成 16 年 4 月 1 日施行。</p>
福井県産業廃棄物処理に係る行政処分基準	<p>福井県の廃棄物処理法に基づく行政処分に関して、必要な事項を定めたもの。</p>
岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱	<p>岐阜県内における廃棄物の不適正処理に適切に対処し、その早期改善、未然防止を図るため、県民、事業者、土地所有者等からの通報窓口、関係機関との連絡調整、行政措置方法等を定めている。</p>
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	<p>目的：産業廃棄物の適正処理の促進による生活環境の保全</p> <p>内容：事業者の処理責任の徹底、県外から搬入される廃棄物の適正処理、処理業者の不適正処理の防止、不法投棄を防ぐ土地の適正管理、処理施設設置者の周辺住民への説明</p>
愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	<p>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場 合においては、当該廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処 理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。</p> <p>土地の所有者、管理者又は占有者は、当該土地において産業廃棄 物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努め なければならない。</p>

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 (平成21年4月1日施行)	産業廃棄物の処分を委託する場合の委託先の許可保有状況、能力等の確認義務化 産業廃棄物の保管場所に係る届出義務化 土地所有者等の土地の適正管理義務化及び不適正な処理が行われた場合の通報義務化
滋賀県廃棄物不法投棄防止対策実施要領	県、市町等が一体となって行う不法投棄防止対策(啓発、監視、調査、通報、指導、処分、市町事業への補助など)について規定。
京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例	自社の産業廃棄物の保管用地届出制度及び運搬状況を明らかにするための運搬指示票制度。産業廃棄物の疑いのある物の報告徴収や立入検査、搬入が継続し環境を損なうおそれがある場合の搬入一時停止命令。この命令に従わない者には罰則を適用。
大阪府産業廃棄物の適正処理に向けた指導指針	産業廃棄物に関し知事、排出事業者及び発注者の責務を定めることにより不適正処理を未然に防止し、又は不適正処理を早期に是正することに資する。
兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	産業廃棄物の保管及び特定物(有価物)の保管については届出、土砂埋立て等については許可を受けることを義務付けている。また、解体工事から発生する建設資材廃棄物の処分業者への引き渡しが完了したときに報告を義務付けている。
山口県循環型社会形成推進条例	第25条(土地の適正な管理等):土地を所有し、管理し、又は占有する者は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、その適正な管理に努めなければならない。
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	廃棄物まがいの土砂等の埋立て等を規制するため、土壌汚染や崩壊などによる災害発生の未然防止を基本に置き、違反者に対しては厳しい罰則を科すことにより、結果として産業廃棄物の不法投棄を防ぐことを目的に制定した条例である。
函館市放置車両の処理に関する要綱	・放置車両に係る調査・警察への通報について ・廃車両としての認定基準、廃車両の処分について
秋田市不法投棄を追放する要綱	・通報を受けた場合は、速やかに現場の確認と投棄物の調査を行い投棄者の特定に努める。 ・不法投棄を行った者に対し、原状回復させる。
いわき市不法投棄等の防止に関する要領	・不法投棄防止のための対策 ・不法投棄監視員 ・不法投棄者等に対する措置及び廃棄物の処理に関する指導助言等
郡山市廃棄物の不法投棄防止に関する要綱	場所の確認、不法投棄の採取、必要な調査を行う。

宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例	市、市民、事業者、土地等の所有者が相互に協力し、協働で「ごみのないきれいなまち宇都宮」を実現し、市民の良好な生活環境の維持に資する。
川越市不法投棄対策連絡調整会議要綱	悪質かつ巧妙化する廃棄物に係る不法行為及び不法投棄事案に関して、全庁的な対策を講じ、生活環境の保全を図る。
千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	空き地を管理・所有する者は廃棄物が捨てられないように土地を管理し、廃棄物が捨てられた時は、自らの責任で処理しなければならない。
船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	1.不法投棄行為者等の公表 2.土地所有者等の義務等を定めている。
相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の適正処理及び生活環境を清潔にすることについて定めた条例
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系産業廃棄物保管場所の届出義務(義務) ・建設系産業廃棄物保管場所の設置の際は、隣接する土地所有者の承諾を要す(努力義務) ・不適正処理のおそれある場合は、市長による搬入停止命令 ・建設資材廃棄物に係る発注者及び元請業者の責務を明確化 ・排出事業者等の責務を明確化 ・土地所有者等の責務の明確化 ・罰則、公表規定
岐阜市産業廃棄物処理に関する監視指導要領	立入検査等監視指導業務の実施方法、違反行為に対する措置等について定めたもの
静岡市山間地等廃棄物不法投棄監視員制度	監視パトロールの実施。山林、河川、海岸の行楽客に対する廃棄物の適正排出の啓発。不法投棄等の市への通報。市が実施する不法投棄防止施策への協力。
浜松市不法投棄防止庁内連絡会要綱	浜松市地域における不法投棄事案について、市内関係部局の連携と調整。
岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱	産業廃棄物の処理に関する具体的な基準を定めている。この要綱の運用によって、産業廃棄物の不適正処理を防止している。
豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例	<p>土地の所有者等に、産業廃棄物の不適正処理が行われないう、土地の適正管理、使用制限についての努力規定</p> <p>不適正処理が行われたことを知ったときは、市への通報、生活環境保全上の支障の除去についての義務規定</p> <p>市長から土地所有者に対する再発防止の勧告を規定</p>
名古屋市不法投棄防止パトロール実施要綱	不法投棄の発生を防止するためのパトロールの実施

<p>京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例</p>	<p>産業廃棄物を長期間あるいは不適切に保管することにより不法投棄となる事態を防止するため、事業者や土地所有者が採るべき措置のほか、緊急の場合には市長が産業廃棄物の搬入を停止させるために必要な措置を採ることができる規定を盛り込んでいる。</p>
<p>大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例</p>	<p>土地所有者、管理者又は占有者は、当該土地における産業廃棄物の不適切な処理によって生活環境の保全上支障を生じさせないように努めなければならない。</p>
<p>堺市循環型社会形成推進条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成への行動が、自主的・積極的に行われることを通じて、環境の負荷が少なく、持続的発展が可能な社会を実現する。 ・原材料は効率的利用、製品は長期間使用等により、廃棄物をできるだけ抑制する。 ・循環資源については、できる限り循環的な利用を行う。 ・循環的な利用及び処分に当たっては環境保全施策の実施によって行う。
<p>高槻市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例</p>	<p>産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な規制等を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とし、廃棄物の保管について、土地所有者等の責務について等を明記している。</p>
<p>姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例</p>	<p>市民の生活環境を保全するとともに、市民の生活の安全を確保することを目的に、「事業者」「土地所有者」「市民」及び「市」の責務を定めるとともに、次の制度を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の保管について届出を義務化 解体工事の注文者から解体工事を直接請け負った者又は解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者に対し、建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したことについて報告を義務化
<p>松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例</p>	<p>廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により廃棄物の計量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>
<p>長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱</p>	<p>産業廃棄物の適正な処理を推進する目的で作成された要綱</p>
<p>宮崎市不法投棄の防止に関する条例</p>	<p>不法投棄の防止に関して、市等の責務を明らかにするとともに、不法投棄防止対策を推進するために必要な事項を定めている。</p>

Q 5	不法投棄の監視方法と監視活動等の頻度・規模等（看板・カメラの設置箇所数、巡視パトロールの回数・時間帯、巡視用車両の保有台数）並びにその効果及びそれに関する課題があれば教えてください。
-----	---

調査結果の概要

看板の設置箇所数については、箇所数が 100 箇所以下と回答した自治体が多く、合わせて約 6 割あった。また、101～500 箇所と回答した自治体は 4.7%、501～1000 箇所と回答した自治体は 2.8% あった。一方、無回答のうち、設置箇所が多数に及ぶ等の理由により統計がないとのコメントを寄せた自治体は 10 自治体あった。

カメラの設置箇所数については、箇所数が 10 箇所以下と回答した自治体が多く、約 7 割弱あった。また、箇所数が 11～100 箇所が 14.0%、101～500 箇所が 7.5%、501～1000 箇所以下が 3.7% であった。

A 看板の設置箇所数

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
看板の箇所数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0 箇所	44.7% (21)	23.5% (4)	20.5% (8)	25.0% (1)	31.8% (34)
～10 箇所	10.6% (5)	11.8% (2)	17.9% (7)	0.0% (0)	13.1% (14)
～100 箇所	14.9% (7)	17.6% (3)	23.1% (9)	25.0% (1)	18.7% (20)
～500 箇所	4.3% (2)	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	4.7% (5)
～1000 箇所	2.1% (1)	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	2.8% (3)
1000 箇所～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	21.3% (10)	47.1% (8)	25.6% (10)	50.0% (2)	28.0% (30)

B カメラの設置箇所数

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
カメラの箇所数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0 箇所	40.4% (19)	47.1% (8)	38.5% (15)	50.0% (2)	41.1% (44)
～10 箇所	31.9% (15)	23.5% (4)	17.9% (7)	0.0% (0)	24.3% (26)
～100 箇所	12.8% (6)	5.9% (1)	17.9% (7)	25.0% (1)	14.0% (15)
～500 箇所	6.4% (3)	11.8% (2)	5.1% (2)	25.0% (1)	7.5% (8)
～1000 箇所	4.3% (2)	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	3.7% (4)
無回答	4.3% (2)	11.8% (2)	15.4% (6)	0.0% (0)	9.3% (10)

C 巡視パトロールの回数

調査結果の概要

巡視パトロールの回数については、1日に複数回行っている自治体が18.7%、週5日～毎日（土休日も含む）行っている自治体が39.3%あった。特に政令指定都市においては、週5日以上行っている自治体が7割を超えるなど、高い頻度で行われている実態が明らかになった。

巡視パトロールの時間帯については、昼間のみ実施していると回答した自治体が44.9%と最も多かった。24時間体制ではないが昼夜を問わず実施していると回答した自治体が26.2%、24時間体制で実施していると回答した自治体が1.9%あった。その他では、パトロールの実施について、平日の昼間は自治体の職員等により行い、夜間や閉庁日等は民間警備会社等に業務委託し行っているとの回答が多くあった。また、民間警備会社等に業務委託し行っているパトロールの回数は年間960回であるとのコメントや、業務委託によるパトロールは年間450回実施しているが通常のパトロールは随時実施しているとのコメントもあった。このような回答内容から、巡視パトロールの実施については、昼間のみならず、不法投棄が行われやすい夜間等も業務委託等によって行うなど各自治体とも力を入れており、不法投棄対策において大きな役割を担っていることが明らかとなった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
巡視の回数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.日に複数回	25.5% (12)	5.9% (1)	15.4% (6)	25.0% (1)	18.7% (20)
2.週5～毎日	38.3% (18)	64.7% (11)	30.8% (12)	25.0% (1)	39.3% (42)
3.週3～4回	19.1% (9)	0.0% (0)	15.4% (6)	25.0% (1)	15.0% (16)
4.週1～2回	4.3% (2)	5.9% (1)	10.3% (4)	0.0% (0)	6.5% (7)
5.月1～2回	0.0% (0)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	12.8% (6)	23.5% (4)	25.6% (10)	25.0% (1)	19.6% (21)

D 巡視パトロールの時間帯

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.24 時間体制	2.1% (1)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	1.9% (2)
2.24 時間体制ではない が昼夜を問わず実施	29.8% (14)	41.2% (7)	12.8% (5)	50.0% (2)	26.2% (28)
3.昼間のみ	51.1% (24)	41.2% (7)	43.6% (17)	0.0% (0)	44.9% (48)
4.夜間のみ	0.0% (0)	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
5.その他	14.9% (7)	5.9% (1)	20.5% (8)	25.0% (1)	15.9% (17)
無回答	2.1% (1)	5.9% (1)	20.5% (8)	25.0% (1)	10.3% (11)

(「その他」の内容)

- ・ 各環境管理事務所、産業廃棄物指導課は基本的には昼間実施。民間警備会社に委託し、夜間に実施。
- ・ 原則昼間のみであるが、月 1 回休日監視を行っている。事例により早朝・夜間監視を行っている。
- ・ 平日の日中は、警察OBの臨時職員で2班にて監視パトロールを行い、5月から11月の期間は、業務委託で夜間のパトロールを行っている。
- ・ 開庁日の昼間は職員等により巡視パトロールを行っているが、閉庁日や夜間は民間警備会社によるパトロールを適宜行っている。
- ・ 昼間は職員による監視パトロールを行い、夜間は週3回業者による監視パトロールを実施している。

E 巡視用車両の保有台数

調査結果の概要

巡視用車両の保有台数については、1～5台と回答した自治体が56.1%ともっとも多かったが、都道府県に限定すると6～10台の回答が42.6%と最多であった。都道府県では広域的な巡視が必要となることから、巡視用車両の保有台数も多い傾向が見られ、最多で30台保有している自治体もあった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
車両の台数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0台	4.3% (2)	0.0% (0)	15.4% (6)	25.0% (1)	8.4% (9)
1～5台	31.9% (15)	82.4% (14)	71.8% (28)	75.0% (3)	56.1% (60)
6～10台	42.6% (20)	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	19.6% (21)
11～20台	17.0% (8)	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	8.4% (9)
21台～	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	12.8% (5)	0.0% (0)	5.6% (6)

F 効果

調査結果の概要

パトロールの効果については、多くが、不法投棄の量及び箇所ともに減少傾向にある、早期発見し適切な早期対応を図るのに効果的であるとする回答や、目に見える形でパトロールを継続することにより不法投棄の未然抑止にも貢献している、広報活動になるとの回答もあり、おおむね、パトロールを実施することにより不法投棄が未然に抑止される効果があり、また住民に対しても広報の効果があるとの内容であった。

一方で、大規模な不法投棄は減少したものの、小規模でゲリラ的、捨て逃げる不法投棄が増加しているとの指摘もあり、このような事案にパトロールがどのように対応していくかも課題であるとの回答もあった。

< 回 答 >

- ・ 不法投棄の量及び箇所ともに減少傾向にある。
- ・ 不法投棄等の不適正処理を早期発見し、適切な早期対応を図る。
- ・ 各地域の健康福祉センターに車輛を配置することで、きめ細やかなパトロールが可能となった。また、不法投棄発生時に、速やかに現場で行為者に対し指導できるようになった。
- ・ 不法投棄の早期発見により、大量投棄になる前に投棄者の特定や早期撤去ができている。
- ・ 監視ウィーク期間は、報道機関が報道することで効果がある。
- ・ 新規事案の発見や既存事案の経過監視に有効であるばかりでなく、目に見える形でパトロールを継続することにより不法投棄の未然抑止にも貢献している。
- ・ 巡視パトロール車のサイドに「不法投棄防止パトロール車」と表示し、広報活動になる。
- ・ 大規模な不法投棄は減少したものの、小規模でゲリラ的、捨て逃げが増加している。

G 課題

調査結果の概要

不法投棄の監視方法及び監視活動等に関する課題については、主に、人員・予算不足及び監視活動の効果等に関する課題について多く回答があったほか、関係機関、住民との連携、監視カメラ・看板等の取扱いに関する課題についての回答もあった。

人員・予算不足に関する課題については、予算削減に関するもの、休日や早朝夜間のパトロールや山間部におけるパトロールが困難であるとするものが多くあった。

監視活動の効果等に関する課題については、不法投棄の手口が悪質・巧妙化し後を絶たない現状に対する対応が課題であるとする回答、大規模な不法投棄以外の事案の件数には大きな変化は見られないとする回答のほか、パトロール全体としては、その効果が分かりにくく、財政支出抑制の流れから費用対効果を明確にする必要があるとする回答や、投棄者や投棄時間が把握できないため投棄事実を現認することが困難であり、施策としては啓発や回収に留まっているのが現状であるとする回答もあった。

関係機関・住民との連携に関する課題については、限られた人員で地域をきめ細かく監視するには限界があることから、関係する行政機関や民間企業、住民等との連携強化を更に推進する必要がある、住民等の事案発見者から速やかな通報が行われるよう連絡体制を充実させることが必要であるとの回答があった。

監視カメラ・看板等に関する課題については、バッテリー継続時間が短期間であることや24時間・場所を問わず設置するため盗難防止等が課題となっている、監視カメラに関する専門知識が必要な場合がある、看板は経年劣化による掛け替え等のメンテナンスが必要で、維持管理に人員を要するとの回答があった。

以上から、自治体としては、パトロール等の監視活動に注力し、大規模事案の発見件数は減少傾向にあるものの、予算・人員等が不足している状況から、早朝、夜間、休祝日のパトロールや不法投棄のされやすい山間部のパトロールがしにくいいため、比較的小規模の事案や手口が悪質・巧妙化してきている事案についての対応が難しく、また、限られた人員で地域を常時監視するには限界があり、関係機関や住民等との連携による対応が必要であるとの認識を持っている状況が明らかになった。

< 回 答 >

(課題)

人員・予算不足に関する課題

- ・ 専任の巡視員がいないため、実施できる回数が少ない。
- ・ 予算削減による産業廃棄物適正処理指導員及び巡視用車両の削減のおそれがある。
- ・ 休日や早朝夜間のパトロールが困難である。
- ・ 人力的な理由により早朝、夜間、休祝日に巡回パトロールを実施することができないため、その間を狙って不法投棄される。

- ・ 24 時間、広い県土を監視することは困難。
- ・ 夜間や山間部等、パトロールを行っていない時間帯・場所についての不法投棄を防止することが困難。
- ・ 不法投棄場所については、山間部で夜間に行われることが多いことから、山間部や夜間の監視体制を強化する必要があるが、事故防止の観点や連絡体制について難しい面もある。

監視活動の効果等に関する課題

- ・ 不法投棄の発見件数が減少傾向にあるものの、その手口は悪質、巧妙化しており、また依然として後を絶たない。
- ・ 大規模な不法投棄に比し、それ以外のものの件数には大きな減少はみられていない。
- ・ 比較的小規模な事案が増えており、人目につかない場所・時間帯での不法投棄、埋立・造成工事に廃棄物を混入するなど、手口が悪質・巧妙化してきている。資材置場等における不適正保管も後を絶たない状況である。
- ・ パトロール全体としては、その効果が分かり難く、財政支出抑制の流れから費用対効果を明確にする必要があり、今後これまでのパトロール回数、方法等を検証し効果が上がるようなパトロール体制を確立する必要がある。
- ・ 投棄者や投棄時間が把握できないため、投棄事実を現認することが困難であり、施策としては啓発や回収に留まっているのが現状である。
- ・ 行為者が不明な場合がほとんどであり、周辺環境への影響がほとんどない場合、撤去は誰の責任で行うのかがいつも問題となり対応に苦慮している。
- ・ 排出元の適正指導を強化し、「不法投棄をさせない」ということが重要である。

関係機関・住民との連携に関する課題

- ・ 限られた人員で地域をきめ細かく監視するには限界があることから、担当者の資質向上のほか、関係する行政機関や民間企業、住民等との連携強化を更に推進する必要がある。
- ・ 住民等の事案発見者から速やかな通報が行われるよう連絡体制を充実させることが必要。
- ・ 幅広い県民の参加。市町村との連携。

監視カメラ・看板等に関する課題

- ・ バッテリー継続時間が短期間であることや 24 時間・場所を問わず設置するための盗難防止等が課題となっている。
- ・ 運用にあたって、監視カメラに関する専門知識が必要な場合がある。
- ・ 看板は経年劣化による掛け替え等のメンテナンスが必要。維持管理に人員をとられる。
- ・ プライバシーの問題もあり慎重な利用が求められている。

Q 6	その他に実施している不法投棄の未然防止対策があれば教えてください。
-----	-----------------------------------

調査結果の概要

その他に実施している不法投棄の未然防止対策については、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、無人警報装置の設置、防止柵及び看板等の設置による監視活動のほか、隣県と合同で県境山間部でのパトロールの実施、または、住民に対する処分費用の補助や通報者報奨金制度の実施を回答した自治体もあった。

また、事業者に対する法令遵守の徹底等を目的とした講習会の実施、違反行為に対する処分内容の公表、産業廃棄物運搬車両の検問実施等のほか、関係団体、住民に対する普及啓発活動等を通じて、連携強化を行うことによって、不法投棄の未然防止に努めていることが明らかになった。

< 回 答 >

(その他に実施している不法投棄の未然防止対策)

パトロール等監視活動の強化

- ・ ヘリコプターによるスカイパトロールの実施。
- ・ 無人警報装置の設置。
- ・ 林道、河川、海岸等不法投棄のおそれのある場所への防止柵及び看板等の設置、設置のための補助制度の適用。
- ・ 航空写真画像データ等を用いて、前年度と比較した土地の形質変更の状況を確認した上で現地調査を行い、不法投棄等、廃棄物の不適正処理を発見する。
- ・ 隣県と合同で県境山間部をパトロール。
- ・ 地域での不法投棄防止意識の高揚を図ることを目的とし、住民が主体となって不法投棄された廃棄物を撤去する場合に、処分費用を支援している。また、これをきっかけとして、地域パトロール隊の結成を促進している。
- ・ 通報者報奨金制度。
- ・ 産廃Gメンの配置。
- ・ 人工衛星画像を活用した効率的な監視を計画中。

事業者に対する指導強化

- ・ 産業廃棄物処理業者等に対する法令遵守の徹底等を目的とした講習会の実施。
- ・ 違反行為に対する的確な行政処分の実施と処分内容の公表。
- ・ 近隣の県市と連携して産廃収集運搬車両の検問を実施し、県の厳格な姿勢を周知。
- ・ 不法投棄廃棄物の多くを占める建設解体廃棄物の排出源である建物解体工事の現場において、廃棄物の適正処理の指導を行っている。
- ・ 不法投棄の多発地帯にある道路及び通路の閉鎖を行っている。

関係団体等との連携強化

- ・ 民間ボランティアを中心とした不法投棄現場における撤去回収作業。
- ・ 民間団体と監視協定を締結し、協働での不法投棄情報収集及び広報啓発活動の実施。
- ・ 市町村、事業者、関係団体との情報交換等を目的とした連絡協議会の設置、開催。
- ・ 運送業をはじめとする企業・団体と不法投棄通報協定を締結し、民間による監視の目を増やす取組を行っている。

住民等への普及・啓発活動

- ・ 5月と10月を不法投棄パトロール強化月間としてパトロールと広報啓発を集中的に実施。
- ・ 環境月間及び廃棄物の適正処理推進月間に合わせ、不法投棄の実情と市の取組を紹介するパネル展の開催。
- ・ リーフレットの設置・配布。
- ・ ホームページによる各種情報提供。
- ・ 地元報道機関等に対する積極的な資料提供と報道。

Q7	不法投棄の未然防止対策についての課題があれば教えてください。
----	--------------------------------

調査結果の概要

不法投棄の未然防止対策の課題については、対策全般関係では、有価物偽装または土砂偽装等の巧妙化された事案や、組織化された行為者による短期間に大量の投棄が行われる事案に対する対応、規制のハードルを上げれば他の都道府県に流れるため抜本的対策をとる必要、建築解体廃棄物への対応、等についての回答があった。

人員・予算等体制の強化関係については、厳しい人員・予算の状況であるとの回答があった。

事業者に対する指導・啓発等関係については、膨大な数の排出事業者に対する適正処理の普及啓発、違法性を認識しながら不適正な廃棄物処理を行う排出事業者が後を絶たないことから廃棄物処理ルールの周知と責任追及を徹底する必要がある、不法投棄の隠れ蓑となりがちな土砂採取跡地や農地の嵩上げなどに関わる土地所有者の責任について指導、啓発に努める必要がある、不法投棄原因者の心に訴えるインパクトのある広報啓発が必要である、物理的な未然防止対策には限界がある、等との回答があった。

< 回 答 >

(不法投棄の未然防止対策についての課題)

対策全般関係

- ・ 有価物偽装、土砂偽装、土砂への混入等、投棄手口の巧妙化により発見が難しくなっている。
- ・ 運搬者、投棄者等役割の決まった行為者が複数の投棄箇所に関わるなど、組織化により短期間に大量の投棄が行われる事例への対応。
- ・ 各都道府県レベルで条例等により不適正処理の未然防止を図っているが、規制のハードルを上げれば他の都道府県に流れたりするが、広域的に抜本的な対策を取ることが非常に難しい。
- ・ 過去から大量の解体廃棄物等を不適正保管している業者等への対応に苦慮している。
- ・ 不法投棄物の大部分を占める解体廃棄物の流れを明確にし、発生段階から監視、指導をできるようにする必要がある。
- ・ 排出事業者責任を徹底させること及び不適正処理が行われた場合に処分業者とともに排出者へも速やかに指導できること。
- ・ 不法投棄の原因者を特定するのが難しい。また告発を行う場合、刑事訴訟で公判を維持できるだけの証拠収集が難しく、なかなか告発まで行えない場合がほとんどである。
- ・ 不法投棄防止対策の効果の検証が難しい。

人員・予算等体制の強化関係

- ・ 厳しい予算状況。人員の確保。
- ・ 未然防止対策は効果の判定が難しいものが多く、毎年の予算において削減対象となることが多い。
- ・ 限りある予算の範囲内で効果的な広報啓発を行うこと。
- ・ 指導啓発活動だけでは限界があり、不法投棄物の早期撤去・原状回復がもっとも効果的であると思われるが、撤去費用は高額になることが課題と思われる。
- ・ パトロール等により不法投棄箇所を発見し、調査により投棄者を特定しても、資金不足等により原状回復できない状況が多く不法投棄箇所が減少しない。

事業者に対する指導、啓発等関係

- ・ 膨大な数の排出事業者に対する適正処理の普及啓発。
- ・ 違法性を認識しながら不適正な廃棄物処理を行う排出事業者が後を絶たないことから、廃棄物処理ルールの周知と責任追及を徹底する必要がある。
- ・ 不法投棄の隠れ蓑となりがちな土砂採取跡地や農地の嵩上げなどに関わる土地所有者の責任について、指導、啓発に努める必要がある。
- ・ 不法投棄原因者の心に訴えるインパクトのある広報啓発が必要である。物理的な未然防止対策には限界がある。
- ・ 未然防止には排出事業者の意識向上が不可欠であるが、指標がなく効果を確認できない。
- ・ 廃棄物の適正処理に関して、排出業者の認識が甘いことから、排出業者に対する適正処理指導及び自社廃棄物保管に対する指導の強化を図る必要がある。
- ・ 不法投棄が悪質な犯罪であるという認識や「ばれなければよい」というモラルの欠如を是正しない限り、この問題は解決しない。従って、人のモラルが形成される期間における家庭や学校での道德教育の充実がこの問題解決には不可欠と思われる。

関係機関との連携

- ・ 民間と協働した監視体制の構築。
- ・ 限られた人員での広域パトロールには物理的な限界があり、パトロール等ではなかなか不法投棄を防止することはできないので、不法投棄させない住民の意識づくり（まちづくり）に重点をおいた政策が必要だと考える。

その他

- ・ 監視カメラの設置と周知は、不法投棄の未然防止につながると思われるが、維持管理や実際の効果、プライバシー保護、整備費用など、考慮すべき点が多いのが実情である。法的、費用的に設置に向け後押しする制度があればよいと考える。

(3) 不法投棄の監視・防止体制について

Q1	不法投棄の監視活動に従事している貴自治体職員（巡視パトロールに従事している職員）は何名ですか。専任・兼任職員別にお答えください。
----	--

調査結果の概要

不法投棄の監視活動に従事している自治体職員のうち、専任職員が1名以上10名以下と回答した自治体が43.0%、専任職員がいないと回答した自治体が27.1%であった。一方、他の職務と兼任している兼任職員が10名以下と回答した自治体は45.8%、兼任職員がいないと回答した自治体は13.1%であった。

政令指定都市、中核市、廃掃法政令市は、専任職員及び兼任職員ともに0名から20名の部分に回答が集中したが、都道府県では、専任職員で1～20名にやや回答が集中したものの、兼任職員とともに人数にばらつきのある回答となった。

< 回 答 >

(専任職員数)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
専任職員数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0名	8.5% (4)	41.2% (7)	43.6% (17)	25.0% (1)	27.1% (29)
1～10名	44.7% (21)	35.3% (6)	41.0% (16)	75.0% (3)	43.0% (46)
11～20名	21.3% (10)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	9.3% (10)
21～30名	14.9% (7)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	6.5% (7)
31名～	8.5% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	3.7% (4)
無回答	2.1% (1)	23.5% (4)	15.4% (6)	0.0% (0)	10.3% (11)

(兼任職員数)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
兼任職員数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0名	21.3% (10)	5.9% (1)	5.1% (2)	25.0% (1)	13.1% (14)
1～10名	17.0% (8)	64.7% (11)	69.2% (27)	75.0% (3)	45.8% (49)
11～20名	8.5% (4)	11.8% (2)	12.8% (5)	0.0% (0)	10.3% (11)
21～30名	17.0% (8)	5.9% (1)	5.1% (2)	0.0% (0)	10.3% (11)
31～40名	10.6% (5)	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	5.6% (6)
41～50名	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
51名～	10.6% (5)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	4.7% (5)
無回答	12.8% (6)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	9.3% (10)

Q 2	不法投棄対策に従事させるために警察関係者等（OBを含む）の出向受入れ等を行っていますか。行っている場合には、その人数及び具体的職務内容について教えてください。
-----	---

調査結果の概要

警察関係者等（OBを含む）の出向受入れ等を行っている自治体は、都道府県だけでは100%、全体でも84.1%にものぼり、ほとんどの自治体が警察関係者等の受入れを行っている。

受入れ等の人数については、出向、派遣ともに1～5名がもっとも多く、都道府県では出向が6割近くであった。

出向した警察関係者等（OBを含む）の具体的職務については、不法投棄の監視に係る業務、処理施設への立入調査、事業者等への指導、行政処分、苦情処理、警察との連絡調整等、不法投棄対策全般に渡った回答となっており、その対策において警察関係者の重要性が伺える内容となっている。

このようなことから、警察関係者等（OBを含む）の不法投棄対策に係る役割は重要であり、その対策に大きく貢献している現状がわかる。

< 回 答 >

（出向受入れ等の有無）

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	100.0% (47)	70.6% (12)	76.9% (30)	25.0% (1)	84.1% (90)
2.行っていない	0.0% (0)	17.6% (3)	15.4% (6)	50.0% (2)	10.3% (11)
無回答	0.0% (0)	11.8% (2)	7.7% (3)	25.0% (1)	5.6% (6)

（人数〔出向受入れ〕）

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
出向受入れ者数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0名	17.0% (8)	23.5% (4)	25.6% (10)	25.0% (1)	21.5% (23)
1～5名	57.4% (27)	35.3% (6)	38.5% (15)	0.0% (0)	44.9% (48)
6～10名	8.5% (4)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	4.7% (5)
11名～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	14.9% (7)	41.2% (7)	33.3% (13)	75.0% (3)	28.0% (30)

(人数〔派遣受入れ〕)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
派遣受入れ者数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0名	29.8% (14)	23.5% (4)	20.5% (8)	25.0% (1)	25.2% (27)
1～5名	40.4% (19)	29.4% (5)	25.6% (10)	25.0% (1)	32.7% (35)
6～10名	10.6% (5)	11.8% (2)	2.6% (1)	0.0% (0)	7.5% (8)
11名～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	17.0% (8)	35.3% (6)	51.3% (20)	50.0% (2)	33.6% (36)

(具体的職務内容)

- ・ 司法的見地から高度な判断に基づく行政職員への指示・指導。
- ・ 県警からの出向者は廃棄物の不法投棄対策の総括を担当。県警OBは県内パトロール担当。県警からの派遣者は捜査関係事項の照会・回答、警察との連絡調整等を担当。
- ・ 悪質な不法投棄等の事案に対処する「機動班特別チーム」として警察本部と一体となった指導・取締りを行う。
- ・ 不法投棄事案等の監視・指導及び警察機関との連絡調整（現職警察官2名（併任）＋警察官OB2名体制）。
- ・ 出向者は、不法投棄対策、行政処分、苦情処理、監視員指導等を行っている。
- ・ 警察・県職員OB12名を産業廃棄物監視員として嘱託。産廃処理施設、処理業者、排出事業者、不法投棄場所等を巡回監視し、関係者の指導、苦情の調査、正規監視員の補助等を行う。
- ・ 通常の監視活動に加えて、立件可能性等の刑事上の助言、事業者等からの圧力予防に係る助言、警察当局との協議に係る連絡調整。
- ・ 現職警察官1名、警察官OB1名の計2名で不法投棄に限定せず、野焼き監視等を目的として通常パトロールを週4回、他課職員との共同で土曜日、日曜日などの早朝・夜間パトロールを年18回実施している。（平成20年度計画ベース）
- ・ 投棄物から証拠品が発見された際の警察との連携、暴力団等が関与している案件における警察との情報交換、刑事告発等の際の警察との連携。
- ・ 不法投棄苦情等の対応、不法投棄継続案件に対する対応、不法投棄防止施策の計画立案・実施、産業廃棄物処理業者等への立入検査・指導。
- ・ 警察OBを嘱託員として採用。産業廃棄物処理業者及び関係事業者への巡回指導業務、不法投棄等に対する巡回パトロール及び警察との連絡調整業務を担当。
- ・ 警察OBを嘱託員として採用。職務内容は、産業廃棄物処理施設への立入調査、産業廃棄物処理業者への指導、不法投棄監視パトロールなど。
- ・ 不法投棄対策従事者として現職警察官の出向を1名受け入れており、また不法投棄監視活動に従事する廃棄物監視指導員（嘱託職員）については、警察OB3名、消防OB1名の計4名を委嘱して、不法投棄対策に当たらせている。

Q 3	不法投棄対策のため、市区町村の職員に対して廃棄物処理法上の権限を付与（県職員との併任発令等）していますか。もし付与している場合には、その人数及び具体的付与方法を教えてください。
-----	--

調査結果の概要

市区町村の職員に対する廃棄物処理法上の権限を付与しているかどうかについて、付与していると回答した自治体は 22.4%、付与していないと回答した自治体は 61.7%であり、多くの自治体が付与していない状況であった。

付与している場合にその人数は、50 名以下がほとんどであるが、都道府県では、51～100 名、101 名～200 名、201 名以上に付与していると回答した自治体がそれぞれ 4 自治体ずつあった。

権限の具体的な付与方法としては、立入検査の権限に関する希望があった市町村に対し、その職員を県職員に併任した上で立入検査の権限を付与し、廃棄物処理法第 19 条第 3 項に基づく立入検査証を交付する方法が主流である。さらに、同法第 20 条に基づく環境衛生指導員に任命される場合もある。なお、権限の付与後は市区町村の裁量に任されるわけではなく、都道府県の条例若しくは実施要綱に基づき、研修の受講や都道府県の権限の留保がなされる旨回答した自治体もあった。

< 回 答 >

(権限の付与)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	38.3% (18)	17.6% (3)	5.1% (2)	25.0% (1)	22.4% (24)
2.行っていない	61.7% (29)	64.7% (11)	61.5% (24)	50.0% (2)	61.7% (66)
無回答	0.0% (0)	17.6% (3)	33.3% (13)	25.0% (1)	15.9% (17)

(人数)

(前問で「1.行っている」と回答した自治体のみ回答)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
付与者数	(18)	(3)	(2)	(1)	(24)
1～20 名	2.1% (1)	11.8% (2)	2.6% (1)	25.0% (1)	4.7% (5)
21～50 名	6.4% (3)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	4.7% (5)
51～100 名	8.5% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	3.7% (4)
101 名～200 名	8.5% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	3.7% (4)
201 名～	8.5% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	3.7% (4)
無回答	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)

(具体的付与方法)

- ・ 市町村職員に対し県職員併任発令を行い、廃棄物処理法上の立入権限を付与し、立入身分証明書を交付。
- ・ 市町職員を地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員として任命し、廃棄物処理法第19条第3項の立入検査権限を付与している。
- ・ 特例条例に基づき、市町へ通報があった場合の立入権限を移譲。
- ・ 市に対し、廃棄物処理法第19条に基づく立入検査についての権限移譲を行った。なお、県で権限を留保した上で権限移譲を行っており、権限移譲後も県が立入検査を行えるようにしている。
- ・ 「廃掃法」、「廃棄物の処理の適正化等に関する条例」、「硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」に基づく立入検査について、県と関係市町村の間で協定を締結し、45市町村職員を県職員に併任発令して立入検査証を交付している。
- ・ 併任にあたっての補助金はなし。産業廃棄物適正処理に関する研修会を開催し、監視指導等に必要な知識を伝達。
- ・ 立入検査証の交付者39人、うち同法20条に基づく環境衛生指導員4人。

Q 4	不法投棄対策のための警察等捜査機関、他自治体や国との連携状況を教えてください。また、市民団体や関係団体・民間企業等との協力体制があれば教えてください。
-----	---

A 警察等捜査機関

調査結果の概要

警察等の捜査機関との連携を図っている自治体はかなり多く、全体で 89.7%にのぼり、特に都道府県では 100%が連携を行っていると回答した。連携先としては、警察本部及び所轄警察署を挙げた自治体が多く、他には海上保安部、地方検察庁、税関等が挙げられている。

具体的な連携内容としては、日常的な情報交換、パトロールや検問等の取締りに際しての協議会の設置、不適正処理や不法投棄に関する指導、不法投棄が発覚した際の捜査への協力、悪質な投棄者に対する通報や告発など広範囲に及んでいる。実際の摘発が行われる前の未然防止の段階から、幅広い連携が図られていることがわかった。また、連携の際には警察から出向又は派遣された職員が窓口となっていると回答した自治体が多くみられた。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	100.0% (47)	76.5% (13)	84.6% (33)	75.0% (3)	89.7% (96)
2.行っていない	0.0% (0)	17.6% (3)	7.7% (3)	25.0% (1)	6.5% (7)
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	3.7% (4)

(連携先及び連携内容)

1 都道府県

警察本部、海上保安部

- ・ 連絡協議会を設置（事務局は警察本部）し、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等に関する情報交換と産業廃棄物処理業からの暴力団等排除に関する情報交換を実施。
- ・ 派遣の要請、受入れ。
- ・ パトロール、上空監視パトロール対応時の所管警察署等への連絡調整及び事案対応
- ・ 県消防防災ヘリ、県警ヘリ、海保ヘリの合同による不法投棄監視合同スカイパトロールを年 2 回実施。（海保の参加は 2 年に 1 度程度）

所轄警察署

- ・ 不法投棄事案等の情報提供、情報交換。

- ・ 不法投棄等事案の情報提供、享受。府県境での広域路上検問。
- ・ 不法投棄者の特定に結び付く証拠品があった場合の連絡等。

2 政令指定都市

警察本部

- ・ ヘリコプターによる上空パトロールでの不法投棄と疑われる発見事案についての情報提供、それに伴う現地調査結果の報告。
- ・ 情報交換

所轄警察署

- ・ 投棄者が判明できそうな場合は、連携し捜査に協力する。
- ・ 投棄物から投棄者が特定できる証拠物が発見された場合における捜査協力。
- ・ 行為者（被疑者）に結びつきそうな資料が認められた場合の調査、事件化困難事案に対し共同しての撤去指導。

地方検察庁、海上保安庁、税関

- ・ 不法投棄等の環境事犯に対し、行政機関と捜査機関及び刑事司法が各種協議、情報交換等を行い連携を強化し、厳しい態度で対応を行う。

3 中核市

警察本部

- ・ 廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会での情報交換。
- ・ 事案毎に連絡調整、情報提供。
- ・ 不法投棄の内容によっては、警察から本市への出向職員を通じて状況を連絡し、連携して解決を図る。
- ・ 不法投棄に関する情報提供、事件処理及び刑事告発に関する相談。

所轄警察署

- ・ 不法投棄行為者に対する通報（撤去の行政指導に従わないもの、組織的なもの、広域的なもの、悪質と判断されるもの）。
- ・ 不法投棄者の通報、捜査等の連携、不法投棄物の撤去時期等の調整。
- ・ 特に悪質な事案や投棄者の特定につながる物品が発見された場合に通報し対応を依頼。
- ・ 投棄物から証拠品が発見された際の行為者の検挙。産廃運搬車両の路上検査。
- ・ 現行犯逮捕が可能な事案におけるパトロールの連携（交番）。

4 廃棄物処理法政令市

所轄警察署

- ・ 当該事案があった場合は、互いに情報提供を行っている。

B 他の自治体

調査結果の概要

他の自治体との連携を図っている自治体は、全体では 85.0%と高い割合にのぼっており、都道府県では 97.9%と高率であった。連携先としては、都道府県及び市町村のいずれもが挙げられているが、政令指定都市及び中核市の場合、隣接市町村より都道府県との連携を挙げた自治体の方が多くみられた。

連携の内容としては、隣接自治体同士の日常的な情報交換、合同の研修、現地調査、パトロール、路上検問、普及啓発等に加えて、都道府県や市町村の垣根を越えた広域的な連絡協議会を設置している例が多く見られた。代表的なものとしては関東地方の通称「産廃スクラム 28」及び近畿地方の「近畿ブロック産業廃棄物対策協議会」が挙げられ、こうした枠組内での情報の共有が図られている。

< 回答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	97.9% (46)	70.6% (12)	76.9% (30)	75.0% (3)	85.0% (91)
2.行っていない	2.1% (1)	23.5% (4)	15.4% (6)	25.0% (1)	11.2% (12)
無回答	0.0% (0)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	3.7% (4)

(連携先及び連携内容)

1 都道府県

都道府県

- ・ 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 28）の運営（不適正処理防止対策の推進、不適正処理の未然防止及び発生後の迅速かつ的確な対応のための情報交換、連携、協力体制の確保、広報啓発活動の推進）。
- ・ 八都府県市首脳会議廃棄物問題検討委員会による、情報交換、国への要望、建設廃棄物の総合管理の検討等。
- ・ 富士箱根伊豆 3 県合同不法投棄防止一斉パトロールの実施。
- ・ 近畿ブロック産業廃棄物対策協議会不法投棄対策部会を設置し、府県をまたがる不法投棄事案に対して連携して対応することとしている。
- ・ 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃 Gメン）の合同研修。
- ・ 県境付近の環境保全を目的として、年 1 回、両県民合同の環境美化活動と不法投棄防止パトロールを共同実施している。

市町村

- ・ 希望する市町村の職員に対し県職員との併任を発令。

- ・ 県内10広域圏ごとに設置する不法投棄防止対策協議会を構成し、各種取組を実施。
- ・ 各保健所に配置した監視専門員が日常業務を通じて情報交換を行っているほか、年2回、合同パトロールを実施している。
- ・ 産業廃棄物に係る不法投棄事案及び早期是正を促進するためのネットワークを県内全市町村に構築している。
- ・ 環境衛生週間に県内5箇所で開催している、不法投棄廃棄物の撤去作業等のキャンペーン事業に参加してもらっている。
- ・ 不法投棄等撲滅府民会議を構成。市長会・府町村会と事案に応じて情報交換。
- ・ 不適正処理業者への合同立入、情報提供、府県境での広域路上検問。

2 政令指定都市

都道府県

- ・ 警察などと連携してスカイパトロールやシーパトロールの実施など。
- ・ 不適正処理対策戦略会議を行って意見交換等をしている。産廃110番への市民等からの通報についての照会、それに伴う現地調査結果の報告。
- ・ 情報共有、路上検問等。

市町村

- ・ 隣接市町村不法投棄連絡会議の設置。
- ・ 所管区域を跨ぐ、不適正事案に対処するための情報の共有化等を図っている。

3 中核市

都道府県

- ・ 事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理等説明会の共催。
- ・ 硫酸ピッチ対策（夜間パトロール）への協力。
- ・ 年2回の会議及びブリーフィングリストによる電子メールの交換。
- ・ 幹線道路での路上検問、県警ヘリによるスカイパトロールを合同実施。
- ・ 県管理地への不法投棄について連絡し、対応を依頼。
- ・ 2か月に1回、県と市の監視員会議を開催し、不適正処理事案等の報告や情報交換を行っている。

市町村

- ・ 意見及び情報の交換。

4 廃棄物処理法政令市

都道府県

- ・ 当該事案があった場合は、互いに情報提供を行っている。

市町村

- ・ 年2回の合同不法投棄防止監視パトロール。

C 国

調査結果の概要

国との連携を図っている自治体は全体では64.5%で、警察等捜査機関や他の自治体と比べてやや低かった。このうち、都道府県では80.9%であったが、政令指定都市では35.3%、中核市では59.0%、廃掃法政令市では50.0%にとどまっていた。

連携先としては、環境省（地方環境事務所）を挙げた自治体が多く、次いで国土交通省（地方整備局）、海上保安庁（海上保安部）等を掲げた自治体が見られた。

連携の内容としては、セミナーや連絡会議等による情報交換、陸・海・空の合同パトロールの実施、不法投棄ホットラインに対する通報への対処、廃棄物の一斉撤去等が挙げられる。その中でも、路上や河川における不法投棄については国土交通省、海洋不法投棄については海上保安庁というように、不法投棄が行われやすい場所を所管する関係行政機関との連携が、自治体の規模を問わず図られている傾向がみられた。

< 回答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	80.9% (38)	35.3% (6)	59.0% (23)	50.0% (2)	64.5% (69)
2.行っていない	17.0% (8)	52.9% (9)	33.3% (13)	50.0% (2)	29.9% (32)
無回答	2.1% (1)	11.8% (2)	7.7% (3)	0.0% (0)	5.6% (6)

（連携先及び連携内容）

1 環境省（地方環境事務所）

- ・ 地方環境事務所主催による不法投棄対策セミナーに参加。
- ・ スカイパトロールの合同実施。
- ・ 連絡会及び担当者会議により国と自治体等の連携事業についての意見交換及び不法投棄等に関する現状及び課題についての意見交換を行い、不法投棄の未然防止を図っている。
- ・ 路上検査、監視カメラの設置、看板の設置等を協力して行っている。
- ・ 法令解釈や他県の状況等に関する情報提供を求めている。
- ・ 事案についての疑義照会、環境省の不法投棄ホットラインへの市民等からの通報についての照会、それに伴う現地調査結果の報告。

2 国土交通省（地方整備局）

- ・ 河川事務所が主体となり設置されている「河川クリーン協議会」の構成市町村等と河川敷の廃棄物一斉撤去等を実施。
- ・ 合同パトロール及び会議の実施。
- ・ 不法投棄未然防止対策連絡会での情報交換。
- ・ 河川事務所でも定期的にパトロールを実施しているため、市がパトロール等で覚知した場合に連絡。
- ・ 事案が発覚した場合の車両に関する情報収集（廃棄物処理法第 23 条の 5 の規定による照会）を行っている。
- ・ 国道の不法投棄対策等。

3 海上保安庁

- ・ 海上パトロールの実施。
- ・ ヘリコプターによる監視パトロールの合同開催。
- ・ 廃棄物不適正処理対策等連絡協議会での情報交換。

4 その他

- ・ 保健所ごとに設置される廃棄物不法投棄防止対策連絡会議の委員となっている。（農林水産省）
- ・ 不法投棄防止のため設置した推進会議の構成員で、会議での情報交換、年 2 回の統一パトロールに参加。（林野庁、防衛省）

D 市民団体

調査結果の概要

市民団体との協力については比較的低調であり、協力している自治体は全体では18.7%に過ぎなかった。このうち、都道府県では23.4%、中核市では20.5%であったが、政令指定都市では5.9%、廃掃法政令市では0.0%といずれも低かった。

主な協力先としては、町内会・自治会等の住民団体、環境美化関係のNPO・ボランティア団体、住民が加わった協議会、自治体から住民団体への委嘱による不法投棄監視員を挙げた自治体が多く見られた。協力内容としては、地域住民による定期的な不法投棄監視活動、定期的な情報交換、看板の設置、不法投棄の通報といったものが多く、市民団体が自治体の不法投棄対策を補う役割を担っている状況が見られた。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	23.4% (11)	5.9% (1)	20.5% (8)	0.0% (0)	18.7% (20)
2.行っていない	74.5% (35)	82.4% (14)	71.8% (28)	100.0% (4)	75.7% (81)
無回答	2.1% (1)	11.8% (2)	7.7% (3)	0.0% (0)	5.6% (6)

(協力先及び協力内容)

1 協力先

- ・ 地元町内会、自治会、老人会、婦人会
- ・ 環境美化関係のNPO、ボランティア活動団体
- ・ 山登りの会
- ・ 地域環境保全協議会
- ・ 山間地等廃棄物不法投棄監視員

2 協力内容

- ・ 地域住民による組織的な不法投棄監視活動の実施。
- ・ 地域の不法投棄の状況などについて定期的な情報交換。
- ・ 不法投棄常習箇所、市の設置とは別に不法投棄禁止看板を設置。併せて地域清掃により投棄物を回収。悪質な場合、あるいは不法投棄を見つけた場合は、市へ通報する。
- ・ 山間部等も活動対象とする企業やNPO団体等を構成員とする産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワークを整備し、県民の目による監視体制の整備。情報提供等の要請。
- ・ 「不法投棄等通知表」を各地区の清掃指導員に配布し、不法投棄を発見したとき、専用の窓口まで通報してもらう。
- ・ 市民団体の構成員に、ボランティア啓発・監視員の登録に応じてもらっている。

E 関係団体・民間企業

調査結果の概要

関係団体又は民間企業との連携を図っている自治体は、全体では66.4%であった。このうち、都道府県では87.2%と高率であったが、政令指定都市では29.4%と相対的には低く、これらとの連携については都道府県と政令指定都市との間で大きな差がみられた。

主な協力先としては、産業廃棄物処理業者の業界団体である都道府県単位の産業廃棄物協会を掲げた自治体が多く見られ、次いで主な排出事業者側の業界団体である建設業協会、収集運搬業との関連性が強いトラック協会、業務中に不法投棄に遭遇する機会が多いと考えられる電気、ガス、水道、郵便、タクシー、農業協同組合、森林組合、猟友会といった業種や業界団体を挙げる自治体も多くみられた。

協力の内容としては、不法投棄を発見した際に行政に情報提供を行う旨の協定を締結するケースがもっとも多く、次いで自治体が主催する不法投棄防止に関する協議会の構成員に加わり情報の共有を図る、普及啓発への協力を依頼する、不法投棄撲滅キャンペーンを合同して実施する等、様々な方法が行われていることがわかった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	87.2% (41)	29.4% (5)	59.0% (23)	50.0% (2)	66.4% (71)
2.行っていない	10.6% (5)	58.8% (10)	33.3% (13)	50.0% (2)	28.0% (30)
無回答	2.1% (1)	11.8% (2)	7.7% (3)	0.0% (0)	5.6% (6)

(協力先及び協力内容)

1 協力先

- ・ 産業廃棄物協会
- ・ 建設業協会
- ・ トラック協会
- ・ タクシー協会
- ・ 郵便事業株式会社
- ・ 電力会社
- ・ 農業協同組合 (J A)

2 協力内容

- ・ 不法投棄の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄と思われる状況を発見した場合の情報提供や、保有する車両への不法投棄監視協力車両を示すシールの貼付などについて、協力を得ている。
- ・ 不法投棄防止連絡協議会を設置し、産業廃棄物の不適正処理情報等の交換・地域に即した不適正処理防止対策、啓発等の取組を実施。
- ・ 不法投棄撲滅県民会議等、未然防止に向けた各種意識啓発活動への参加。
- ・ 春と秋の年2回排出事業者及び産業廃棄物処理業者への一斉立入指導時に会員への啓発や自主的なパトロールの実施を要請。
- ・ 業務中に不法投棄を発見したときに県民局環境課あてに通報することにより、早期発見、早期対応に努めている。
- ・ 団体の構成員及び企業従業員に対する啓発研修。
- ・ 適正処理講習会の実施。
- ・ 小規模不法投棄事案に対して、地元自治会等の要請に基づき収集運搬、処分等の作業をボランティアで実施している。
- ・ 狩猟期間におけるパトロールの委託。

F その他の関係者

調査結果の概要

その他の関係者との連携を図っている自治体は、全体では17.8%であった。
 具体的な協力先としては、設問Dの回答との重複分を除くと、市民の中から公募等により委嘱を受けたボランティアの不法投棄監視員を挙げる自治体が多くみられた。
 協力の内容としては、委嘱された地域内における監視パトロールの実施、自治体が主催する不法投棄防止に関する協議会への参加、不法投棄防止に関する意見交換、不法投棄の発見時の自治体への通報等が挙げられた。市民団体と同様に、不法投棄監視員が自治体の不法投棄対策を補う役割を担っている状況がみられた。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	23.4% (11)	17.6% (3)	10.3% (4)	25.0% (1)	17.8% (19)
2.行っていない	57.4% (27)	76.5% (13)	79.5% (31)	75.0% (3)	69.2% (74)
無回答	19.1% (9)	5.9% (1)	10.3% (4)	0.0% (0)	13.1% (14)

(協力先及び協力内容)

1 協力先

- ・ 廃棄物不法投棄監視員（県が委嘱）
- ・ 不法投棄等撲滅啓発リーダー（県が委嘱）
- ・ 不法投棄ボランティア監視員（市が委嘱）
- ・ 鳥獣保護員（県が委嘱）

2 協力内容

- ・ 巡回監視活動、不法投棄未然防止に向けた意識啓発活動。
- ・ 地区ごとの定期的パトロールを依頼している。
- ・ 市が公募等を行い、監視員を委嘱して居住地近隣の不法投棄場所の通報をしてもらう制度を実施している。
- ・ 不法投棄防止に関する意見・情報の提供。

Q 5	不法投棄対策のための体制に関して課題があれば教えてください。
-----	--------------------------------

調査結果の概要

不法投棄対策のための体制に関する課題については、体制全般に関するもののほか、人員・予算に係るもの、専任職員の不足に係るもの、関係機関・住民等の連携・協力に係るものが多く回答があった。

体制全般については、現行体制のあり方の検証、定期的な会議等を開催しているがその効果が薄く、人による監視活動に加えてIT技術の活用を促進することによる体制強化の必要等の回答があった。

人員・予算関係については、その不足を指摘する回答が多く、さらに専任職員が不足しているとの回答もあった。また、関係機関・住民等との連携・協力体制の充実強化が必要との回答も多かった。

< 回 答 >

(不法投棄対策のための体制に関する課題)

1 体制全般関係

- ・ 不法投棄対策として構築した現行体制のあり方の検証
定期的な会議等を開催しており、不法投棄等不適正処理に関する協議を行っているが、不法投棄の未然防止対策としては効果が薄い。
- ・ 夜間や人目の付かない場所で行われる不法投棄や、偽装・隠蔽に対応するため、人による監視活動に加えて電子マニフェスト、GPS、ICタグ等のIT技術の活用を促進し、廃棄物の処理状況の監視や投棄事実の早期発見、不法投棄行為者の特定のための体制を強化する必要がある。
- ・ 廃棄物は県境を越えて移動し、不法投棄廃棄物が他都道府県の事業者等から持ち込まれる場合があるが、本県の未然防止への対策は県内に限られるため県外事業者に対する能動的な対応が困難。
- ・ 早期発見・防止体制の一層の充実強化を図る必要がある。
- ・ 産廃については単純な投棄事件はほとんどなく、不法埋立・有価物と称した不適正処分・長期保管・放置・不法焼却などであり、不法投棄事件として立件するまでに時間と労力を要する。また、刑事罰を課しても廃棄物が存する限り撤去指導の継続を要するため、事案が完全解決に至ることは極めて困難である。
- ・ 不法投棄監視体制や事案対応について、専門的知識のある職員が少ない。また、事案処理にあたり地域実情による自治体ごとの温度差があり、一律的に判断が下せない。
- ・ 担当者の変更等により、継続した有機的連携を保つことが困難である。
- ・ 市町村合併によるエリア拡大に伴う人員配置がなされていない。

2 人員・予算関係

- ・ 人員削減の中、限られた人員での監視には限界がある。
- ・ 要員、資材等を充実して対策に当たりたいが、全額県独自の財源を充てているため、これ以上の体制の充実は望めない状況にある。
- ・ 不法投棄防止のための指導、監視を確実にを行うための人員の不足
市内9区のうち、山間部を抱える2つの区に嘱託職員各2名と車両各1台を配置しているが、他の7区について、共用車を活用して対応しているため、緊急出動が生じた場合に車両不足、人員不足が生じることがある。
- ・ 職員による監視体制を確立しているほか、警備会社に監視の一部を委託し、年365日24時間体制により対応している自治体もあるが、予算化が非常に困難である。人的体制を整え、ハイテク機器を導入し、市民の目をさらに光らせれば、事案の発生は激減し、不法投棄されたとしても行為者を速やかに発見できる。

3 専任職員の不足関係

- ・ 出先機関において、不法投棄対策の専任職員がいないため、事案対処に苦慮する場合がある。
- ・ 産業廃棄物に関する許可事務等を行う職員が兼務しており、専任職員の配置等が必要と考えている。
- ・ ほとんどの職員が、他の業務と兼務しているため、パトロール等を行う時間が不足している。

4 関係機関・住民等の連携・協力体制関係

- ・ 発見・通報に関する協力体制が重要であるが、中でも主な不法投棄物である建設廃材の排出者（建設業）の組織的で広域的な協力が必要と考える。
- ・ 民間との協働の拡大。
- ・ 警察機関からの協力維持。
- ・ 関係職員、関係機関の情報共有、現場対応能力の向上
- ・ 協力団体及び住民監視モニターに対する研修の充実強化
- ・ 不法投棄の未然防止に向けた県民の意識啓発の更なる高揚
- ・ 不法投棄に関する情報提供だけでなく、不法投棄防止対策や不法投棄事案対応に関する関係機関・民間団体との体制整備が必要である。
- ・ 市内周辺部において、地域住民による組織的な不法投棄監視活動が実施されており、この活動を市内全域で実施できるよう検討している。
- ・ 不法投棄防止に関するより効果的な民間との連携体制の確立
- ・ 各都道府県・政令市・県内中核市と更なる情報共有や連携が必要
- ・ 事案が発覚した場合の情報収集においては、廃棄物処理法第23条の5の規定による照会を行っているが、個人情報保護の観点から関係都道府県・市町村の十分な協力を得られないことがあり、苦慮することが多い。

- ・ 監視体制については、パトロールや路上検問を実施しているところであるが、地元住民の協力によるきめ細やかな監視体制が必要であると考え。
- ・ 行政だけでなく、市民や排出事業者、その他関係機関との連携が必要であると考え。なお、地域清掃活動ボランティアを行っている市民団体と、活動中に発見した投棄物について情報提供をしてもらえるような体制づくりを検討している。

5 国との連携・協力体制関係

- ・ 国の不法投棄ホットライン経由で通報があった事案について、国は通報者に県の対応状況を情報提供しているようであるが、対応している県が情報管理すべきである。通報者は必ずしも善意とは限らず、不法投棄の行為者の関係者が行政の情報を得ようとする場合や、行為者に対して何らかの要求をしようとしている者である場合もある。
- ・ 現在、制度設計は国（環境省）の業務で、不法投棄等対策は自治体だと位置付ける考えが強い。しかしながら、不法投棄を始め不適正事案は県や国を越えて行われることが増えており、国においても、広域化の観点を持ち、当事者として積極的に現場で対応していく機動性を備えていく必要がある。

(4) 区域外で発生した廃棄物の区域内への流入に対する抑制について

Q 1	区域外発生廃棄物の区域内への流入抑制を行っていますか。行っている場合には、流入抑制策の実施根拠、流入抑制を開始した理由及び時期、並びに流入抑制施策等の概要及び効果について教えてください。
-----	---

調査結果の概要

区域外で発生した廃棄物の区域内への流入に対する抑制策について、行っていると回答した自治体は 49.5%と全体の約半数であった。都道府県では行っているとの回答が 66.0%とやや多く、他に比較し流入抑制策が進んでいる状況であった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.行っている	66.0% (31)	23.5% (4)	46.2% (18)	0.0% (0)	49.5% (53)
2.行っていない	34.0% (16)	76.5% (13)	46.2% (18)	100.0% (4)	47.7% (51)
無回答・その他	0.0% (0)	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	2.8% (3)

A 流入抑制策の実施根拠

調査結果の概要

流入抑制策が講じられている自治体において、実施根拠として挙げられているものは、条例が 16 件、要綱が 34 件、その他（指導指針、施行細則）が 3 件であった。

< 回 答 >

（流入抑制策の実施根拠）

- ・ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
- ・ 産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例
- ・ 産業廃棄物等の適正処理の促進に関する条例
- ・ 産業廃棄物税条例
- ・ 生活環境の保全に関する条例
- ・ 廃棄物の適正処理等に関する条例
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例
- ・ 産業廃棄物越境移動に関する指導要綱
- ・ 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱
- ・ 産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱
- ・ 県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱
- ・ 廃棄物等の処理に係る指導指針
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

B 流入抑制を開始した理由

調査結果の概要

流入抑制を開始した理由としては、県外から搬入される産業廃棄物の状況を把握し適正処理を推進することで県内の生活環境の保全を図るため、最終処分場において不適物の搬入があったことから県外搬入物の事前確認を行うとともに、搬入実績に応じた「環境保全協力金」を求めることにより流入の抑制を図るため、県民感情等を踏まえて県外の産業廃棄物の埋立処分を抑制するため、等との回答があった。

< 回 答 >

(流入抑制を開始した理由)

- ・ 県外から処分のために搬入される産業廃棄物の排出事業者に対し、事前に県との協議を義務付けること等により、県外から搬入される産業廃棄物の状況を把握し、適正処理を推進することで、県内の生活環境の保全を図るため。
- ・ 以前は、指導要綱により流入抑制を図ってきたが、要綱を無視した県外からの産業廃棄物の流入により、主に最終処分場において不適物の搬入があったことから、県条例により、県外搬入物の事前確認を行うとともに、搬入実績に応じた「環境保全協力金」を求めることにより、流入の抑制を図る。
- ・ 最終処分場を設置する処理業者に対し、県外で発生した産業廃棄物の埋立処分の自粛は従来から指導していたが、県民感情等を踏まえて、県外の産業廃棄物の埋立処分を抑制するように努力義務として規定した。
- ・ 県外産業廃棄物による不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、県内流入を抑制することにより、県内産業廃棄物の処分を容易にし、最終処分場の延命化と確保対策に資するため指導要綱を制定した。
- ・ 過去に県外から搬入、処分された産業廃棄物が社会問題を引き起こした例に鑑み、県内に搬入しようとする産業廃棄物を事前にチェックすることにより、適正処理に万全を期するため。
- ・ 県内において発生したダイオキシン等問題に係る行政代執行については、その原因が他府県から搬入された廃棄物が不適正処理されたことがきっかけで発生した問題であったことから、県としても、県内において新たな発生を抑制するために、県独自での要綱制定となった。
- ・ 民間最終処分場増設問題を契機に、県外産業廃棄物を出す排出事業者への立入検査の困難性が明らかとなったことから、廃棄物の性状等を事前に確認するため、手続きを明確化した指導要綱を告示した。
- ・ 中核市への移行に伴い、県の同様の要綱を踏襲したものの。

C 開始時期

調査結果の概要

流入抑制を開始した時期は、全体では平成元～5年に開始したとの回答が19.6%、平成11～15年に開始したとの回答が12.1%、平成6～10年に開始したとの回答が10.3%であった。都道府県では平成元～5年に開始したとの回答が40.4%ともっとも多かった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
開始時期	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
～昭和64年	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
平成元～5年	40.4% (19)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	19.6% (21)
平成6～10年	8.5% (4)	0.0% (0)	17.9% (7)	0.0% (0)	10.3% (11)
平成11～15年	6.4% (3)	5.9% (1)	23.1% (9)	0.0% (0)	12.1% (13)
平成16年～	6.4% (3)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	4.7% (5)
無回答	34.0% (16)	82.4% (14)	53.8% (21)	100.0% (4)	51.4% (55)

D 概要及び効果

調査結果の概要

流入抑制策の内容としては、都道府県外からの産業廃棄物（県外物）を搬入しようとする場合に事前に協議を求める事例が多くみられた。また、事前の届出、搬入の際の協定書の締結、協力金との名目での手数料の徴収、搬入の種類・量・性状の制限、搬入後の報告など、事前・事後双方において審査を行い、支障が生じた場合には搬入を禁止するなど、各自治体においては流入抑制のための様々な工夫が垣間見られた。

流入抑制策の効果については、中間処理場及び最終処分場への県外物の搬入が減少した、県内での焼却量の減少によるダイオキシンの発生抑制、区域外からの流入について事前に把握でき区域外の排出事業者への指導が可能となった等の回答があり、流入抑制策が区域内の対策に一定の効果をもたらしていることが伺える。

< 回 答 >

(概要)

- ・ 県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする場合は事前に知事との協議を要すること。原則専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用されるものでなければ搬入を認めない。
- ・ 県内に産業廃棄物を搬入する場合は、排出事業者から事前に廃棄物の種類、量、性状、収集運搬業者、処分業者等を記載した書類の提出を求め、審査を行った上で搬入を認めている。なお、最終処分場に搬入する場合は、当該最終処分業者の前年度埋立量実績の2割までとしている。その他、中間処理業者から排出される燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん等は搬入を認めていない。
- ・ 普通産廃100トン以上の中間処理、特別管理産業廃棄物の処分、最終処分を行う場合に、事前に協議を行うこととされている。
- ・ 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物を処分するため、県内に搬入しようとする事業者は、搬入予定日の30日前までに届出が必要。
- ・ 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者は、1,000円/トン（自社処分場の場合は500円/トン）を納税。
- ・ 県との間で県外産業廃棄物搬入協定書を締結する。搬入状況を県に報告する。環境保全協力金を納入する。
- ・ 支障が生じた場合には、変更や禁止の勧告を行い、改善措置をさせ、改善が認められない場合は搬入の禁止を通知する。
- ・ 県外で発生した建設系産業廃棄物のうち、廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・廃石膏ボードを県内に搬入し、中間処分しようとする者は、搬入する7日前までに、県に協議を行い、承認書の交付を受けた後に県内に搬入する。（1事業年度分の一括申請制度あり。）

- ・ 県外産業廃棄物の埋立量を県内埋立総量の概ね 10%程度を目標としている。
- ・ 県外産業廃棄物を本県内に搬入して委託処分しようとする県外事業者は、県に事前協議を要する。協議を行わない場合で、生活環境保全上の支障発生のおそれがあるときは、勧告公表する。

(効果)

- ・ 中間処理場及び最終処分場への県外物の搬入が減少した。
- ・ 県内での焼却量の減少によるダイオキシンの発生抑制。
- ・ 区域外からの流入について事前に把握でき、区域外の排出事業者への指導が可能となった。
- ・ 廃棄物の排出抑制、リサイクル等が促進され、県内の最終処分量が減少した。
- ・ 区域外から搬入される産業廃棄物が適正な手続きにより処理されるか、受入れ側の処理能力を超える産業廃棄物が搬入されないかを確認できる。
- ・ 県外産業廃棄物に起因する不適正処理の防止が図られる。
- ・ 県外産業廃棄物を原因とする不適正処理は発生しておらず、また県内の最終処分場の容量も一定程度確保できている。
- ・ 搬入協議書に理由を記載させることにより、建設廃材等の普通産廃の区域外搬入が抑制され、特殊な処理を要する廃棄物や前衛的な再資源化施設へのリサイクル資源が主に搬入される。
- ・ 大規模的な産業廃棄物の搬入がない。
- ・ 事前協議制による悪質業者の排除。
- ・ 流入抑制について目立った効果はない。

Q 2	流入抑制策の実施に関する課題を教えてください。
-----	-------------------------

調査結果の概要

流入抑制策の実施に関する課題については、県外からの廃棄物搬入規制を目的とするものではないため事前協議の強制は制度的に困難、法的根拠がないことから指導に従わない事業者への対応が困難等、実効性に課題があるとする回答が相当数あったほか、県外産廃の搬入協議件数の増加により事務量が増加している、産業廃棄物の処理施設は限られており適正処理の推進のためには広域的な移動に対する抑制が好ましくない場合があると考えられるとの回答もあった。

< 回 答 >

(課 題)

- ・ 不法投棄を意図する者は、もともと本制度に基づく事前協議はしない。
- ・ 本制度は県外からの廃棄物搬入規制を目的とするものではないため、事前協議の強制は制度的に困難である。
- ・ 法的根拠がないことから指導に従わない事業者への対応が困難である。
- ・ 事業者（自社処理業者を含む）が全て協議をするわけではないので、県内に搬入される廃棄物の量を完全に把握できていないこと。
- ・ 県外業者に対する制度の周知。
- ・ 排出事業者が収集運搬業者任せとなって、本県の産廃流入抑制の制度を理解していないことが問題である。
- ・ 悪質と思われる県外業者の把握と県内搬入の拒否等、名目だけとなっていないか、実質の抑制がなされているかどうか。
- ・ 規制にも関わらず、搬入量は増加しているので、県外産業廃棄物の「総量規制」が必要となる可能性がある。
- ・ 県外産廃の搬入協議件数の増加により、事務量が増加している。
- ・ 法律では禁止されていない産業廃棄物の区域内流入を要綱で原則禁止としているものであり、罰則等もなく実効性に問題がある。
- ・ 県内の産業廃棄物処理業者の適法な営業活動の障害、経営圧迫。
- ・ 法的な制約がないため、事業者が強行的な手段により、域外からの産業廃棄物の搬入について事前協議書を申請してきた場合には承認せざるをえない状況も考えられる。
- ・ 中間処理後の埋立処分量の把握。
- ・ 産業廃棄物の処理施設は限られており、適正処理の推進のためには広域的な移動に対する抑制が好ましくない場合があると考えられる。

(5) 行政指導、措置命令、行政代執行の状況について

平成15年度以降について、次の諸点にお答えください。

Q1	不法投棄事案発見後、排出者等に対して文書による行政指導を行った件数（発出相手方事業者数及び総発出件数）及びその主な指導内容
----	---

調査結果の概要

文書による行政指導を行った件数については、発出相手方事業者数は、0者が18.7%、1～10者が16.8%、11～50者が15.0%であり、発出件数は、0件が19.6%、1～10件が15.0%、11～50件が17.8%であった。文書による主な指導内容は、処理基準の遵守、廃棄物の撤去及び適正処理、飛散防止、臭気対策等であった。

A 行政指導を行った件数〔発出相手方事業者数及び総発出件数〕

< 回 答 >

(発出相手方事業者数) 自然人と法人の合計数

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
発出相手方事業者数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0者	4.3% (2)	29.4% (5)	30.8% (12)	50.0% (2)	18.7% (20)
1～10者	8.5% (4)	17.6% (3)	25.6% (10)	25.0% (1)	16.8% (18)
11～50者	14.9% (7)	17.6% (3)	15.4% (6)	0.0% (0)	15.0% (16)
51～100者	4.3% (2)	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	3.7% (4)
101～1,000者	10.6% (5)	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	5.6% (6)
1,001者～	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
無回答	53.2% (25)	29.4% (5)	23.1% (9)	25.0% (1)	38.3% (41)

(総発出件数)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
総発出件数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0件	4.3% (2)	29.4% (5)	30.8% (12)	50.0% (2)	19.6% (21)
1～10件	8.5% (4)	17.6% (3)	20.5% (8)	25.0% (1)	15.0% (16)
11～50件	17.0% (8)	17.6% (3)	20.5% (8)	0.0% (0)	17.8% (19)
51～100件	4.3% (2)	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	4.7% (5)
101～1,000件	12.8% (6)	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	6.5% (7)
1,001件～	10.6% (5)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	4.7% (5)
無回答	42.6% (20)	29.4% (5)	20.5% (8)	25.0% (1)	31.8% (34)

B 文書による主な指導内容

< 回 答 >

(主な指導内容)

- ・ 保管基準を遵守し、適正に保管すること。
- ・ 処理基準を遵守し、適正処理すること。
- ・ 産業廃棄物を撤去し、適正に処理すること。
- ・ 野焼き行為の禁止、保管している廃棄物の搬出。
- ・ 生活環境影響の防止措置。
- ・ 不適正に処分されている産業廃棄物を撤去すること。
- ・ 中間処理など事業の自粛。
- ・ 埋設した廃棄物の撤去。
- ・ 廃棄物の飛散防止。
- ・ 不法投棄廃棄物（不適正保管も含む）の撤去指導（指導票、警告書、行政処分〔業停止・業取消〕）。
- ・ 期限を設定して不法投棄物件について適正な処理を行うように指導。
- ・ 撤去完了後マニフェスト等を提出すること。
- ・ 文書（改善等指示票）により、原因者に対し経緯等を顛末書として提出させ、速やかな改善措置及び原状回復を指示。原因者不明の場合は、土地所有者等に対し撤去及び適正処理を要請。
- ・ 野積みされている未処理の産業廃棄物の撤去、受託量の削減、適正処理の確保、臭気対策の実施。
- ・ 産業廃棄物処理基準の違反に関する改善命令。
- ・ 過剰に保管されている産業廃棄物を適正保管量以下とすること。
- ・ 撤去指導及び撤去計画書の提出。

Q 2	産業廃棄物の処分者等に対する措置命令（廃棄物処理法第 19 条の 5）の発出件数及び行政代執行の件数
-----	--

調査結果の概要

措置命令発出件数は、0 件との回答が 39.3%、1～10 件との回答が 37.4%、11～50 件との回答が 8.4%、51～100 件との回答が 5.6%、101～1,000 件が 1.9%、1,001 件以上が 0.9%であった。なお、101 件以上との回答はすべて都道府県からのものであった。

行政代執行件数は、0 件との回答が 49.5%、1～5 件との回答が 41.1%、6～10 件との回答が 1.9%、11 件以上との回答が 0.9%であった。なお、6 件以上との回答はすべて都道府県からのものであった。

A 措置命令の発出件数

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
発出件数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0 件	25.5% (12)	29.4% (5)	56.4% (22)	75.0% (3)	39.3% (42)
1～10 件	46.8% (22)	47.1% (8)	23.1% (9)	25.0% (1)	37.4% (40)
11～50 件	14.9% (7)	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	8.4% (9)
51～100 件	6.4% (3)	5.9% (1)	5.1% (2)	0.0% (0)	5.6% (6)
101～1,000 件	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
1,001 件～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	0.0% (0)	17.6% (3)	10.3% (4)	0.0% (0)	6.5% (7)

B 行政代執行の件数

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
代執行件数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0 件	34.0% (16)	58.8% (10)	61.5% (24)	75.0% (3)	49.5% (53)
1～5 件	59.6% (28)	23.5% (4)	28.2% (11)	25.0% (1)	41.1% (44)
6～10 件	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
11 件～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	0.0% (0)	17.6% (3)	10.3% (4)	0.0% (0)	6.5% (7)

Q3	行政代執行に要した費用の総額、現在までに求償できていない金額及び求償先（種別）
----	---

調査結果の概要

行政代執行に要した費用の総額については、1,000万超～5,000万円との回答が14.0%ともっとも多かったが、10億円超との回答も計4.6%あった。

現在までに求償できていない金額は、1,000万超～5,000万円との回答が13.1%ともっとも多かったが、10億円超との回答も費用の総額と同様に計4.6%あった。

A 行政代執行に要した費用の総額

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
費用の総額	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0万円	12.8% (6)	23.5% (4)	25.6% (10)	50.0% (2)	20.6% (22)
～1,000万円	2.1% (1)	0.0% (0)	7.7% (3)	25.0% (1)	4.7% (5)
～5,000万円	17.0% (8)	17.6% (3)	10.3% (4)	0.0% (0)	14.0% (15)
～1億円	19.1% (9)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	9.3% (10)
～10億円	19.1% (9)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	10.3% (11)
～100億円	6.4% (3)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	3.7% (4)
100億円～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	21.3% (10)	52.9% (9)	48.7% (19)	25.0% (1)	36.4% (39)

B 現在までに求償できていない金額

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
未求償額	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0万円	10.6% (5)	29.4% (5)	25.6% (10)	50.0% (2)	20.6% (22)
～1,000万円	2.1% (1)	5.9% (1)	7.7% (3)	25.0% (1)	5.6% (6)
～5,000万円	17.0% (8)	11.8% (2)	10.3% (4)	0.0% (0)	13.1% (14)
～1億円	19.1% (9)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	9.3% (10)
～10億円	19.1% (9)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	9.3% (10)
～100億円	6.4% (3)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	3.7% (4)
100億円～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	23.4% (11)	52.9% (9)	48.7% (19)	25.0% (1)	37.4% (40)

C 求償先

調査結果の概要

行政代執行の求償先を複数回答方式で尋ねたところ、全体の29.9%が「その他」、24.3%が排出事業者、11.2%が中間処理業者と回答しており、収集・運搬事業者や土地所有者と回答した自治体はそれぞれ10%に満たなかった。

「その他」の内容としては、無許可業者（収集・運搬、中間処理、最終処分）と回答した自治体が多かったが、他に搬入を行った者や廃棄物の仲介者、業者の元代表取締役個人という回答もあった。

なお、土地所有者については、相続や転売により明確でないことから求償先が不明との回答もあり、権利関係の複雑な場合には求償が困難な現状も判明した。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
求償先	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.排出事業者	36.2% (17)	17.6% (3)	15.4% (6)	0.0% (0)	24.3% (26)
2.収集・運搬事業者	12.8% (6)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	7.5% (8)
3.中間処理業者	21.3% (10)	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	11.2% (12)
4.最終処分業者	14.9% (7)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	8.4% (9)
5.土地所有者	6.4% (3)	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	5.6% (6)
6.その他	46.8% (22)	17.6% (3)	15.4% (6)	25.0% (1)	29.9% (32)
無回答	34.0% (16)	76.5% (13)	71.8% (28)	75.0% (3)	56.1% (60)

複数回答のため、合計は100%を超えている。

（「その他」の内容）

- ・ 無許可収集運搬業者
- ・ 無許可処分業者
- ・ 行為者（搬入者）
- ・ 保管請負者
- ・ 最終処分業者の歴代代表取締役
- ・ 解体業者
- ・ 土地斡旋者
- ・ 排出者と運搬者の仲介役
- ・ 硫酸ピッチを不正に処理委託した者、放置した者及びそれらの仲介者
- ・ 投棄者不明

Q 4	行政代執行の件数のうち、独自の積立金制度等（都道府県、市及び民間の資金を使用した独自の取組等）を活用した件数並びにその制度等の名称及び概要をお答えください。
-----	--

調査結果の概要

独自の積立金制度について、あると回答した自治体は全体で 7.5%、ないと回答した自治体は 66.4%であった。特に政令指定都市及び廃掃法政令市では、あると回答した自治体はなかった。

独自の積立金制度を活用した件数は、新潟県 8 件、埼玉県 6 件、群馬県 1 件、千葉県 1 件、倉敷市 1 件、その他 2 件との回答であった。

< 回 答 >

（独自の積立金制度等の有無）

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
積立金制度	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.ある	12.8% (6)	0.0% (0)	5.1% (2)	0.0% (0)	7.5% (8)
2.ない	70.2% (33)	64.7% (11)	61.5% (24)	75.0% (3)	66.4% (71)
無回答	17.0% (8)	35.3% (6)	33.3% (13)	25.0% (1)	26.2% (28)

（活用した件数）

新潟県	8 件
埼玉県	6 件
群馬県	1 件
千葉県	1 件
倉敷市	1 件
その他	2 件

(制度等の名称及び概要)

自治体名	制度等の名称	制度等概要
群馬県	群馬県環境保全保証基金	県と産業廃棄物処理業界とが拠出し、不法投棄された産業廃棄物の撤去(原因者が特定できない場合、原因者に支払い能力がない場合で生活環境保全上の支障が生じるおそれがある場合)と産業廃棄物処理施設に起因する公害等による第三者への損失補填、生活環境保全上の支障の除去(本人に支払い能力がない場合)を目的に設立された。
埼玉県	さいたま環境整備事業推進積立金	産業廃棄物を処理し、生活環境の保全を図るために、産業廃棄物協会が実施する原状回復、保全事業に対し、積立金の一部を支出する。
千葉県	千葉県環境保全対策基金	産業廃棄物処理施設を起因として不法投棄状態になったものを処理するため、(社)千葉県産業廃棄物協会が造成している基金。
新潟県	特になし(寄付金のため)	主に廃タイヤの代執行の際に県内のタイヤ処理業界等からの寄付金を充当。
佐賀県	佐賀県環境保全対策基金	当該基金は佐賀県産業廃棄物協会が設立し、県もこの基金設立時に出資している。 当該基金は代執行に係る費用の補助、公共関与の産業廃棄物処理施設設置に係る費用の補助、適正処理の普及啓発事業に係る費用の補助などの事業に充てられる。
岐阜市	岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金	岐阜市椿洞の産業廃棄物不法投棄現場で実施する対策事業に充てるため、関係する事業者等からの納入金を積み立てている。
倉敷市	岡山県産業廃棄物対策基金	行政代執行の対象とならない産業廃棄物(がれき類など生活環境保全上支障が生じるおそれがない物)が不法投棄され、かつ原因者不明等の場合に限り、原状回復措置を講ずるための基金。
大分市	大分県産業廃棄物適正処理推進基金	県及び市町村の要請に基づき実施する不法投棄産業廃棄物の撤去及び不適正処分場の是正(原状回復等事業)。 市町村が原状回復等事業を行うために必要とする経費の助成。 ・県及び大分市の要請に基づく事業:事業費の4/4以内 ・市町村(大分市を除く)の要請に基づく事業:事業費の3/4以内

Q5	行政代執行に要した費用のうち、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業（平成10年6月17日以降に発生した不法投棄に対する支援事業）または「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）」に基づく支援事業（平成10年6月16日以前に発生した不法投棄に対する支援事業）による支援を受けたことがあればそれら補助金の額、並びに産廃特措法の起債特例による地方債の発行があればその額をお答えください。
----	--

A 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業〔平成10年6月17日以降に発生した不法投棄に対する支援事業〕による補助金の額

調査結果の概要

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業による補助金の額については、全体では、1,000万円以下の補助金を受けたとの回答が10.3%、1,000万超～5,000万円との回答が11.2%、5,000万超～1億円との回答が1.9%、1億円超との回答が7.5%であった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
財団補助金額	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0万円	19.1% (9)	23.5% (4)	25.6% (10)	25.0% (1)	22.4% (24)
～1,000万円	12.8% (6)	5.9% (1)	10.3% (4)	0.0% (0)	10.3% (11)
～5,000万円	19.1% (9)	11.8% (2)	2.6% (1)	0.0% (0)	11.2% (12)
～1億円	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
1億円～	12.8% (6)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	7.5% (8)
無回答	31.9% (15)	52.9% (9)	59.0% (23)	75.0% (3)	46.7% (50)

B 産廃特措法に基づく支援事業〔平成10年6月16日以前に発生した不法投棄に対する支援事業〕による補助金の額

調査結果の概要

産廃特措法に基づく支援事業による補助金の額については、都道府県では1,000万円以下の補助金を受けたとの回答が2.1%、1,000万超～5,000万円との回答が2.1%、5,000万超～1億円との回答が4.3%、1億円超～10億円との回答が8.5%、10億円超との回答が6.4%であった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
産廃特措法補助金額	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0万円	38.3% (18)	47.1% (8)	28.2% (11)	25.0% (1)	35.5% (38)
～1,000万円	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
～5,000万円	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
～1億円	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
～10億円	8.5% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	3.7% (4)
10億円～	6.4% (3)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.8% (3)
無回答	38.3% (18)	52.9% (9)	71.8% (28)	75.0% (3)	54.2% (58)

C 産廃特措法の起債特例による地方債の発行額

調査結果の概要

産廃特措法の起債特例による地方債の発行額は、都道府県では 5,000 万円以下の発行との回答が 4.3%、5,000 万超～1 億円との回答が 2.1%、1 億円超～10 億円との回答が 4.3%、10 億円超との回答が 6.4%であった。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
地方債発行額	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0 万円	42.6% (20)	47.1% (8)	28.2% (11)	25.0% (1)	37.4% (40)
～1,000 万円	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
～5,000 万円	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
～1 億円	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
～10 億円	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
10 億円～	6.4% (3)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.8% (3)
無回答	40.4% (19)	52.9% (9)	71.8% (28)	75.0% (3)	55.1% (59)

Q 6	排出事業者等に対し、廃棄物処理法第 19 条の 6 による措置命令を発出するに当たって、どのような課題がありますか。
-----	--

調査結果の概要

措置命令を発出するに当たっての課題については、措置命令から代執行に移行する場合の費用の負担に係るもの、措置命令発出の判断に当たっては措置命令前の十分な調査が必要であること、適用条件の立証が困難であるとするもの、措置命令により排出事業者が支障の除去を行うことは現実的には困難である、等との回答があった。

< 回 答 >

(課 題)

1 代執行に移行する場合の費用等に関する課題

- ・ 命令対象者が命令を履行しない場合、制度上行政代執行となるが、代執行の予算措置ができない場合、措置命令が発出できない。
- ・ 措置命令の対象となる排出事業者等の大部分は、資力がなく、多額の負債を抱えている場合が多く、最終的に行政代執行に移行する可能性が高いものばかりである。当然、費用回収の可能性も低いため、自治体の負担増が懸念される。
- ・ 事業者が撤去しない場合は、行政代執行を行わなければならないが、費用負担に対する住民の理解が得られるかが課題である。

2 措置命令発出の判断に係る課題

- ・ 処分者等による支障除去措置が履行されない状況下で、明確な法違反のない排出事業者等に措置命令を発出することは、目的達成の手段としての適合性の見地から慎重に運用せざるを得ない。また、法第 19 条の 6 に基づく措置命令の要件が抽象的であり、同命令の発動に踏み切るための合理的な判断が困難である。
- ・ 排出事業者が処理に関し適正な対価を負担していないとき、排出事業者が当該不適正な処分が行われることを知り又は知ることができたとき等、適用条件の立証が実務的に容易ではない。
- ・ 措置命令を発出する際には、発出する時期が難しく、時期を失すると相手方が措置命令を受けられない状況（資金不足等）だったりすることから、措置命令前の十分な調査を行うことが必要である。
- ・ 排出事業者等が特定困難な場合や、該当者が多数存在する場合などは、措置命令・費用求償に到達するのが困難である。
- ・ 排出事業者等に措置命令を発出する際、法人によっては役員等経営者の入れ替わりなどが頻繁にあった場合、命令対象者の認定についての調査が複雑となり、かなりの時間が費やされる。

- ・ 排出事業者が適正な対価を負担しているかどうかについては、適正価格を証明することが困難であり、また排出事業者が中間処理業者の不適正処理を知り得たかどうかの判断が困難である。
- ・ マニフェスト等が存在しない場合、排出事業者を特定することが出来ない。また、排出事業者等が判明した場合も、排出量を確定することが出来ない。
- ・ 不法投棄するような悪質な処分業者は、証拠書類を残さないことが多いと考えられ、強制捜査権限なしには限界がある。行政機関の調査では排出事業者の特定は難しい。

3 その他

- ・ 生活環境の保全上支障の除去が目的であるが、現実的には行為者の資力不足や、排出事業者が不明（行方知れず）等により、行為者等による是正措置が困難である。
- ・ 排出事業者等が支障の除去等を行った成功例はわずかであり、国によるPRや、成功事案の蓄積が必要である。

Q 7	措置命令の発出を検討するに当たり、最終的には行政代執行に移行する可能性や、行政代執行を行った場合の費用回収の可能性などについて勘案しているかお答えください。
-----	--

調査結果の概要

行政代執行の可能性については、勘案する・どちらかといえば勘案するを合わせると67.3%の自治体が勘案すると回答し、そのうち都道府県で78.7%が勘案すると回答した。どちらかといえば勘案しない・勘案しないと回答した自治体は全体で6.6%であったが、どちらともいえないとの回答は、政令指定都市で35.3%にのぼった。

費用回収の可能性については、勘案する・どちらかといえば勘案するを合わせると58.0%の自治体が勘案すると回答した。どちらかといえば勘案しない・勘案しないと回答した自治体は全体で13.0%であったが、どちらともいえないと回答した自治体は全体で18.7%、政令指定都市では29.4%にのぼった。

措置命令の発出に際してのその他の勘案事項等としては、排出事業者への措置命令の発出の困難さや、同命令の取消訴訟が提起される可能性を踏まえて命令対象者及び命令内容を確定させる等との回答がみられた。

< 回 答 >

(行政代執行に移行する可能性)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
行政代執行の可能性	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.勘案する	55.3% (26)	41.2% (7)	56.4% (22)	50.0% (2)	53.3% (57)
2.どちらかといえば勘案する	23.4% (11)	0.0% (0)	7.7% (3)	25.0% (1)	14.0% (15)
3.どちらともいえない	8.5% (4)	35.3% (6)	17.9% (7)	0.0% (0)	15.9% (17)
4.どちらかといえば勘案しない	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.9% (2)
5.勘案しない	6.4% (3)	11.8% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	4.7% (5)
無回答	2.1% (1)	11.8% (2)	17.9% (7)	25.0% (1)	10.3% (11)

(費用回収の可能性)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
費用回収の可能性	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.勘案する	53.2% (25)	47.1% (8)	51.3% (20)	25.0% (1)	50.5% (54)
2.どちらかといえば勘案する	12.8% (6)	0.0% (0)	2.6% (1)	25.0% (1)	7.5% (8)
3.どちらともいえない	10.6% (5)	29.4% (5)	23.1% (9)	25.0% (1)	18.7% (20)
4.どちらかといえば勘案しない	12.8% (6)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	6.5% (7)
5.勘案しない	8.5% (4)	11.8% (2)	2.6% (1)	0.0% (0)	6.5% (7)
無回答	2.1% (1)	11.8% (2)	17.9% (7)	25.0% (1)	10.3% (11)

(その他勘案事項等)

- ・ 排出事業者と不法投棄行為者が異なる場合、マニフェスト等関係書類の不交付・改ざん・破棄等により、排出事業者を特定することが困難である。
- ・ 排出事業者に違反がない場合の指導が困難である。
- ・ 措置命令の取消訴訟を起こされる可能性を踏まえ、事案における関係者の関与度合い等を的確に把握した上で、命令対象者及び命令の内容を確定させる。
- ・ 行政代執行をした場所で、同様の事案が再発しないような防止策を検討。(地元住民、その他市民及び議員から、行政の対応が問われる。)
- ・ 費用回収等について勘案するものの、それに左右されることがあってはならないと考える。
- ・ (課題・要望として)代執行の実施前に資産調査等実施しているが、措置命令の発出に併せて、資産の差し押さえができないか。差し押さえの効果で撤去等が期待できるし、代執行後では、その前に、資産を隠されてしまう。
- ・ 措置命令を履行しなかった場合、措置命令違反など告発によって刑事責任を問えるだけの事実認定であるか等について勘案する。

Q 8	刑事告発の件数と刑事告発を行うか否かの判断基準
-----	-------------------------

調査結果の概要

刑事告発の件数は、0件が44.9%、1件が17.8%、2件が10.3%、3～5件が5.6%、6～10件が3.7%、11件以上が0.9%であった。

刑事告発を行うか否かの判断基準については、措置命令を発するような事案については告発を前提として調査するとともに事前に警察との連絡を密にして事実の特定をしている、廃掃法違反が明らかであり極めて悪質で行政指導の余地もないもの、措置命令が履行されず産業廃棄物が残置された場合等との回答があった。

< 回 答 >

(刑事告発の件数)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
件数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
0件	34.0% (16)	47.1% (8)	56.4% (22)	50.0% (2)	44.9% (48)
1件	21.3% (10)	29.4% (5)	10.3% (4)	0.0% (0)	17.8% (19)
2件	14.9% (7)	5.9% (1)	7.7% (3)	0.0% (0)	10.3% (11)
3～5件	10.6% (5)	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	5.6% (6)
6～10件	8.5% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	3.7% (4)
11件～	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	8.5% (4)	17.6% (3)	23.1% (9)	50.0% (2)	16.8% (18)

(刑事告発を行うか否かの判断基準)

- ・ 措置命令を発するような事案については告発を前提として調査するとともに、事前に警察との連絡を密にして事実の特定をしている。その他事案については、行政側から警察へ情報提供し事件化に向けて協力している。
- ・ 廃掃法違反が明らかであり、極めて悪質で行政指導の余地も無い場合。
- ・ 度重なる行政指導や命令に応じないなど悪質な相手方については、刑事告発を検討する。
- ・ 措置命令が履行されず、産業廃棄物が残置された場合。
- ・ 平成17年8月12日付け環産産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について」に基づき実施
- ・ 産業廃棄物の許可業者以外の者が、不法投棄等をした場合について刑事告発を行う。
- ・ 事業者の不法投棄や措置命令違反については、基本的には全て告発が前提で事務を行っている、ただし警察の独自捜査が行われている場合など、告発をしない場合もある。
- ・ 暴力団介在事業者等。

- ・ 周辺生活環境に与える影響の度合いにより判断する。
- ・ 本自治体の「不法投棄処理マニュアル」に定める、「措置命令を発出しても、措置を講じない・措置が不十分・措置を講じる見込みがない場合」、及び「措置命令を発出するいとまがなく行政代執行に至る場合」。
- ・ 特に判断基準は定めていないが、行政代執行を行う事案については、告発は必須と考えている。

(6) その他

Q	以上の(1)から(5)までの設問でご回答いただいたほかに、貴自治体が行っている産業廃棄物の不法投棄に係る先進的又は特徴的な取組等があれば教えてください。
---	--

調査結果の概要

産業廃棄物の不法投棄に係る先進的又は特徴的な取組等については、地域住民団体等による啓発活動事業や監視パトロール事業等に対する補助事業、地域住民が廃棄物の集積等を行い業界団体及び県が費用を負担する事業、地域のパトロールの推進事業、携帯電話のGPS機能を活用した不法投棄情報管理等システムの構築及び活用、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施等監視体制の強化、独自の不法投棄防止CMの製作等との回答があった。

< 回 答 >

(先進的又は特徴的な取組等)

- ・平成20年度から、「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」として、地域住民の意識啓発と日常的な監視体制作りを目的として、啓発活動事業 監視パトロール活動事業 不法投棄物の撤去などの地域環境整備活動事業を行う(2以上の事業を行うことが条件)地域住民団体等に対して70万円を上限に補助する事業を開始。
- ・民間警備業者に委託して「産廃ガードマン」を配置し、不適正処理や無許可営業等が疑われる業者への廃棄物搬入の監視や搬入車両の確認などについて、早朝、夜間、休日に重点を置いた定点監視体制を確保している。
- ・平成20年度から監視カメラの市町村への貸与事業を実施。
- ・許可取消処分、事業停止処分、措置命令、改善命令などの行政処分を実施した場合は、マスコミ等を通し、全て公表する。
- ・年に1回、県、市、地方環境事務所共同による路上検査(産業廃棄物の運搬車両)を県境近くで行っている。
- ・「地域協働原状回復事業」として、地域住民が主体となり廃棄物の集積・積込みを行い、業界団体が運搬費用を負担、県が処分費用を負担する事業を実施しており、地域の不法投棄防止意識の醸成と事業終了後、地域でのパトロール活動を推進している。
- ・携帯電話を活用した不法投棄情報管理等システム(携帯のGPS及び撮影機能を利用した統合型地理情報システムへの不法投棄情報のリンクシステム)の構築及び活用。
- ・建設リサイクル法の解体工事届出情報の建築部局との共有化。解体工事業者への解体廃棄物の処分状況の報告の義務化。
- ・ヘリコプターによるスカイパトロールの実施により地形等の経年変化を監視している。
- ・本自治体で独自に不法投棄防止CMを制作し、テレビ及びラジオで放送した。

【回答対象：都道府県及び廃棄物処理法施行令第27条政令市】

3 産業廃棄物に係る法定外目的税関係

都道府県においては、廃棄物処理法施行令第27条政令市の分を除くものとする。

(1) 現状について

Q1	産業廃棄物に係る法定外目的税（産業廃棄物税など）を導入していますか。また、現在は導入していないが、今後、導入するような動き等がありますか。
----	---

調査結果の概要

約25%の自治体が、産業廃棄物に係る法定外目的税（産業廃棄物税など）を導入していると回答した。都道府県では半分以上の自治体が、政令指定都市では1つの自治体が導入している。

また、都道府県の1つの自治体が、現在は導入していないが、今後導入するような動き等があると回答した。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.導入している	57.4% (27)	5.9% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	26.2% (28)
2.導入していない(導入 するような動き等も現 在のところない)	40.4% (19)	94.1% (16)	92.3% (36)	100.0% (4)	70.1% (75)
3.現在は導入していな いが、今後導入するよ うな動き等がある	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.9% (1)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)	7.7% (3)	0.0% (0)	2.8% (3)

Q 2	Q 1で「導入している」と回答した自治体にお聞きいたします。その導入時期、導入した理由及び当該税の概要を教えてください。また、併せて、導入によって生じた効果も教えてください。
-----	---

調査結果の概要

産業廃棄物に係る法定外目的税（産業廃棄物税など）の導入時期について見ると、平成 14 年 4 月に三重県が導入し、以降、各自治体が導入している。

導入した主な理由としては、循環型社会の形成に資するよう、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理を促進するとともに、税収をそれらの促進のための施策に要する費用に充てること等が挙げられた。

その課税方式には、事業者申告納付方式、最終処分業者特別徴収方式、最終処分業者課税方式等がある。

税の導入によって生じた効果としては、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理が促進され、循環型社会形成の一助となっていること等が挙げられた。

< 回 答 >

自治体名

- A 導入時期
- B 導入理由
- C 当該税の概要
- D 導入によって生じた効果

北海道

- A 平成 18 年 10 月 1 日
- B 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に資するよう、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルなどの循環的な利用を促進することを目的としている。
- C 産業廃棄物の最終処分場への処分のための搬入に対して課税され、税額は、搬入される産業廃棄物の重量に税率を乗じた額。税率は、産業廃棄物 1 トン当たり 1,000 円（平成 20 年 4 月 1 日以降）。

青森県

- A 平成 16 年 1 月 1 日
- B 産業廃棄物の発生の抑制やその減量化、リサイクルその他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため。
- C 最終処分場への産業廃棄物の搬入に際して重量 1 トンにつき 1,000 円を課税。

- D 産業廃棄物税導入後、産業廃棄物の発生の抑制やリサイクルの推進が図られている。

岩手県

- A 平成 16 年 1 月 1 日
- B 産業廃棄物の量の増大、種類の多様化、不法投棄の増加等への対策として、報告義務や罰則等の規制的手法や企業の自主的な取組みに委ねてきたが、これらに加えて最終処分に係る経費の削減を図ろうとする経済的な刺激を与えることによって最終処分量の減少を促すこと。
- C 排出事業者が納税義務者となり、産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合に課税される。産業廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業の支援、リサイクル技術の研究開発支援等が使途。
- D 「産業・地域ゼロエミッション事業」による補助金等として活用しており、廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進及び適正処理の確保に関する施策を推進することにより、循環型地域社会の形成の一助となっている。

秋田県

- A 平成 16 年 1 月 1 日
- B 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため。
- C 産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、搬入量に応じて当該産業廃棄物を排出した事業者に課すもの。
- D 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に効果がある。

宮城県

- A 平成 17 年 4 月 1 日
- B 「循環型社会」の形成を図っていくため、経済的支援策を実施するに当たっては新たな財源の確保が必要であること、産業廃棄物税は経済的負担を求めることから発生抑制やリサイクルの推進等のインセンティブも有しているものと考えられたことから、法定外目的税として産業廃棄物税を創設した。
- C

イ 課税対象	県内における産業廃棄物の最終処分場への搬入
ロ 納税義務者	排出事業者（中間処理業者を含む。）
ハ 税率	産業廃棄物の最終処分場への搬入重量 1 トンにつき 1,000 円
ニ 徴収方法	最終処分業者による特別徴収（ただし、自社処分の場合は、排出事業者による申告納付） 3 か月ごとの申告納入（納付）
ホ 課税期間	5 年間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

- D 排出量、リサイクル率、最終処分率などいずれの指標も望ましい方向性に推移している。これらについては、資源循環型社会の構築に向けた各種リサイクル法などの各種施策や県内企業の自主努力、景気動向などに加え、経済的支援策と経済的負担措置を伴う産業廃棄物税制度による誘引効果もあったのではないかと考えている。

山形県

- A 平成 18 年 10 月
- B 山形県の近隣・周辺県がすべて産業廃棄物税を導入していることから、近隣県との施策の均衡を図る必要があること。
 「山形県循環型社会形成推進計画」を実現するため、これまでの規制的手法を補完する新たな政策手法として必要があること。
 上記計画に基づく施策の展開のため産業廃棄物税を活用する必要があること。
- C 税率は埋立量 1 トンにつき 1,000 円。最終処分業者特別徴収方式。
 用途については、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てられる。
- D 導入から時期が浅く、効果や影響は現時点では不明。

福島県

- A 平成 18 年 4 月 1 日
- B 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため。
- C 県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の搬入重量 1 トンにつき 1,000 円が課税。委託最終処分の場合は、最終処分業者による特別徴収。自社最終処分の場合は排出事業者による申告納付。

新潟県

- A 平成 15 年 10 月条例制定、平成 16 年度から施行。
- B ・財政健全化取り組みとしての歳入確保策。
 ・産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てることを目的。
- C 納税義務者：県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出業者又は中間処理業者
 納税額：県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入量 1 トンあたり 1,000 円
 申告と納税：最終処分業者による特別徴収と排出事業者による申告納付
- D 産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に効果を上げている。

愛知県

- A 平成 18 年 4 月 1 日
- B 税を課すことにより産業廃棄物の排出抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減等を促すとともに、得られる税収を産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進に関する施策等に要する費用に充てるため。
- C 愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者は、1,000 円/トン（自社処分場の場合は 500 円/トン）を納税。
- D ・廃棄物の排出抑制、リサイクル等が促進され、愛知県内の最終処分量が減少した。
・税を廃棄物行政に活用することにより、更なる適正処理の促進に繋がっている。

三重県

- A 平成 13 年 7 月制定、平成 14 年 4 月施行。
- B 産業廃棄物の最終処分場における残存容量のひっ迫などの状況を踏まえ、従来の枠を越えた積極的な産業廃棄物行政を展開する財源を確保するため。
- C 納税義務者：産業廃棄物を排出する事業者
課税対象：三重県内に設置されている産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入
課税標準：最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量
中間処理施設への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数を乗じて得た重量
知事が認定した再生施設への搬入の場合：課税免除
税率：1,000 円/トン
免税点：4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における課税標準が 1,000 トンに満たない場合は産業廃棄物税を課さない。
徴収方法：申告納付
- D 産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に係る技術開発等への補助金について、平成 19 年度までに約 30 の事業に対し、補助を行った。
 - ・ 県の研究機関において、建築廃材や地場産業の廃棄物に関するリサイクル技術の研究開発等を実施し、一部はコンクリート製品などに製品化された。
 - ・ 民間企業出身の環境技術指導員を設置し、セミナーやシンポジウム開催により、企業の産業廃棄物の削減、適正処理に関する情報交換を進めた。
 - ・ 産業廃棄物管理型最終処分場の周辺環境整備として、県内の大規模な管理型最終処分場の立地地域に対し、補助事業及び直営事業により、公園整備、道路整備事業等を実施し、周辺環境の改善を図ることにより、処分場の整備促進に努めた。

滋賀県

- A 平成 16 年 1 月 1 日
- B 産業廃棄物の発生抑制や資源化への取組を進める

- C 課税方式は排出事業者申告納付方式。県内の中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して、1トンにつき1,000円を課税。資源化を進める仕組みとして認定再生施設への搬入には課税免除の制度がある。
- D 産業構造の変化など他の要因もあるが、最終処分量が減少傾向にあり、再生利用量も施行前より増加した。再生施設の認定制度により中間処理施設の資源化処理が促進された。

京都府

- A 平成17年4月
- B 産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することにより、産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用等を促進するため。
- C 府内最終処分場に搬入する排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とし、最終処分業者による特別徴収方式により、府内最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円を徴収。
- D 処分量を減らすというインセンティブが働いていると考えられる。平成17年度から施行したものであり、調査を継続し、効果について見極めていく。

奈良県

- A 平成16年4月1日
- B 循環型社会の形成を目指し、資源の有効活用を図り、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため。
- C 県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物1トンあたり1,000円（最終処分業者特別徴収方式）
- D 税導入前後で最終処分量がほぼ半減。

鳥取県

- A 平成15年4月1日
- B 産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため。
- C 県内最終処分場に搬入する排出事業者又は中間処理業者に対し1トンあたり1,000円を課すもの。
- D 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進について一定の成果が出ている。

島根県

- A 平成17年度
- B 産業廃棄物の発生抑止、再利用、再生利用を促進し、産業廃棄物を削減するため。
- C 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者が最終処分場に搬入する産業廃棄物の場合、1トン当たり1,000円（但し、平成17年度が

333 円、平成 18 年度が 666 円、平成 19 年度が 1,000 円と段階的に課税) を課税、平成 21 年度に延長を検討。

- D 不法投棄防止対策が充実強化されたことにより、導入前の平成 16 年度と比較して平成 17 年度は産業廃棄物の不法投棄が減少。

岡山県

- A 平成 15 年 4 月 1 日
B 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てるため。
C 最終処分場への搬入量に対して 1 トン当たり 1,000 円。
D 最終処分量の減量化。

広島県

- A 平成 15 年 4 月 1 日
B 経済的インセンティブによる産業廃棄物の埋立抑制と産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等。
C 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物に対して 1 トン当たり 1,000 円課税。
D 最終処分量の抑制に一定の効果あり。

山口県

- A 平成 16 年 4 月 1 日
B 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため。
C 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量(重量の測定が困難な場合においては、換算して得た重量) 1 トンにつき 1,000 円を課税(自社廃棄物を除く)。
納税義務者：排出事業者及び中間処理業者
D ・ 広域最終処分場を設置する第三セクターに建設費等を融資し、公共関与最終処分場整備促進(平成 20 年 10 月竣工)
・ 資源循環や産業廃棄物減量化に関する産業活動(施設整備、新たな事業化等)への支援

愛媛県

- A 平成 19 年 4 月
B 産業廃棄物行政施策に充てる財源を確保し、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するとともに、課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘引して循環型社会の構築を促進するため。

- C 県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とし、搬入する排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とする。なお、税率は、産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円である。(但し、19、20年度はその1/3、21年度は2/3)
- D 導入後5年を目処に効果を検討することとしている。

福岡県

- A 平成17年4月
- B 県内の産業廃棄物発生量は減少傾向にあるものの依然高い水準で推移しており、最終処分場の残余容量が逼迫(残余容量:7年余「平成14年推計」)する中で、
 - (1) 産業廃棄物問題の多くが規制的手法のみでは十分な対応ができないと考えられ、経済や県民のライフスタイルを環境配慮型へ変革していく手法が必要な状況が考えられたこと。
 - (2) 事業者等に市場メカニズムを通じて原材料の変更や製造工程の見直し、廃棄物処理方法の変更などを促す経済的手法として、税を活用していくことが効果的と考えられたこと。
 - (3) 税収をリサイクル技術の研究開発の支援、排出抑制・リサイクル設備導入時の助成、不法投棄防止対策等の適正処理体制の整備にあてることにより、二重の効果も期待されたことから産業廃棄物税を導入することとした。
- C 事業者を排出抑制とリサイクルに向けた行動へと誘導することを目的とし、税収を産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進などの施策にあてることにより、循環型社会の構築に向けた取組を一層促進していこうとするもの。
- D 現在、検証の作業中。

佐賀県

- A 平成17年4月
- B 廃棄物問題の多くが産業廃棄物に起因する問題であり、この問題解決を図るには、産業廃棄物を資源という観点から見直し、できるだけ排出を抑制し、リサイクルを促進する循環型社会推進の形成を図っていく必要がある。

この税は、このための経済的手法として導入するものであり、これまでの廃棄物処理法に基づく規制的手法と組み合わせ、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等、循環型社会推進の形成に寄与しようとするものである。
- C 最終処分場又は焼却施設への産業廃棄物の搬入を課税対象とし、その搬入量を課税標準として課すものである。税や税相当額の転嫁により、最終的に排出事業者に負担を求める仕組みとなっている。
- D 現在検証中。

長崎県

- A 平成 17 年 4 月
- B 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため。
- C 排出事業者が焼却処理又は最終処分を行う場合、その搬入に対し当該事業者課する。
税率
・最終処分場への搬入については1トン 1,000 円
・焼却施設への搬入については1トン 800 円
- D リサイクルの促進、適正な処理の推進が図られている。

熊本県

- A 平成 17 年 4 月
- B 廃棄物の発生を抑制し、減量化とリサイクルを推進することにより、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することを目的とする。
- C 最終処分場への搬入量1トンにつき、1,000 円。
- D 最終処分量の抑制。

大分県

- A 平成 17 年 4 月
- B 循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排出抑制や再生利用などの取り組みを誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進する財源を確保するため。
- C 県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者に対し、産業廃棄物の重量により、最終処分場への搬入1トンにつき 1,000 円、焼却施設への搬入1トンにつき 800 円の特別徴収を行う。
- D 導入してからの期間が短く、如実な効果はまだ不明である。

宮崎県

- A 平成 17 年 4 月 1 日
- B 産業廃棄物の排出を抑制し、リサイクルの促進を図るとともに、循環型社会の形成に向けた施策の費用に充てるため、産業廃棄物税を導入した。
- C 県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者または中間処理業者を納税義務者とし、搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税。(焼却施設への搬入：1トン当たり 800 円、最終処分場への搬入：1トン当たり 1,000 円)
- D 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進が図られ、その税収をもとに、適正処理の推進が図られた。

鹿児島県

- A 平成 17 年 4 月 1 日
- B 循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物のなお一層の排出抑制や減量化、再生利用などを促進する。
- C 産業廃棄物を搬入する場合、焼却施設 800 円/トン、最終処分場 1,000 円/トン
を、最終処分業者又は焼却処理業者を通じて県に納める。

沖縄県

- A 平成 18 年 4 月
- B 産業廃棄物の排出事業者に税を負担してもらうことで、その排出の抑制を促し、再
使用、リサイクルを促進するため。
- C 県内の最終処分場への搬入の際、搬入者（排出事業者、中間処理業者）に対し、産
業廃棄物の重量 1 トンあたり 1,000 円を課税する。
- D 産業廃棄物の最終処分量が微減している。

北九州市

- A 平成 15 年 10 月 1 日
- B 現在及び将来の市民が快適な生活環境を享受できる都市づくりを目指し、廃棄物の
適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他の環境に関す
る施策に要する費用に充てるため。
- C
 - ・納税義務者：産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者
 - ・課税標準：最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
 - ・税率：平成 18 年度まで 500 円/トン（暫定税率）
平成 19 年度以降 1,000 円/トン（本則税率）
- D 環境未来税を財源とした様々な環境施策の実施や、市民参加型の環境事業の実施に
より、市民の環境に対する意識が高まっていると考えている。

Q3	Q1で「導入している」と回答した自治体にお聞きいたします。当該税の税収を不法投棄に係る除去等のための費用に充てていますか。「充てている」、「充てていない」のいずれの場合においても、その理由を教えてください。
----	---

調査結果の概要

産業廃棄物に係る法定外目的税（産業廃棄物税など）を導入していると回答した自治体のうち、当該税の税収を不法投棄に係る除去等のための費用に充てている自治体は約29%、充てていない自治体は約71%であった。

充てている理由として、産業廃棄物の適正処理を推進する必要があること等が挙げられた。

一方、充てていない理由としては、不法投棄に係る除去等のための費用は原因者負担が原則であること、善良な納税者が納めた税金を一部の悪質な者が行ったことに係る費用に充てることは受益と負担の観点から納税者の理解が得られないこと、更なる不法投棄の助長につながりかねないこと等が挙げられた。

< 回 答 >

（税収の使途） Q1で「導入している」と回答した自治体中

	都道府県	政令指定都市	合計
対象数	(27)	(1)	(28)
1.充てている	29.6% (8)	0.0% (0)	28.6% (8)
2.充てていない	70.4% (19)	100.0% (1)	71.4% (20)
無回答・その他	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)

（「充てている」理由）

自治体名	不法投棄に係る除去等のための費用に充てている理由
山形県	産業廃棄物税の使途として定められている、産業廃棄物の適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に該当するため。
新潟県	産業廃棄物の発生抑制や再生利用を促進し、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であり、そのため、不法投棄撲滅対策を進めていく必要があるため。
滋賀県	不法投棄のない社会構築の推進を進めるために、産業廃棄物に対する県民の不信感や不安感を払拭し、企業活動に不可欠な産業廃棄物処理施設への信頼を図るために不法投棄の撲滅に向けた監視の強化を行っている。その一環で、投棄された産業廃棄物を地域住民との協働で原状回復事業も実施している。
島根県	-
熊本県	循環型社会の形成に資する施策に要する費用に充てることとしているため。

大分県	産廃税の使途として 排出抑制、再生利用の促進 適正処理の推進 基盤整備の推進 啓発広報等の推進を掲げており、 の適正処理の推進の一環として不法投棄廃棄物撤去事業にも産廃税を使っている。
宮崎県	廃棄物の適正処理の推進を図る必要があるため。(本県では、不法投棄等の不適正処理の防止及び早期発見・早期解決を図るため、廃棄物監視員制度を設け、監視パトロール等を行っている。)
沖縄県	税収の使途は、循環型社会の形成に向けた施策に活用することとしている。循環型社会の形成には不法投棄等防止対策を強化することが必要不可欠であると考え。

(「充てていない」理由)

自治体名	不法投棄に係る除去等のための費用に充てていない理由
北海道	不法投棄に係る除去に税収を充てることは、納税者の理解が得にくいことから、税収使途の対象としていない。
青森県	産業廃棄物税は、受益と負担の明確化を図る観点から、法定外目的税として創設しており、その使途としては、基本的に不法投棄の処理の費用には充てていない。
岩手県	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることを目的としているため。
秋田県	不法投棄を行った悪質業者のために善良な業者からの税を不法投棄撤去に充てるものではなく、不法投棄防止活動に充てている。
宮城県	善良な納税者が納めた税金を一部の不心得な者が行った不法投棄の原状回復に使うことは、納税者の理解が得られないと考えることから。
福島県	産業廃棄物の不法投棄等の増加に繋がる恐れがあるため。
愛知県	不法投棄された廃棄物の撤去費用に税を充てることについては、不適正処理した関係者が受益を被ることとなり、税の公平な使用とはならず納税者の理解が得られない。
三重県	<p>産業廃棄物を適正に処理している業者からいただいた税金を不適正に処理した業者のために使うことは適当でないという考え方から、不適正処理の撤去事業等には充当しないこととした。</p> <p>一方、不法投棄の監視活動は、産業廃棄物に対する県民の信頼感を醸成し、処分場の円滑な確保を行う観点からの事業であることから、5年間の時限的な特別対策として充当した(実際は税収が少なかったため、平成13年・14年の税収が発生する前の先行事業のみで終了)。</p>
京都府	不法投棄除去等費用は、行為者負担が原則であるため。
奈良県	不法投棄された廃棄物は、不法投棄の行為者、関与者、不法投棄された産業廃棄物の排出事業者等の原因者の責任で原状回復されるべきものであるため。
鳥取県	産廃処分場税導入理由に該当しないため。
岡山県	不法投棄の助長につながりかねないため。

広島県	法令順守した事業者から得られた税収を、法令違反により発生する「不法投棄に係る除去等」のために使用することは好ましくないため。
山口県	本来排出者責任で行われるべき不法投棄物の撤去等の費用に税金を充てることとした場合、不法投棄を助長しかねないため。
愛媛県	先行実施県の例からは、不法投棄の撤去費用に充てている県は殆どなかったから。
福岡県	産業廃棄物を適正に処理している事業者から徴収した税を不法投棄廃棄物の原状回復に使うことは、納税者の理解が得られにくい面があることから、税収をリサイクルの促進や不法投棄防止対策の強化にあてつつ、不法投棄廃棄物の撤去については、原因者責任の追及の徹底を第一として取り組むこととしているため。
佐賀県	この税は循環型社会の形成に資するものとして導入されている。よって税収は、産業廃棄物のリサイクル促進による排出抑制、監視活動による適正処理の推進などに充てることになっているため。
長崎県	納税義務者の理解が得られないため。不法投棄の除去等のための費用に充てることについては、今後検討が必要。
鹿児島県	不法投棄された産業廃棄物に関しては、原因者によって原状回復が図られるべきであり、適正処理によって納入された産業廃棄物税を、その除去等のための費用に充てることは適当ではないため。
北九州市	不法投棄に係る除去等のための費用は、原因者負担を原則としていることから環境未来税をこの費用に充てることは、本税導入の理由に照らしてなじまないものと考えている。

Q 4	Q 1で「現在は導入していないが、今後導入するような動き等がある」と回答した自治体にお尋ねします。当該動き等に関し、差し支えない範囲で結構ですので、導入見込時期、概要を教えてください。
-----	--

調査結果の概要

香川県から、導入について検討しているとの回答を得た。

< 回 答 >

香川県

導入見込時期： 未定（検討中）

概要： 県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して、1トン当たり1,000円の税を課すもの。

(2) 課題について

Q	産業廃棄物に係る法定外目的税に関する課題を教えてください。
---	-------------------------------

調査結果の概要

産業廃棄物に係る法定外目的税に関する課題として、税導入の仕方によっては不法投棄の増加や課税されない区域への流出等の望ましくない税回避行動がとられる可能性がある、税の用途に関し理解が得られない、税の用途の限定により施策の範囲が限定されること等が挙げられた。

< 回 答 >

(課題)

- ・ 課税方式によっては、税負担増の回避を目的とした不適正処理、不法投棄の助長につながる。
- ・ 税導入による「望ましい税回避行動(発生抑制、再使用、再生利用等減量化への誘導効果)」と、「望ましくない税回避行動(不法投棄の増加、課税されない区域への流出、課税される区域からの追い出し)」など、詳細な効果・検証がされていない。
- ・ 税の導入効果が事前に不明であるなか、納税義務者の理解が得られにくい。
- ・ 区域内外に流入・流出する産廃との整合性がとれない。
- ・ 不法投棄の撤去に税収を充てることは、不法投棄とは関係がない優良事業者からの税収を充てることになり、応益性の原則に反し税負担者の理解がない限り適当でないという考えもある。
- ・ 税収を使った不法投棄廃棄物の代執行撤去要望が強まり、行為者の「やり得」を許してしまうおそれがある。
- ・ 税の用途に関し、処理業者・排出事業者の理解が得られない。
- ・ 産業廃棄物税は目的税であることから、用途が限定されており、不適正処理対策事業など急務の事業に充当できない。
- ・ 資金用途が限られているため、新たな施策が展開しにくい。
- ・ 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理の推進に関する施策を税収の変動による影響を受けずに安定して実施することが課題である。そのため税収を基金化することを検討している。
- ・ 負担の公平性、課税対象の把握、徴収率等、税に共通の課題。

【回答対象：都道府県及び廃棄物処理法施行令第27条政令市】

4 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法関係

都道府県においては、廃棄物処理法施行令第27条政令市の分を除くものとする。

(1) 現状について

Q1	産廃特措法に基づく実施計画について、環境大臣の同意を得たことがありますか。
----	---------------------------------------

調査結果の概要

産廃特措法に基づく実施計画について、11の自治体（9県、1政令指定都市、1中核市）が環境大臣の同意を得たことがあると回答した。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.ある	19.1% (9)	5.9% (1)	2.6% (1)	0.0% (0)	10.3% (11)
2.ない	80.9% (38)	94.1% (16)	84.6% (33)	100.0% (4)	85.0% (91)
無回答	0.0% (0)	0.0% (0)	12.8% (5)	0.0% (0)	4.7% (5)

Q2	Q1で「ある」と回答した自治体にお聞きいたします。不適正処分（不法投棄）の発覚から環境大臣の同意を得るまでにどのくらいの期間を要しましたか。
----	--

Q3	Q2で回答した期間を要することになったことについて、どのような理由が考えられるか教えてください。
----	--

調査結果の概要

不適正処分（不法投棄）の発覚から環境大臣の同意を得るまでに要した期間を見ると、幅のある回答が得られたが、約4～6年の間という回答が比較的多かった。その期間を要することになった理由として、措置命令、告発、現場の状況調査や対策の検討等が挙げられた。

< 回 答 >

自治体名	不適正処分（不法投棄）の発覚から環境大臣の同意を得るまでに要した期間	左記期間を要することになった理由
青森県	4年2か月（特措法の施行日からは7か月）	不法投棄の発覚時点（平成11年11月）においては、特措法が制定されていなかったため。
岩手県	4年2か月	全国で最初の事例であったため。
秋田県	約6年（最終処分場の倒産から支障除去事業が開始されるまでの期間）	特措法が公布されてすぐに検討し、法施行後、間もなく環境大臣の同意を得ている。
宮城県	3年3か月	埋立廃棄物や地下水、発生ガス等各種調査を実施し、その結果に基づき処分場の現状を評価した後、処分場に起因する支障等を除去するための対策の基本方針を決めるまでに約2年、対策のための基本設計（多機能性覆土における捕捉材と透過性反応浄化壁における浄化材を決めるための試験、地下水の流向調査等）に約1年を要したため。
新潟県	約7年（平成10年7月の住民からの不法投棄の告発時点から）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年6月村民が県に対して産業廃棄物処分量の許可取消訴訟提起（～平成11年5月） ・平成11年4月会社が県に対して許可取消処分の取消訴訟提起（～平成12年4月） ・県は平成11年9、10月改善命令違反で会社を告発 ・平成14年9月村民から県公害審査会へ公害紛争調停の

		申請(～平成16年2月) ・平成16年7月措置命令
福井県	約6年(平成11年10月違法増設を認知～平成18年3月実施計画大臣同意)	本県の敦賀市民間最終処分場における違法増設事案については、平成11年10月に違法増設を認知後、事業者およびその役員等に対して措置命令を発出するとともに、まず、早急かつ現実的な解決策として学識経験者による安全性調査の検証を行った上で応急対策を実施し、次に、将来にわたって生活環境への支障を除去するための対策として、平成16年11月から、学識経験者や地元住民等で構成する環境保全対策協議会により、技術的にも経済的にも合理的かつ効果的な抜本対策の検討を行ってきたため。
山梨県	2年(平成14年9月～平成16年8月)	措置命令の着手期限(平成16年1月5日)、警察への告発等の期間があることが考えられる。
三重県	約7年半	特措法支援を得るまでは、国の産業廃棄物適正処理推進特別対策事業により支援を受けており、制度変更に伴う移行事務に約1年の期間を要した。
香川県	発覚した平成2年11月から約13年	・処理業者への措置命令(平成2年12月、平成5年11月)を行った。 ・平成5年11月に豊島住民が申請した公害調停について、平成9年7月に中間合意が成立し、その後平成12年6月に調停が成立した。その調停の趣旨を踏まえ処理施設等を整備した。 ・平成15年6月に成立した同法の規定に基づき、平成15年11月5日付けで環境大臣に協議し、平成15年12月9日付けで大臣同意を得た。
横浜市	約11年間	・法令の条文や国の通知の文言にとらわれて事態の進行を踏まえた積極的な対応が出来なかったこと。 ・業者が措置命令を部分的には履行していたことをもって同社の対応能力に必要以上の期待をよせたことにより、結果として行政代執行へのタイミングが遅れたこと。
岐阜市	約4年	状況調査に約1年、調査結果に基づく対策の検討に約1年、現場の状況変化の確認調査に約1年、専門家による対策の検討に約半年、実施計画案策定に約半年を要した。

(2) 課題について

Q1	産廃特措法は平成25年3月31日で適用期限が満了することになっていますが、適用期限を延長させる必要性があると考えていますか。その必要性が「ある」、「ない」のいずれの場合においても、その理由を教えてください。
----	---

調査結果の概要

産廃特措法の適用期限を延長させる必要性について、約58%が「ある」、約22%が「ない」と回答した。

必要性があると回答した主な理由として、新規事案の発覚の可能性、原状回復における財政面からの国の支援の必要性、原状回復における時間面からの必要性等が挙げられた。また、既に適用を受けた事案については、処理の遅れにより適用期限内で処理が完了しないおそれや、期限内に処理が完了しても継続して更なる対策が必要とされること等の理由から延長の必要性がある等との回答があった。

一方、必要性がないと回答した主な理由として、適用する事例がない、新規事案の発覚の可能性は低い、適用期限の延長は法の目的に反する、今後は廃棄物処理法内で処理すべきであること等が挙げられた。また、既に適用を受けた事案についても、期限内に事業が終了する見込みであるとの理由から延長の必要性がない等の回答があった。

< 回 答 >

(延長の必要性)

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	合計
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)	(107)
1.ある	70.2% (33)	52.9% (9)	46.2% (18)	50.0% (2)	57.9% (62)
2.ない	23.4% (11)	17.6% (3)	23.1% (9)	25.0% (1)	22.4% (24)
無回答	6.4% (3)	29.4% (5)	30.8% (12)	25.0% (1)	19.6% (21)

(「必要性がある」理由)

- ・ 全国的には未だ撤去が進まず放置されたままとなっている事案も多いと思われ、また新たに発覚する可能性も否定できず、撤去のための財政的な支援措置を存続させておく必要があるものと思われる。
- ・ 平成10年6月以前に発生した不法投棄も多数あり、現在問題が発生していなくとも今後問題化する恐れがあることから、除去方策として存続させていただきたい。
- ・ 今後、大規模な不法投棄事案が発生する可能性もあり、昨今の切迫した財政状況の中、国の支援がなければ原状回復が難しいと考えられるため。

- ・ 対象事案はあるが、財政状況からこれまで取り組めなかった。他の自治体においても、同様の事例はあると思われる。
- ・ 大規模不法投棄事案の早期解決には、管轄の自治体のみでなく、国による支援も不可欠であると考えため。
- ・ 法の対象の多くは処理業者等による不適正保管から不法投棄に該当することになる事案である。本来当該事業者の負担で措置すべきものであり、事業者による措置が図られるうちは、法の期限に拘泥して性急な代執行をすべきでない。事業者の経営破綻等、代執行すべきときに自治体が躊躇せず措置を図れるよう期限延長することが望ましいと考える。
- ・ 産業廃棄物最終処分場を起因とする生活環境保全上の支障が発生しており、その是正に特措法の適用を希望しているが、平成 18 年になって初めて不適正処分を認識できたものであり、そのため、周辺住民等にしっかり認識させ、説明する時間が不足しているため。
- ・ 産業廃棄物不法投棄については、原因者への指導経過も長期間にわたり、一方、行政代執行にも相当の時間を要するなど、対応に長い期間が必要となるため。
- ・ 現在、県では平成 24 年度末までの処理計画を策定し、期限内の処理を目指して実施しているが、今後、廃棄物等の性状や推計している全体量が変動する可能性もある。また、今後 4 年間という長い期間において、想定していない事態が発生するおそれもあり、処理期間が延びることも考えられる。
- ・ 対策工事は平成 23 年度に終了するが、その効果が現れ特定支障の除去の確認が出来るのが 24 年度末となっていることから、期間的に非常に厳しいものがあり、万が一、効果及び除去の確認が遅れることも想定すると、期間延長の必要性についてはあるものと考えている。
- ・ 現在、大臣同意協議中であり、当初の予定工期から遅延し、特措法期限内の実施完了が逼迫してきている。
- ・ 分別・無害化に長期間必要な事案、期限内に実態の判明しない事案等、適用期限満了後も、産廃特措法による支援の必要なケースが想定されるため。
- ・ 大臣同意を得た事業に関しては目的を達成したものの、地域住民の将来にわたる安全の確保のためには、新たな事業計画に基づく対策が必要となっている。県民の安全で安心な暮らしを確保するための対策は、平成 25 年度以降も継続することから、その事業費の財政的支援が必要となっている。

(「必要性がない」理由)

- ・ 産廃特措法を適用する事例がないと判断されるため。
- ・ 平成 10 年 6 月以前に発生した不法投棄で、大規模であり、かつ早急に支障の除去を要する案件が、今後新規に発覚する可能性は少ないのではないかとと思われるため。
- ・ 環境大臣の同意を得た実施計画どおりの予算が確保されれば、期限内に事業が終了する見込みであるため。

- ・ 今後、特別措置法及び産業廃棄物処理事業振興財団等の支援事業により、大規模な不法投棄等の現場が改善されると思われるから。
- ・ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去については実施計画を策定し、期限内に実施するように法で定められており、期限の延長は法の目的に反することになる。
- ・ 産廃特措法はあくまでも期限付きの特別措置であるから、その適用期限を延長させることは好ましくないのではないか。今後も必要な場合は特別措置法ではなく、恒久的な法令として運用できるようにすべきではないか。
- ・ 大規模事業はおおむね処理の方向が定まっていると伺っており、今後は廃棄物処理法の改正等により監視体制を強化し、特例法ではなく廃棄物処理法内で処理すべきと考える。

Q 2

産廃特措法に係る問題点・改善点等があれば教えてください。

調査結果の概要

産廃特措法に係る問題点・改善点等として、事業費補助率の引上げ、特措法適用に係る事前の調査費用の負担軽減及び手続きの簡略化、適用期限満了後の支援の在り方等が挙げられた。

< 回 答 >

(問題点・改善点等)

- ・ 現在は事業費の約 45%を地方交付税で措置することになっているが、現場に埋設された廃棄物が全国各地から持ち込まれていることから、事業を実施する自治体の負担をさらに軽減してもらう制度を要望する。
- ・ 三位一体の改革により平成 18 年 4 月以降は事業費補助が廃止されているが、現行廃棄物処理法適用案件と同等の事業費補助の復活が求められる。
- ・ 補助率が低いので、原状回復支援事業並みの 3 / 4 に引き上げるべきと考える。
- ・ 基金の規模が小さすぎて諦めている自治体があると考えられる。
- ・ 撤去等支障の除去に係る経費以外にも、事前の調査費用が相当程度必要と聞いている。現在も手厚い財政的支援があるのは承知しているが、更なる支援があれば、取組が進みうる。
- ・ 特措法の適用のためには、調査等に相当の費用や事務が必要となっている。
- ・ 事案の規模に応じて、手続きの一部簡略化を検討されたい。
- ・ 支障の除去が完了するまでの法の適用が担保されていない。(途中で特別措置法の適用期限が満了した場合)
- ・ 延長しない場合でも、法律が適用された事案については、その処理費用を継続的に支援できる制度を設ける必要がある。
- ・ 現行の産廃特措法においては、その事業の終了が平成 24 年度末となっているが、本事案においては対策工実施後の地下水汚染の拡散防止(特定支障の除去)の確認をもって終了となっている。しかしながら、他の特措法事業と同じく前例のない事業であり、万が一効果が事業期間まで現れない状況もあるものとする。そこで、特措法事業期間までに対策工を実施し、その効果が確認できる場合においては、期限内に目標とする基準に達成できない場合についても「特措法事業」として扱うべきであるものとする。平成 24 年度末の期限以降の事業費については、その時点での審査を行うなどして、国と自治体との負担割合を決定すべきではないかと考える。
- ・ 平成 25 年 3 月 31 日の適用期限満了については、その時点の状況により再判断すべきと考える。

- ・ 不法投棄は後年発見されることもあることから、適用期限満了後に新たに発見される
ことがないとはいえない。恒久的措置が望まれる。
- ・ 時限立法から恒久的な法律としての位置づけが必要。そのためには財源確保が必要で
あり、今後は関係者から強制的な徴収や産廃税（国税として）による充当なども含め
て抜本的な見直しを行う時期にきているのでは。あるいは、「日本版包括的環境対処補
償責任法（スーパーファンド法）」を制定し、信託基金を集める。
- ・ 大臣同意の事務が期間を要する。また、変更同意は、財源、期間に制限があり困難。
- ・ 対策の主流となっているオンサイト処理では短期間で安全を確保する技術が確立され
ておらず、平成25年度以降の対策に要する経費に支援を得ることはできない。
- ・ 同意を得る暇がない緊急対策事業は、支援が得られない。
- ・ 産廃特措法は、10年間の時限立法で、10年分の処理費用は総額1,000億円と想定
されていたが、すでに法の適用が決まった11件だけで、費用は計約1,160億円に達
している。

【回答対象：市及び東京 23 区】

5 家電リサイクル法関係

(1) 現状について

Q1	近い将来の地上デジタル放送への移行でテレビの買換え需要が増し、それに伴い、廃テレビ（アナログ式）の不法投棄が増加するのではないかと考えていますか。もしそのように考えている場合には、現行家電リサイクル制度の現状を踏まえ、その理由をお聞かせください。
----	---

調査結果の概要

約 8 割の自治体が、近い将来の地上デジタル放送への移行でテレビの買換え需要が増し、それに伴い、廃テレビ（アナログ式）の不法投棄が増加するのではないかと考えている、と回答した。

そのように考えている理由として、リサイクル料金が低い、家電リサイクル料金が後払い方式である、リサイクルシステムが複雑である等、リサイクル制度に係る理由が挙げられた。また、重さが軽く形状も持ち運びしやすいため捨てやすい、投棄者が投棄物により特定できない等、テレビの特性に係る理由も挙げられた。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1. 考えている	76.5% (13)	82.1% (32)	75.0% (3)	85.7% (12)
2. 考えていない	23.5% (4)	15.4% (6)	25.0% (1)	14.3% (2)
無回答	0.0% (0)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1. 考えている	69.6% (16)	78.4% (76)
2. 考えていない	26.1% (6)	19.6% (19)
無回答	4.3% (1)	2.1% (2)

(「廃テレビ(アナログ式)の不法投棄が増加する」と考えている理由)

- ・ リサイクル料金が低い。
- ・ 廃テレビのリサイクル・収集運搬経費が、現行制度では3,800～5,300円程度かかるため。
- ・ 家電リサイクル料金が、処分する際に支払う後払い方式であること。
- ・ アナログ放送の終了は、テレビの買換えを望まない住民にも設備更新を強いるものであり、廃棄費用との二重負担となるため。
- ・ 指定引取場所がAとBの2グループに分かれている現在の引取体制を含めて、リサイクルシステムが複雑であること。
- ・ 重さが軽く形状も持ち運びしやすいため捨てやすい。
- ・ 投棄者が投棄物により特定できない。

Q 2	家電リサイクル法の現行対象 4 品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機）及びこれら以外の家電製品（品目）の無料回収業者等（消費者がリサイクル費用等を負担することなしに中古家電の収集運搬や引取り等を行っている者）について、指導等を行っていますか。行っている場合は、その内容を教えてください。
-----	---

調査結果の概要

家電リサイクル法の現行対象 4 品目及びこれら以外の家電製品の無料回収業者等について、約 2 割の自治体が指導等を行っているとは回答した。

指導等の内容として、収集運搬の許可がなければ無許可営業となる等が挙げられた。また、市民に対し、チラシ等により注意喚起を行っているとの回答もあった。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.行っている	11.8% (2)	28.2% (11)	25.0% (1)	7.1% (1)
2.行っていない	76.5% (13)	69.2% (27)	75.0% (3)	92.9% (13)
無回答	11.8% (2)	2.6% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)

	東京 23 区	合計
対象数	(23)	(97)
1.行っている	8.7% (2)	17.5% (17)
2.行っていない	87.0% (20)	78.4% (76)
無回答	4.3% (1)	4.1% (4)

(指導等の内容)

- ・ 家電製品等を無料回収することは、取扱上は廃棄物に該当し、収集運搬の許可がなければ無許可営業となる。
- ・ 取引を行うのであれば、有価物での取引とし、物の対価を取引相手に支払わねばならない。
- ・ 市民に対しては、チラシを全戸配布して注意喚起を行っている。
- ・ 数年前に市内の新聞販売店が、顧客サービスの一環として、粗大ごみ（家電も含んでいたとみられる。）の無料回収（収集は別の業者に委託）を実施していた事案がある。（市民からの通報により、事案が発覚した。）本件については、「廃棄物」の収集運搬に該当するものとして中止するよう口頭指導している。

(2) 課題について

Q1	不法投棄防止対策のため、家電リサイクル法における対象家電品目を拡大する必要があると考えていますか。もし拡大すべきとされる場合には、その具体的な追加対象品目(案)を教えてください。(ただし、平成21年4月1日から対象品目に追加される液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機は除く。)
----	--

調査結果の概要

約2割の自治体が、家電リサイクル法における対象家電品目を拡大する必要があると考えていると回答した。

具体的な追加対象品目(案)として、電子レンジとの回答がもっとも多く、その他の品目としては、オープンレンジ、掃除機、パソコン等様々な品目が挙げられ、最終的には家電製品すべてが対象となるべきとする回答もあった。

< 回 答 >

	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市	県庁所在市
対象数	(17)	(39)	(4)	(14)
1.考えている	35.3% (6)	15.4% (6)	25.0% (1)	7.1% (1)
2.考えていない	58.8% (10)	79.5% (31)	75.0% (3)	92.9% (13)
無回答	5.9% (1)	5.1% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)

	東京23区	合計
対象数	(23)	(97)
1.考えている	13.0% (3)	17.5% (17)
2.考えていない	82.6% (19)	78.4% (76)
無回答	4.3% (1)	4.1% (4)

(具体的な追加対象品目(案))

- ・ 電子レンジ
- ・ オープンレンジ
- ・ 掃除機
- ・ 携帯電話機
- ・ パソコン
- ・ DVDプレーヤー
- ・ DVDレコーダー
- ・ ビデオデッキ

- ・ CDラジカセ
- ・ 炊飯器
- ・ 冷凍ストッカー
- ・ 除湿器
- ・ ファンヒーター
- ・ オイルヒーター
- ・ 電子カーペット
- ・ マッサージチェア
- ・ 最終的には家電製品すべてが対象となるべき。

Q 2	家電リサイクル法に関するご意見等（不法投棄関係に限る。）をお聞かせください。
-----	--

調査結果の概要

家電リサイクル法に関する意見等（不法投棄関係に限る。）として、リサイクル料金の前払い制度の導入、デポジット制度の導入、不法投棄された廃家電の処理における製造者負担の制度化、指定引取場所の一元化等が挙げられた。

その他、対象家電品目が拡大すればかえって不法投棄が増加する、家電リサイクル法は不法投棄対策には直接つながらない等との指摘もあった。

< 回 答 >

（意見等）

- ・ 「リサイクル料金」の前払い制度の導入により不法投棄された場合の自治体及び土地所有者等の処理料金の負担を軽減する。
- ・ デポジット制度の導入。
- ・ 不法投棄された廃家電の処理料金を、拡大生産者責任の一環として製造者側の負担とするよう制度改正を望む。
- ・ 不法投棄された廃家電についてはメーカーが無償で引き取る、若しくは資金面における協力体制の構築が必要である。
- ・ 不法投棄された家電から所有者が割り出せる仕組みをつくるべき。
- ・ 指定引取場所において、メーカー別の区分を撤廃して、1箇所ですべてのメーカーの製品を受入れできるように検討してほしい。
- ・ 対象家電の品目を拡大することの理由に「不法投棄防止対策のため」というのは矛盾がある。制度への追加等には各自治体の処理が困難であることなどが優先されるべきであり、現制度にみだりに追加すれば余計に不法投棄が増加するものとする。
- ・ 家電リサイクル法は廃家電のリサイクルについて定めた法律であり、廃家電の不法投棄対策には直接つながらないとする。
- ・ 家電の見えないフローには、全国で40%の対象品が流れているといわれ、家電リサイクル法が形骸化している。
- ・ 平成23年の地上デジタル放送開始によるテレビの買い替えによりテレビの不法投棄が増えると予想される。そのため現行の家電リサイクル法を見直す必要がある。
- ・ 自治体の問題ではなく、国が早期に対策を講ずるべきではないか。
- ・ 循環型社会形成推進基本法の理念に従い、廃家電品の発生を抑制し、再利用を促進するために修理体制を充実させるように製造業者を指導すること。
- ・ 無価値・有価値の判断基準がなされていないため、無料回収業者に対する指導根拠が乏しい。

【回答対象：6の(1)は全自治体、6の(2)は都道府県のみ】

6 その他

(1) 廃棄物処理法等について

Q1	貴自治体の廃棄物行政担当職員が業者等から業務に支障を生ずるような圧力等(嫌がらせ等を含む。)を受けたことがありますか。
----	---

調査結果の概要

廃棄物行政担当職員が業者等から業務に支障を生ずるような圧力等(嫌がらせ等を含む。)を受けたことがあると、約2割の自治体が回答した。

具体的な事例として、度重なる来庁や電話、粗暴行為・暴言等の威嚇、職場外においても危害を及ぼすような行為や言動等が挙げられた。

< 回 答 >

	都道府県	政令指定都市	中核市	廃掃法政令市
対象数	(47)	(17)	(39)	(4)
1.ある	31.9% (15)	29.4% (5)	20.5% (8)	25.0% (1)
2.ない	66.0% (31)	70.6% (12)	79.5% (31)	50.0% (2)
無回答	2.1% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)	25.0% (1)

	県庁所在市	東京 23 区	合計
対象数	(14)	(23)	(144)
1.ある	0.0% (0)	8.7% (2)	21.5% (31)
2.ない	100.0% (14)	87.0% (20)	76.4% (110)
無回答	0.0% (0)	4.3% (1)	2.1% (3)

(具体的な事例)

- ・ 産業廃棄物処理業許可申請者が、1か月間にわたって毎日来庁し、審査の簡素化と迅速化の要求を繰り返した。
- ・ 野焼きを止めるよう指導中、刃物で威嚇された。
- ・ 不適正処理の疑いがある処理業者に処理を委託していた排出事業者に対して報告徴収を行ったところ、当該処理業者に行政処分を行わないよう、深夜数時間にわたり電話で苦情を申し立てられた。
- ・ 立入調査時、調査対象者から粗暴行為、暴言等の威嚇を受けた(公務執行妨害)。

- ・ 右翼団体の名刺を提示して、必要以上の調査を求めてくる。複数人で来庁し、要求に応じない場合は街宣活動を匂わしたり、電話や来庁頻度が多くなったりする。また、トップ（知事、部局長）への面会を求めてくる。
- ・ 業者に自動車で尾行を受け、自宅へ戻ることが困難となった。
- ・ 「お子様が歩行中に犬に吠えられて道路に飛び出し車に轢かれたとしても、それは不可抗力ですよね。」など、家族に危害を加えるような言動。

Q 2

圧力等を防止するための具体的な安全対策等があれば教えてください。

調査結果の概要

圧力等を防止するための具体的な安全対策等として、組織的な対応、対策研修の実施、警察関係職員との連携、誤解や無用なトラブルを招く恐れがある言動の回避等が挙げられた。

< 回 答 >

(具体的な安全対策等)

- ・ 対応マニュアルを定めて組織的に対応することとしている。
- ・ 年度当初の担当職員向け研修の中で行政対象暴力対応研修を行っているほか、庁内行政対象暴力対策室主催の研修会に職員を参加させている。
- ・ 来客窓口のある事務室内に、室外に発報する非常ブザーを設置している。
- ・ 応接状況についてビデオカメラで録画する。カメラ等が設置された特別な部屋を設ける。
- ・ 監視対象施設等への立入検査を行う場合は、原則として当課警察併任職員または不法投棄等対策専門員（警察OB非常勤嘱託）が同行することとしている。
- ・ 現場への立入検査の際は、複数で行動し、必要がある場合を除き相手方の事務所や住居内での対応はしないなど、誤解や無用なトラブルを招くおそれのある言動を避ける。
- ・ 裁判所に対し街宣活動禁止や面会強要禁止の仮処分の申し立てを行う。
- ・ 不当要求行為に対しては、初期対応が肝要であり、最初に対応する職員が十分な責任説明を果たすとともに、毅然とした態度で臨むという意識を職員一人一人が持ち、また組織が一体となって対応することが重要と考えている。

Q 3	廃棄物処理法に係る問題点・改善点等（不法投棄関係に限る。）があれば教えてください。
-----	---

調査結果の概要

廃棄物処理法に係る問題点・改善点等（不法投棄関係に限る。）として、廃棄物や廃棄物処理施設の定義等基本的な事項における法解釈の統一的な見解の必要性、産業廃棄物と一般廃棄物の許可制度の一本化、マニフェストの保存期間の延長、安定型最終処分場の見直し、措置命令の発動要件の緩和、罰則に原状回復規定を盛り込む必要性、処理費用を商品購入時に負荷させる仕組みづくりの重要性等が挙げられた。

< 回 答 >

（問題点・改善点等）

- ・ 法律の条文も、他の条文を準用するよう記載した箇所が多いため、読みづらい。また、理解しづらい。もっと法律を読みやすく且つ解釈しやすいよう、法改正をすべきである。
- ・ 廃棄物、有価物の判断が経済情勢や取引形態等により流動的であり、同一県内でも自治体により判断が異なる事態が多く生じる。また、法解釈も各自治体により異なるケースがあり、施設許可等、基本的な事項について法解釈に差が生じている内容に関しては、環境省において統一的な見解を示すべきである。
- ・ 産業廃棄物と一般廃棄物の整理、できれば許可制度の一本化を図る。
- ・ 契約書・マニフェストの保存期限が5年となっているが、長期化した事案では書類が残っていないことがある。10年程度に延長して欲しい。
- ・ 管理票による管理は、一定の効果があると思われるが、管理票により管理されていない廃棄物が不法投棄されていることが多く、性善説による立法趣旨では不法投棄の対応に苦慮することが多い。
- ・ 安定型最終処分場について、安定型5品目の中で、有機物等の付着の可能性が高いものを安定型5品目から除外する、安定型5品目以外の混入を現場で確認できる手法を確立する、現場での安定型5品目以外の混入阻止に係る実践的な方法が確立できなければ、構造基準を見直す。
- ・ 排出事業者に対する措置命令について、発動の要件を緩和し排出者責任を拡大すべきである。
- ・ 現行法では「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれ」がない場合は措置命令や行政代執行に至ることができないため、改善命令や行政指導を繰り返さざるを得ない。措置命令・行政代執行の条件の見直しが必要と思われる。
- ・ 現行法では、措置命令書に行政代執行を行うことがある旨を記載することとなっており、自治体にとって措置命令を出しにくくしている。省令改正を望む。

- ・ 措置命令発出時に差し押さえが可能となる制度に改正。
- ・ 罰則において、原状回復も盛り込んだ規定を盛り込んでほしい。 罰金を徴収するのであれば、その一部若しくは全部を原状回復費用に充てる。 執行猶予を付するのであれば、その期間中に原状回復を実施しないのであれば収監する等の方策をとらなければ、今後原状回復は望めず、環境汚染等が進む恐れがある。
- ・ 不法投棄は罰則が強化され監視体制も強化されてきたが、不法投棄されてしまった廃棄物の撤去処理は、原因者の資力が無いと長期間放置されてしまうため、事業者に許可を出す際に拠出金を出させプールしておくような制度が必要だと考える。
- ・ 罰則強化（いわゆる川下対策）も必要であると考えますが、取締体制が担保されていないければ、効果は薄い。それよりも源流対策として、拡大生産者責任をより強化し、リデュース・リユースを進めさせ、処理費用を商品購入時に負荷させる仕組みづくりが重要であると考えます。

(2) 一般廃棄物の不法投棄問題について

Q	貴都道府県の区域内の市町村（本アンケート対象自治体は除く。）における一般廃棄物に係る不法投棄の事案を把握していますか。把握している場合に、特段の支障がなければ、その市町村名及び具体的事案の内容を教えてください。
---	---

調査結果の概要

都道府県のうち、約 25%が区域内の市町村における一般廃棄物に係る不法投棄の事案を把握していると回答した。

具体的事案の内容として、引越ごみ、家庭ごみの不法投棄事案等が挙げられた。

< 回 答 >

	都道府県	合計
対象数	(47)	(47)
1.把握している	23.4% (11)	23.4% (11)
2.把握していない	68.1% (32)	68.1% (32)
無回答	8.5% (4)	8.5% (4)

(具体的事案の内容)

- ・ 家電を含む一般生活ごみが集落はずれの谷等へ集中して投棄されている。
- ・ 新道建設に伴い、日常的には通行がなくなった旧道などに、市町村が収集しない廃棄物（廃タイヤ、廃家電等）が放置されている。
- ・ 家電類、家具類等を含む一般廃棄物の不法投棄。場所は原野や海岸近くで、産業廃棄物と混載している現場多数。投棄者不明。
- ・ 引越ごみ、家庭ごみの不法投棄。投棄現場は農用地、原野。投棄者不明。

平成 20 年度

廃棄物の不法投棄問題に関する実情調査(アンケート)

報告書

平成 21 (2009) 年 3 月発行

発行：衆議院調査局環境調査室

Research Office on Environment Research Bureau House of Representatives

〒100-8982

東京都千代田区永田町 2 - 1 - 2

衆議院第二議員会館 B2

(代表) 03 (3581) 5111

(直通) 03 (3581) 6733

(FAX) 03 (3581) 7700

本資料について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。本資料内のデータや文章を引用される場合は、必ず出所を明記してください。また、転載等を行う場合には、あらかじめ衆議院調査局環境調査室まで連絡の上、許諾の手続きをお取りください。

発行：衆議院調査局環境調査室

Research Office on Environment Research Bureau House of Representatives

この資料は、再生紙を使用しています。